

日曜日の  
兒童慰安

更に當局は、教會の閉鎖された當時、兒童を日曜日一日無爲に過ごさせる事を遺憾として、其の一日を慰安日とすべく方案を立て、次の如く内訓が發せられた。

臨南防第一號ノ三（大正五年一月三日）

本群島ノ兒童ハ、日曜日ト雖モ特ニ慰安ヲ得ヘキ道ナク、家庭ニ在リテ一日ヲ暮サシムルハ兒童調育上憂フヘキコトニ付、小學校長・教員講話ヲ爲シ、又ハ全員ヲシテ唱歌或ハ遊戯ヲ行ハシメ、其ノ他適當ノ方法ニ依リ快活ニ嬉遊セシムル様努ムヘシ  
この行事は最初は、時宜に適つて頗る自然的に行はれて居たが、一時閉鎖されて居た基督教會が再開されると同時に、下火となつて來たのは止む得ない状態であつたであらう。

兒童使役  
禁止

次に小學校兒童使用禁止に關する通牒が發せられた。

臨南防第四八三號（大正五年十一月一日）  
（防備隊參謀長ヨリ各守備隊長宛）

小學校兒童使役ノ件

小學校兒童ハ教育ノ目的ニ非サル勞働ニ使役スルコトヲ得サルコトト承知相成度  
右申進ス

これは如何にも突飛な通牒であるが、創始時代には手不足の爲に、教育の目的以外に、屢々生徒を使用されて居たもので「教育の目的」といつても之が解釋の如何に依つては自ら見解の相違が起る。殊に「新文化」を囁して臨んで居る教育事業であるから、日本人の爲すこと凡てが、廣義の教育と解して居た者もあつたかも知れない。特に教育専門家の少い時代であり、兒童も内地の兒童と比較出來ない位に大きい兒童があつて、殊に離島から入學して居

離島兒童  
の取扱

る者などには、二十歳を越えた者も稀ではなかつた。それで勢ひ廣義の教育事業にまで、兒童を使用して居た事が推量される。

離島といふのは、政廳（守備隊民政署）所在地以外の島を指稱するものである。島民自體の村治、或は對外的關係上、政廳所在地が必しも彼等の生活の中心地でない場合が往々ある。併し離島の住民と雖も、齊しく教化に浴せしめ啓發しなければならぬ。就中、地方の指導階級に立つべき者は、努めて學校に入學せしめて教育する必要があつた。それで離島から入學する寄宿兒童の教養上に於ける特殊注意に關して内訓が發せられた。

臨南防民第八一一號（大正五年十二月八日）  
（防備隊副官心得ヨリ各守備隊長宛）

離島小學校兒童ニ關スル件

小學校兒童ニシテ適宜離島ヨリ召集シ寄宿生トシテ教養シタル者、卒業ノ上ハ村長、助役トシ、後來ハ總村長タラシムル御方針ニ付、之カ選擇ニ際シテハ、單ニ智能體力ノミヲ標準トセス、其ノ父兄ノ身分家柄等ニ付特ニ精細ニ調査ヲ施シ、卒業後ノ人物養成上推算無キ様注意相成度  
右依命申進ス

當時は占領後間もない時であり、食糧問題はともかく、從來、激しかつた各島間の勢力争の餘燼があつて、離島から政廳所在地へ出て來る事は、生徒自身も、父兄も、非常な勇氣と決斷とを要したので、指導階級の弟子の教育すら容易ではなかつたのである。

寺小屋式

折角小學校規則は發布されたが、教師の招聘及財政上の關係から、一時に多くの學校も設立し難い事情に在つた。



教育

特殊兒童は前述の様に、寄宿生として、學校に入學せしめたが、全般的には到底就學せしめる事は出來得る事でない。併し乍ら、宣教師が學校(ミツションスクール)を閉鎖した後の兒童を放置することは、島民教化上からも亦、施政上から見ても、面白くない事である、依て應急の處置として、遠隔の土地に勤務する官民日本人に出来る限りの援助を與へて、兒童の教育を爲すことを勸勵した。その結果、

一、ヤツブ民政區に於ては、

オレアイ島警吏駐在所 兒童數五十五名

校舎は島民の寄附により、二教室四十四坪餘一棟新築した、材料は島材を島民が寄附し、工事も島民の手に成り、福島警吏自ら工事の指導をして建築されたもので、粗造の内地の建物より寧ろ立派であつたといふことである。

一、パラオ民政區に於ては、

ベリリユウ警吏駐在所 兒童數六十名

アンガウル島 兒童數七十七名

アンガウル島では燐鑛採鑛所に委嘱したので、同所では小學校を設置し、校舎農園等も設備されて、採鑛所事務員をして教授を擔當せしめ、其の成績は甚だ良好であつた。

一、ボナペ民政區に於ては、

キチ 一村警吏駐在所 兒童數七十名

マトラニウム警吏駐在所 兒童數四十五名

ウ 一警吏駐在所 兒童數五十名

等があり、尙、南洋貿易會社の申出により、各群島の離島で寺小屋式に日本語を教授することを許したものが十一ヶ所と、恒信社で教授したものが一ヶ所あつて、不完全ながら南洋群島の教育も中央から地方へ、特殊階級から一般民衆へと進展して來た。

規則發布  
當時の苦心

既述の南洋群島小學校規則が發布され、各學校は一齊に其の實施を敢行したが、實際問題として、考慮すべき點も少くなかつた。

サイバン守備隊長

一、教科目

二、入學兒童年齢

三、教授時數

四、一學級の兒童數

等に關し新規則の實施に困難な事情を開陳して來た。其の要點は次の通りである。

教科目に就ては、内地の小學校ですら第四學年には歴史、地理、理科、農業、家事等の教科目は加設して居ないのに、島民兒童に之を課することは負擔か過重ではないか、教科目の多いことは、兒童の頭腦を混亂させる基であるから、これ等の科目は國語の教材中に加へて、其の知識を得しむるが得策である。島民兒童に對し、内地兒童より教科



目を多くした理由は何處にあるか。

入學兒童の年齢に就ては、學齡の始期を滿八歳とした事は當地方では遅過ぎる。獨逸の經營した學校も、滿七歳を入學期として居たし、我が官憲も占領後之を踏襲して來たが、あまり困難ではなかつた。本年改めて入學年齢を滿八歳とすると、本年の入學者ないことになる。家庭でも早く學校を卒業させ、家事に手傳はせる事を希望してゐる。熱帯地であるから一般に早熟でもある。島民教育の主眼が日本語を知らせる事であれば、其の目的を達する爲には學齡を早くすると、幼年者が年長者より言語を習得するのには早い。本校で内地の滿六歳を七歳の獨逸時代の制を踏襲したのは、幼年の兒童は管理に手数を取るのに對して、教員が不足で斯くしたものである。

教授時間に就ては、群島では内地小學校より幾分斟酌して、之を短縮するのが適當と思はれる。毎週教授時数は、内地の小學校令施行細則では、尋常小學校では三十時間を超ゆる事が出来ない制度となつて居て、其の實際は尋常科では十八時間乃至二十七時間である。然るに本小學校教則では三十二時間（第四學年）も兒童に課する事は、過重で、兒童の身心發達上、又教員も精力消耗し多大の損失がある。それで内地より幾分時間を短縮する必要があるはしないか。

一學級の兒童數は、なるべく減少するのが理想であるが、之が教員數、校舎の設備其の他直接經濟上に及ぶ影響は少くない。それで、其の數は財政狀況を斟酌して決定すべきである。内地の小學校施行規則では、一學級の生徒數を七十人に制限してゐるが、新規則では六十人として居る、當地方は其の生活狀態、及一般の民度からして多額の學校經費を負擔する事は不可能である。現に當校では第一學年、第二學年は共に準則の制限を超過して居る。今

之を準則によれば教室、教員は自然不足となる。尙、學齡兒童は年を逐ふて増加しつゝある。この對策を如何にすべきか。

司令部の  
回答

といふ問題で、大正五年一月十三日附で具申された。それに對して、三月七日附で防備隊參謀長の名を以て次の様な回答があつた。

- 一、教科目ハ規則ニ別段ノ定アルモノニ付、増減セサルコト
- 二、入學兒童ノ年齢ハ當分ノ内滿七歳以上滿十二歳以下トシテ取扱フコト
- 三、教授時數ハ兒童心發達ノ程度及教授力ヲ斟酌シテ之ヲ定メ、規則第七條ニ依リ報告ヲ爲スコト
- 四、一學級ノ兒童數ハ準則ニ依ルモ、特別ノ事情アルトキハ七十人マテ増加スルコトヲ得ルモ、尙教員ノ數、教室ノ數等ヲ斟酌シテ多少此ノ制限ヲ超過スルコトヲ得。

教育顧問  
の意見

更に司令部附教育顧問、杉田囑託の意見書には左の意味の事柄を述べて居る。

第一、教科目に關しては、歴史、地理は國體の尊嚴を知らしめ、國民性の涵養上必要缺くべからざるものである。理科、農業、家事は島民生活上必須な事項で、勞作の習慣、生活の向上及衛生思想の普及を圖るため、徒に高尚に走らず他教科と連絡して實施すれば困難なことはあるまい、殊に開陳の如く國語科の中に加へて其の知識を授くる様にすれば、其の内容には異ならないであらう。

第二、學齡始期を滿八歳としたのは、比較的心身の發達した者を入學せしめると効果が速であること、思慮した便宜の處置である。開申の狀況は相當の事由と認めるから、特に従前通り滿七歳で入學せしむる件は、當分差



支ないものと認める。

第三、教授時數は各教科目の繁簡に従ひ、其の教程を定めて、兒童心身の發達程度、教員の心身關係等に依つて可能な時間數を定めるがよいと思ふ。

第四、一學級兒童數は、教員の配置、教育の設備等に依つて適宜の所置を採る外はない。唯島民兒童の能力が低能であると假定するならば、兒童數の多い程教師の力が普遍しないで、徹底を缺き効果を收め難いことは勿論である。

叙上の事情でサイパンからの陳情は解決された。

ヤップ守備隊長からも

「コロニー附近以外の兒童を教育する爲に、時々教員を派遣して、其の地で特別教育を實施する方針であつたが、何分ヤップ小學校の教育さへ手薄を感じてゐる有様であるから、此の計畫を一時見合せて、他の方法として各管區から、寄宿生を選出せしめ、寄宿舎の設備が出来る迄は、集合所を指定し其處から通學させる事とする、尙今回發布された小學校規則中の兒童年齢と照合して不當のものもあるが、新學期まで現在の通り續行し、編成其の他も新學年始から規則通り實施する。」

といふ意味の報告が、大正五年一月十五日附で、司令部參謀長宛に報告されて居る。

「チャモロ」語科設置の件

尙島民教育の苦心は島語の不統一といふ點にもあつた。一概に島民と言つても、チャモロ族とカナカ族は、全然言語が違つて居る、それ等の兒童を同じ教室に收容して日本語を教へる事は容易の業ではない。特にサイパン島で

ヤップ民政區の苦心

は、チャモロ族兒童とカナカ族兒童が相半ばして居て、チャモロ族は、カナカ族より文化の程度が稍々高いといふ點で、島語を統一する爲にチャモロ語を島語として統一すべく、サイパン小學校は教科目の中に「チャモロ語科」の新置の認可を、大正六年六月二十八日附で、サイパン軍政長より司令官に申請された。

それに對し教育顧問杉田次平氏は、強固な反對意見で「斯の如き意見あるは意外なり、何故邦語邦字を以て統一せざるか」と主張されたので、遂に九月五日附で副官よりサイパン軍政廳長宛に「小學校規則ノ趣旨ニ反スルモノニ付、詮議相成ラス候」といふ通告があつた。當局の意見及處置は、然るべき對策であるが、サイパン小學校に於て、如何に困窮して其の舉に出たかといふ事も推察するに難くない。要するに創始時代は、當局も、教育者自身も、幾多の難問題に遭遇し、其れに善處して今日の教育を築き上げたのである。

(不成立の事項)基本財産問題

學校の設置と共に考慮された問題として、教育に關する經費を、將來如何にして撥出するかといふ事であつた。

而當局は將來小學校の經費に充當する爲、基本財産として椰子樹園を經營することが、最も適當であり有望であると見て、各守備隊長宛(大正四年十二月二十七日)左の各項に對する回答を求めた。

- 一、椰子樹栽培に適する土地
- 二、椰子樹栽培經營方法
- 三、椰子樹栽培の收支豫算
- 四、椰子樹の栽培法
- 五、椰子樹栽培見込地の地圖



六、椰子樹栽培に適當なる土地なき時の對策  
依て各守備隊長よりそれ／＼報告があつたが、諸種の事情により、殆ど實行を見るに至らなかつたことは甚だ遺憾である。

南洋國語  
學校設立  
提唱

島民教育開始以來、島民兒童の教育効果は顯著なものがあつたが、軍政當局の一部では、島民の先覺者養成機關の設置を必要とする論が、擡頭して大正六年末頃、南洋國語學校の設立案が提唱されるに至つた。

即、南洋群島防備隊司令部所在地に、南洋國語學校を設置して國語の習熟を主眼とし、島民としての心得を授け、普通一般の日常生活に必須な知識技藝を授けて、先覺者の島民青年を養成し、卒業後は助教員、通譯、巡警、病院手傳、村長書記、農業指導者、實業従業者たらしめる目的であつた。併し乍ら財政其の他の關係から之が實現を見るに至らなかつたのである。

軍政時代の  
願の教育回

島民に秩序ある教育を施すには、之に適應する教育制度を調査せしむる必要ありとし、大正四年七月下旬より約五ヶ月間の豫定で、石黒文部屬に依託して、之が調査を進行せしめ、十月に至り先づ軍政廳所在地に限つて、百名内外の兒童を收容し得る小學校の設置をなすこととし、離島以外の獨逸宣教師經營の諸學校を閉鎖せしめ、小學校規則を制定して、教育の準備を示し、十一月乃至十二月に至りヤルトを除いた他の五民政署所在地に小學校を開校するに至つた。

大正五年

爾來其の成績は比較的良好で、一般島民に良き感化を與へ、豫想以上に就學兒童が増加して、豫算の許す限り各地に小學校を増設せざるを得ない狀勢となつた。開校準備中であつたヤルト小學校は大正五年二月二十八日に開

校され、更にパラオ民政區にマルキヨク小學校が同年六月十九日に開校された。

小學校教員は、民政事務囑託六名を各民政區に配置し、當該小學校長の職を兼務せしめ、外に二三名の下士卒若

くは會社員、島民等をして教員を補助せしめて居たが、大正五年度内に七名の新任教員が迎へられ各地に配置された。

小學校教育を實施して、二星霜を累ね、成績は益々良好で、邦語普及の端緒に就いたばかりでなく、島民兒童は一般に通學を樂しむの風が漸く顯れて來た。

アンガウルは特別の事情により、燐鑛採掘所に依囑して經營されて居り、大正六年三月二十九日にボナベ民政區にクサイ小學校が設置され四月一日より開校し同日サイバン小學校に補習科を併置した。パラオ民政區では南北兩部の會長が發起となり、各校舎の建設寄附を出願したので、之を許可し、北部は既に完成し、南部も既に工事に着手して居る。ロタ島でも島民が校舎を建

大正六年



第三十三圖 第三十三圖 第三十三圖 (年六正六)會朝(民島)校學小クツト

築して、駐在守衛が主任となつて島民兒童の教育を施して居る。右の外南洋貿易會社は許可を受けて、其の會社員により各離島十一ヶ所の兒童に寺小屋式教育を施しつつある。





（年七正大）會動運（民島）校學小クツラト 圖四十三第

大正七年

斯の如く我が教育制度の實施と共に、獨逸宣教師の經營にかゝる教育事業は、ヤルト民政區の離島を除く外は全部閉鎖され大いに面目を新にした。尙進んで小學校規則を改正して一層適切なる教育を施さうとして居る。

教員は客年及本年増員した民政事務囑託の外に、民政費支辨の専門の教員を所要地に配置し、尙不足の所は下士卒若くは社員に教員の職を補助せしめつゝあるが、今後は成るべく優良卒業生を助教員に充つる方針を採り、下士卒及會社員の教員補助は漸次廢止することとした。

小學校教育が實施されてから年を閲すること早三星霜、大正七年度に至り成績は益々揚り、島民兒童が通學を樂しむばかりでなく、父兄も之を好む傾向を生じ其の表徴が所々に見出される様になつた。



（代時政軍）校學式屋小寺島イアレオ 圖五十三第



（代時政軍）校學式屋小寺島イシユウ 圖六十三第

特にパラオ方面では、其の美風が最も顯著で、曩に彼等は兒童教育の爲に北部に、マルキヨク小學校、次で南部のベリリユウ島でも校舎の寄附があり、今も亦最北部のガラルドに一校を建築して寄附することを出願したので之を許可した。



ボナベ民政區キチー村の島民も、校舎を建設して寄附した學校があつたので、本年四月一日に開校された。ヤルート方面は蕞爾たる小島が點在して居て、交通が不便である爲に、教育事業も稍々不振の傾向にあるが、本年度内に一校を増設し、且警吏を増員して分校を設置する計畫である。

斯くして教育の効果は益々あがり、國語の使用も益々普及し、今日では軍政廳、其の他で邦人の使役に利用されて居る者が漸次増加し、將來は代用教員としても、之を使用して一層教育の効果を收めんことを期して居る。

小學校規則は島民の風俗習慣、並に心理狀態等に鑑みて、之が改正を要する機運に達したので、曩に改正案を具して上申し、愈々其の改正案が認可されて、九月一日より實施される様になつた。其の實施以後は民政時代の教育として項を改めて述べる。

軍政時代學校一覽表

民政區別	學校名	所在地	設立年月日	開校年月日
サイバン	サイバン小學校	サイバン島 ガラバン	大正四年十二月二十七日	大正四年十二月二十七日
ヤツブ	ヤツブ小學校	ヤツブ島 コロニー	大正四年十二月二十七日	大正四年十二月二十七日
バラオ	バラオ小學校	コロニー島	大正四年十二月二十七日	大正四年十二月二十七日
トラツク	トラツク小學校	バベルダオ島 マルキヨク島	大正五年六月十九日	大正五年六月十九日
ボナベ	ボナベ小學校	トラツク諸島 夏島 ボナベ島 コロニー	大正四年十二月二十七日	大正四年十二月二十七日

軍政時代學校一覽表

ボナベ	クサイ小學校	クサイ島レロ村	大正六年三月二十九日	大正六年四月一日
ヤルート	キチー小學校	ボナベ島キチー村	大正七年三月一日	大正七年三月十四日
	ヤルート小學校	ジャボル島	大正四年十二月二十七日	大正五年二月二十八日

寺小屋式學校一覽表

民政區別	場所	所
サイバン	ロタ島一ヶ所	
ヤツブ	オレイアイ島一ヶ所	
バラオ	アンガウル島、ベリリユウ島各一ヶ所	
トラツク	モートロツク島一ヶ所	
ボナベ	ボナベ島字マタラニーム及ウー、ビングラツブ島、モキール島、ナチツク島、ヌゴール島 グリニツチ島各一ヶ所	

備考 右は駐在警吏、探検所員又は、所在の會社員等に依囑して附近の島民兒童を收容して國語、修身、算術、唱歌等を教授した學房である。

(二) 民政時代の教育

民政時代

大正七年六月勅令を以て、民政職員設置に關する件が公布されると共に、臨時南洋群島防備隊條例が改正され、大正七年七月一日防備隊に民政部を設置し、新に海軍事務官長、及海軍事務官、其の他の職員を任命し、一般施政事務は

第三章 日本統治以後の教育



民政部の統轄となし、従来の軍政廳を民政署と改め、事務官をして民政署長に充て、各管内の民政事務に當らしめ、守備隊は専ら地方警備の任に當り、臨時南洋防備隊司令官の下に、司令部と民政部とが分轄されることゝなつた。大正十年七月に至り民政部はバラオ諸島コロール島に移轉され、次で大正十一年三月、従来の臨時南洋群島防備隊條例が廢止され、軍隊の撤去と同時に、四月一日新に南洋廳が設置された。その間の教育狀況に就て考察する。

嚮に發布された南洋群島小學校規則は、主に内地の小學校令に準じて編成されたもので、數年間實施されて居る間に、島民兒童の教育上不合理であり、其の習性・心理狀況と懸隔が甚しく、實施にも困難な點が見出されたので、當局でも其の改正に對する要點を指摘した。

小學校規則改正の要旨

- 一、内地小學校と全然同一にしようとすることは不可能である。
- 一、殖民地では、殖民地的の小學校でなければならぬ。
- 一、國語を主眼とし、國語の習熟及片假名の普及を以て本旨とすること。
- 一、義務教育制度に依ることは當分不可能であるから、優等兒教育の方法に據ること。
- 一、殖民地教化事業の第一歩として、先づ以て先覺者となるべき者を速に教育することが肝要である。
- 一、當分入學年齢を一定する必要はない。
- 一、修業年限は三ヶ年で足るが、尙事情により一ヶ年以上の補習科を設くる事を得れば都合がよい。
- 一、教科目等も島情に適した實際的のものとし言語教授を基礎として、各科を之に統合すること。
- 一、群島國語讀本第二學年用、第三學年用も編纂しこれによつて針路を定むること。

一、各科とも徒に高度に進むる必要はない。

一、教科目については、左の點に注意したい。

人として日常の行動を教へ、習性を造ること。

之から人とならうとする未開無智の者を教化するのであつて、人として現存して居る者を更に人たるべく教育するの域に達して居る者でない事を忘れてならない。

島民の心得となるべき事項を授けて、實踐せしむること。

手藝の練習、農事の實習、産物の製作、算術、唱歌等は殊に實際的ならざるべからず。

女子には日常卑近の洗ひ張り、食事、住居、縫ひ方、繕ひ方等に留意すること。

皇統連綿として、皇恩の廣大無邊であること、日本國の強勇は世界無比であること、皇國の伸展と皇國の使命、島民愛撫の大御心、島民の幸福、これ等を感じさせることが肝要である。

一、總べて設備は、簡素を旨とし殖民地統治各般の施設との案配を考慮して、經費の出所及其の金額によつて、施設の緩急宜しきを得なければならぬ。

一、學校休暇を利用して、教員の修養に資する方法を採りたい。

一、報告書類の改正。

一、作製帳簿の一定。

尙附帶として



第一節 島民に対する教育

一七二

- 一、小學校教育と隊内の農事拓殖と連絡をとりたい。
- 一、小學校卒業後の兒童について、適當な教育指導の方法を採ること。
- 一、小學校教師は、島内教化の中心として立つところの自信と、責任と、努力とがなければならぬ。
- 一、小學校以外の社會教育についても適當な方法を講じたい。

青年男女の教育に就て、

一般島民に片假名を普及することに就て、

一般島民に簡易な通常國語の普及に就て、

教育、殖産、衛生及一般行政指導に關する通俗教育等は主なものである。

等を主要條件として、改正案が審議され、愈々完成して具申され、其の承認を得て、南洋群島島民學校規則として布告された。

新制規則の、從來の小學校規則と異なる主要な點は、島民兒童に皇恩を感受せしむる事を主眼とし、從來の修業年限四箇年を三箇年に改め、地理、歴史及理科の教科目を削除し、又土地の状況に依つて補習科を設置して、更に二箇年以内習學する事を得しむるやうにし、學年度を曆年と同様にし、一年を二學期とした點等である。全文を掲げると左の通りである。

改正された主要點

南洋群島島民學校規則

大正七年六月十五日  
南洋群島民政令第一號

第一章 總 則

南洋群島島民學校規則

第一條 島民學校ハ島民ノ兒童ニ皇恩ヲ感受セシメ國語ヲ教ヘ德育ヲ施シ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第二條 島民學校ハ司令官ニ於テ必要ト認メタル地ニ之ヲ設置ス

第三條 島民學校ノ修業年限ハ三箇年トシ分校ニハ第二學年迄ヲ置ク

但シ土地ノ情況ニ依リ補習科ヲ置クコトヲ得其ノ修業年限ハ二箇年以内トス

第四條 島民學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、唱歌、體操、圖書トシ男兒ノ爲ニハ農業、手工ヲ加ヘ女兒ノ爲ニハ裁縫及家事ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ修身、國語、算術ノ外適宜他ノ教科目ヲ缺クコトヲ得

補習科ニ在リテハ學校長ハ土地ノ情況ニ適セル教程ヲ定メ島民學校ノ教科ヲ補習シツツ稍高程度ノ課程ヲ授ケ農工商等ニ關スル卑近ナル知識及實習ヲ課シ尙日本歴史、日本地理及理科ノ大要ヲ加フルコトヲ得

第五條 學校長ハ前條ニ依リ教科目ヲ加除セムトキハ其ノ事由ヲ具シ、第三條ニ依リ補習科ヲ置カムトスルトキハ其ノ修業年限及教程ヲ定メ民政署長ヲ經テ司令官ノ認可ヲ受クヘシ

第二章 教 則 及 編 制

第六條 島民學校ニ於テハ第一條ノ趣旨ヲ遵守シテ兒童ヲ教育スヘシ

何レノ教科目ニ於テモ常ニ皇恩ヲ感受セシムルコトヲ主眼トシ德行ノ涵養ト國語ノ習熟トニ留意シテ教授セムコトヲ要ス

第三章 日本統治以後の教育

一七三



第一節 島民に對する教育

一七四

知識技能ハ常ニ民度及土地ノ情況ニ顧ミ生活ニ必須ナル事項ヲ選ヒテ之ヲ教授シ反覆練習シテ應用自在ナラシムルコトヲ務ムヘシ

男女ノ特性及其ノ將來ノ生活ニ注意シ各適當ノ教育ヲ施サムコトヲ務ムヘシ

各教科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相連絡シテ補益セムコトヲ要ス

第七條 修身ハ常ニ國體ノ尊嚴ナル所以ヲ説キ

天皇ノ至仁、至愛國民ノ武勇、仁義ノ世界ニ冠タルコトニ及ホシ、兒童ニ皇恩ヲ感受セシメ皇化ニ浴スルハ即島民ノ幸福ナルコトヲ了知セシムルコトヲ根元トシ日常ノ行儀作法ヨリ導キ人道ノ實踐ヲ指導スルヲ以テ要旨トス、島民ノ風俗、習慣、現在ノ狀態ニ考慮シ向上ニ必要ナル日常卑近ノ實踐事項ヲ授ケテ矯正指導シ漸ク進ミテハ島民トシテノ責務ニ及ホシ政令ニ遵ヒ公益ヲ盡シ報本反始ノ風ヲ養ヒ又女兒ニ在リテハ特ニ貞淑ノ徳ヲ養ハムコトヲ務ムヘシ

第八條 國語ハ普通ノ言語日常須知ノ文字及平易ナル口語文ヲ教ヘ其ノ應用ヲ自在ナラシメ以テ正確ニ思想ヲ發表スルノ能ヲ養ヒ特ニ言語ノ練熟ヲ主トシ日常邦語ヲ使用スルニ支障ナキ程度ニ至ラシムルヲ以テ要旨トス

國語ハ初メハ發音ヲ正シクシ片假名ノ讀方、書方、綴方ヲ課シ簡易ナル言語ヲ授ケ話方ニ重キヲ置キ進ミテハ日常須知ノ文字及平易ナル口語文ニ及ホシ特ニ普通ノ言語ニ熟達スル樣練習セシムヘシ

讀方ハ發音語調ヲ正確流暢ナラシメ語句ノ意義ヲ明瞭ニシ且其ノ用法ニ習熟セシメ言語ト文字トヲ一致セシムルコトニ務ムヘシ

綴方ハ讀方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項及兒童ノ見聞シ且處世ニ必須ナル事項ヲ記述セシメ其ノ文ハ平易ナル口語文トス

書方ニ用フル漢字ノ書體ハ楷書トシ假名ハ片假名トス

第九條 算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ、生活上必須ナル知識ヲ與ヘ思考ヲ正確ナラシムルヲ以テ要旨トス

算術ハ初メハ二十以下ノ數ノ範圍内ニ於ケル數ヘ方、書方及加減乗除ヲ併セ課シ進ミテハ百以下ノ數ニ及ホシ日常必要ナル加減乗除ヲ授クヘシ

算術ハ初メハ暗算ヲ用ヒ進ミテハ筆算ヲ併セ課シ問題ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項及土地ノ情況ヲ斟酌シテ適切ナルモノヲ選フヘシ

算術ヲ授ケタルニハ理會ヲ精確ニシ暗算運算ニ習熟シテ應用自在ナラシメ又計算ヲ正確ニ説明セシムコトヲ要ス

第十條 唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フコトヲ得シメ美感ヲ養ヒ徳性ノ涵養並國語ノ習熟ニ資スルヲ以テ要旨トス

唱歌ハ平易ナル單音唱歌ヲ授ケ歌詞ハ口語文ノモノヲ多カラシメ樂譜ハ平易雅正ニシテ兒童ノ心情ヲ快活純美ナラシムルモノタルヘシ

歌詞ハ成ルヘク其ノ意味ヲ了解セシムヘシ

第十一條 體操ハ健康ヲ増進シ精神ヲ快活ニシ特ニ規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

體操ハ主トシテ遊戲ニ就キ簡易ナル動作ヨリ始メ漸ク其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ又男女ノ別ニ依リ其ノ種類ヲ斟酌スヘシ

體操ノ教授ニ依リ習成シタル姿勢及規律ハ常ニ之ヲ保タシムルコトヲ務ムヘシ

第十二條 圖畫ハ通常ノ形態ヲ看取シ正シク之ヲ畫クノ能ヲ得シメ美感ヲ養フヲ以テ要旨トス

圖畫ハ單形ヨリ始メ簡單ナル形態ニ及ホシ實物又ハ手本ニ就キ若クハ自己ノ工夫ヲ以テ畫カシムヘシ

圖畫ノ教授ニ於テハ清潔ヲ好ミ綿密ヲ尙フノ習慣ヲ養ハムコトニ注意スヘシ

第十三條 農業ハ其ノ土地ニ適應セル農業ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ農業ノ趣味ヲ長シ勤勉利用ノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

農業ハ土地ノ情況ニ依リ農事又ハ水産ヲ授ケ若クハ農事水産併セ授クヘシ農事ハ栽培、養畜、植樹等ニ就キ水産ハ漁撈、養殖等ニ就キ其ノ土地ニ適切ナルモノヲ授クヘシ

第三章 日本統治以後の教育

一七五



第一節 島民に對する教育

農業ヲ授クルニハ實習ニ重キヲ置キ又理科的知識ヲ授クルコトニ留意スヘシ

第十四條 手工ハ簡單ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ得シメ工藝ノ趣味ヲ長シ勤勞ヲ好ムノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

手工ハ紙、絲、植物纖維、竹、木、粘土、金屬等ノ材料ヲ用ヒテ簡易ナル製作ヲ爲サシメ其ノ材料ノ品類、性質等ヲ教示シ尙ホ利用厚生ノ途ヲ知ラシムヘシ

第十五條 裁縫及家事ハ女子ニ須要ナル普通ノ技藝及近易ナル家事上ノ知識ヲ得シメ整頓利用等ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス裁縫ハ運針法ヨリ始メ漸ク通常ノ衣類ノ縫方ヲ授ケ裁方、繕方、洗方、保存方及刺繡等ヲ教ヘ土地ノ情況ニ依リ「ミシン」機ノ使用法ヲ授クルコトヲ得

家事ハ衣食住等ニ就キ簡易適切ナル事項ヲ授ケ兼テ實習ヲ課スヘシ

裁縫及家事ヲ授クルニハ日常ノ生活狀態ノ改善ニ留意シ其ノ材料ハ平常所要ノモノニ採リ用具ノ使用法材料ノ品類、性質、價格並衣類、家具、食料品ノ保存方等ヲ教示スヘシ

第十六條 每週教授時數ハ別表ヲ標準トシ土地ノ狀況ニ依リ學校長之ヲ定メ民政署長ヲ經テ司令官ノ認可ヲ受クヘシ變更シタルトキ亦同シ

第十七條 學校長ハ其ノ學校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシ

第十八條 島民學校ノ教科目ハ司令部ニ於テ編纂又ハ檢定セルモノタルヘシ

第十九條 學校長ハ各學年ノ課程ノ修了又ハ全教程ノ卒業ヲ認ムルニハ兒童平素ノ成績ヲ考查シテ之ニ依ルヘシ

第二十條 學校長ノ第四號表様式ニ依リ成績考査簿ヲ作成シ前條ニ依リ考査セル成績ヲ記入スヘシ

第二十一條 學校長ハ修業年限ノ終ニ於テ全課ノ教程ヲ修了セリト認メタル者ニハ卒業證書ヲ授與スヘシ

卒業證書ハ第一號表様式ニ依ルヘシ

第二十二條 學校長ハ學年末ニ於テ各學年ノ課程ヲ修了セリト認メタル者ニハ修業證書ヲ與フルコトヲ得

修業證書ハ第二號様式ニ依ルヘシ

第二十三條 島民學校ノ學級數ハ司令官之ヲ定ム

第二十四條 一學級ノ兒童數ハ六十人トス但シ特別ノ事情アルトキハ増減スルコトヲ得

第二十五條 學校長ハ學級ヲ編制シ民政署長ヲ經テ司令官ニ報告スヘシ變更シタルトキ亦同シ

第三章 學年、休業日及式日

第二十六條 學年ハ一月一日ニ始リ十二月三十一日ニ終ル

第二十七條 學期ハ分テ左ノ二學期トス

第一學期 一月一日ヨリ七月三十一日ニ至ル

第二學期 八月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第二十八條 休業日ハ左ノ如シ

一、祝日、祭日

二、日曜日

三、靖國神社例祭日、海軍記念日

四、開校記念日

五、學期末休業

七月十六日ヨリ七月三十一日迄

六、年末年始休業

十二月二十九日ヨリ翌年一月十五日迄

第二十九條 前條ノ外臨時休業ヲ要スルトキハ學校長其ノ事由ヲ具シ民政署長ノ認可ヲ受クヘシ

第三章 日本統治以後の教育



第一節 島民に對する教育

一七八

天災事變其他急迫ノ場合ニ際シ認可ヲ受クルノ暇ナキトキハ學校長ハ休業ヲ行ヒ速ニ民政署長ニ報告スヘシ

第三十條 祝日ニハ學校長ハ職員及兒童ヲ學校ニ參集セシメ左ノ順序ニ依リ式ヲ行フヘシ

一、君が代

二、祝日ニ關スル訓話

三、祝日唱歌

第四章 入學、在學、退學、卒業

第三十一條 入學スヘキ兒童ノ年齢ハ八歳以上十二歳以下トシ學年ノ始ニ於テ入學セシムヘシ

第三十二條 民政署長ハ學校長ノ意見ヲ徵シ十二月二十八日迄ニ入學セシムヘキ兒童ヲ選定スヘシ

第三十三條 在學兒童正當ノ事由ナク引續キ五日間缺席シタルトキハ學校長ハ其ノ保護者ニ對シ兒童ヲ出席セシムヘキ旨通知シ尙ホ引續キ五日以上出席セサルトキハ其ノ旨民政署長ニ報告スヘシ

第三十四條 民政署長ハ前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ當該總村長又ハ村長ニ其ノ兒童ヲ出席セシムヘキ旨嚴達スヘシ

第三十五條 學校長ハ第三號様式ニ依リ學年ノ始ニ於テ入學シタル兒童ノ學籍ヲ作成スヘシ

第三十六條 學校長ハ第五號様式ニ依リ在學兒童ノ出席簿ヲ作り其ノ出席及缺席ヲ明ニスヘシ

第三十七條 學校長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル兒童ニ停學又ハ退學ヲ命スルコトヲ得

一、傳染病ニ罹リ又ハ其ノ虞アル者

二、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

三、學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

四、正當ノ事由ナクシテ引續キ三十日以上缺席シタル者又ハ出席常ナラサル者

第三十八條 保護者其ノ兒童ヲ退學セシムトスルトキハ事由ヲ具シ學校長ニ申出テ許可ヲ受クヘシ

第三十九條 學校長ハ前二條ノ處置ヲナシタルトキハ民政署長ニ報告スヘシ

第四十條 學校長ハ每學年ノ終ニ卒業シタル兒童ノ氏名ヲ民政署長ニ報告スヘシ

第五章 職員

第四十一條 島民學校ニ左ノ職員ヲ置ク

一、學 校 長

一、訓 導

一、代 用 教 員

一、助 教 員

第四十二條 學校長ハ訓導ヲ以テ之ニ充ツ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ統督ス

第四十三條 訓導、代用教員、助教員ハ學校長ノ指揮ヲ承ケ兒童ノ教育ヲ擔任シ庶務ニ従事ス

第四十四條 學校長、訓導、代用教員ハ司令官之ヲ命免シ助教員ハ民政署長之ヲ命免ス

訓導ハ小學校正教員ノ資格ヲ有スル者ヨリ之ヲ採用ス

第六章 監督及管理

第四十五條 民政署長ハ司令官ノ命ヲ承ケ所管島民學校職員ノ執行スル教育事務ヲ監督シ島民學校ヲ管理ス

附 則

本令ハ大正七年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正四年十二月南洋群島民政令第十號南洋群島小學校規則ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

南洋群島小學校ハ本令施行ノ日ヨリ南洋群島島民學校トス

南洋群島小學校第四學年在籍兒童ハ本令施行ノ日ヨリ南洋群島島民學校ノ卒業兒童ト看做ス

第三章 日本統治以後の教育

一七九



第一節 島民に對する教育  
別表

教科目	第一學年		第二學年		第三學年	
	教	授時數	教	授時數	教	授時數
修身	道德ノ要旨	一	道德上ノ要旨	一	道德上ノ要旨	一
國語	簡易ナル事項ノ話方 片假名簡易ナル口語文ノ 讀方、綴方、書方	一〇	簡易ナル事項ノ話方 片假名簡易ナル口語文ノ 讀方、綴方、書方	一一	簡易ナル事項ノ話方 漢字交リ口語文 ノ讀方、綴方、書方	一三
算術	三十以下ノ數ノ範圍内ニ 於ケル數ヘ方書方及加減 乗除	三	百以下ノ數ノ範圍内ニ於 ケル數ヘ方書方及加減 乗除	三	日常必要ナル加減乗除	三
體操	遊戯	二	遊戯及體操	二	遊戯及體操	二
唱歌	單音唱歌	二	單音唱歌	二	單音唱歌	二
圖畫	單形、簡易ナル形態	一	單形、簡易ナル形態	一	單形、簡易ナル形態	一
農業	農事大要	一	農事大要	一	農事大要	二
手工	簡易ナル細工	一	簡易ナル細工	一	簡易ナル細工	一
裁縫	洗濯掃除	一	洗濯掃除	一	洗濯掃除	一
家事	洗濯掃除	一	洗濯掃除	二	洗濯掃除	三
計		二〇		二二		二五

備考 農業手工及裁縫家事ハ土地ノ情況ニ依リ規定時間外ニ課スルコトヲ得  
(書式省略)

官制の變

大正七年七月一日に臨時南洋群島防備隊條例が改正せられて、防備隊に民政部が置かれ、民政部では軍事行政を除く外の行政及司法に關する一切の事務を掌ることとなり、司令部に民政部長、各守備隊に民政署長を置いて、それら司令官の指揮の下に行政及行政の事務を管理した。當時の制に依ると學校教員は海軍教員として専任二十人で判任官として待遇された。而學校は民政署長が各管内の島民學校を管理し、教育事務を監督したのである。

新規則の實施

斯の如く行政の改革は七月一日を以て行はれたが、改正された南洋群島島民學校規則は二ヶ月後れて九月一日から實施された。實施當日より、南洋群島小學校は南洋群島島民學校と改稱され、それと同時に群島全部の學校名を統一する爲に、本校には主として民政區名を冠し而して第一、第二の番號を附することとし、分校は主に島名、村名を附けることとした。分校と稱するのは、所謂分教場のこと、従來警吏及會社員の手で教授されて居た主なるものが分校として官設となつたものが多い。

九月一日改稱された學校名、及新設された分校は左の通りである。

島民學校

改正校名	學級數	位	置	舊學校名
サイサン島民學校	五	サイバン民政區	カラバン	サイバン小學校
ヤツブ島民學校	三	ヤツブ民政區	コロニー村	ヤツブ小學校
バラオ第一島民學校	三	バラオ民政區	コロール村	バラオ小學校
バラオ第二島民學校	三	バラオ民政區	マルキヨク村	マルキヨク小學校

校名の變

第三章 日本統治以後の教育







第一節 島民に對する教育

合 計	ボナベ		ヤルイト	
	ボナベ第一島民學校 同メタラニウム分校	ボナベ第二島民學校 ボナベ第三島民學校	ヤルイト第一島民學校	ヤルイト第二島民學校
四四	三	九	二	四
一四	一	三	一	二
一四	一	三	一	二
九	一	二	一	一
三七	三	八	二	四

學事報告  
各學校の狀況を知る必要上、軍政時代にも學事を報告する規定があつたが、民政時代に於ても大正七年九月一日附で、各島民學校學事に關し學校長は毎年一月末日迄に、所定の報告例に依り民政署長を経て、司令官に報告する様に通牒があつた。報告例は軍政時代と大體同様で、次の通りである。

學事報告例

- 一、學年末現在兒童總數、各學年ニ於ケル男女年齢、通學及寄宿生別兒童數
- 二、各學年別及一ケ年間ノ兒童出席缺席百分比
- 三、訓育、智育、體育ニ關スル狀況
- 四、兒童ノ健康、校舍ノ清潔、其他學校衛生ニ關スル狀況

教科目及授業時間

- 五、寄宿兒童ノ狀況
- 六、學事獎勵ニ關スル事項
- 七、兒童父兄ノ教育事業ニ對スル狀況
- 八、其ノ他ノ施設
- 九、將來ノ施設ニ關スル學校長ノ意見

島民學校規則は實施されて、割合に疑問及難關が少かつたやうであるが、特殊教科目及教授時間數、其他小間題に就ては度々質問され、申請する向が少くなかつたので、當局では次のやうな通牒を發した。

島民學校教科目並每週時間數ノ件（大正七年十一月十四日）

近頃教科目並教授時間ヲ規定ヨリ加除短縮シテ編成シ、認可申請セラルル向有之候處新學校規則ハ舊來ノ四學年制ヲ三學年ニ短縮シ教科目並標準教授時間ヲ定メ既ニ制定發布セラレタル今日成ヘク之カ實行ヲ希望スル次第ニハ候ヘ共本群島ハ各島自ラ其ノ事情ヲ異ニスル點モ有之ヘクト存候ニ付テハ規則第十六條別表ニ據リ難キ儀有之候ヘハ其ノ詳細ナル事由並御意見承知致度

而して、其の意見を徴したが、外に支障がある様な届出はなかつた様である。

併し島民學校規則は實施して居る間に多少改正すべき必要に迫られて、次の様な改正があつた。即大正九年九月十日に、南洋群島島民學校規則中、

第四條、第二項 土地ノ情況ニヨリ修身、國語、算術ノ外適宜他ノ教科目ヲ缺クコトヲ得、とあるを、



第四條、第二項中「缺クコトヲ得」ヲ「缺キ又ハ羅馬字綴ヲ加フルコトヲ得」ニ改ム  
と改正された

更に大正十年八月二十七日には

第四十一條及第四十三條、第四十四條中「准訓導」ヲ「代用教員」ニ「代用教員」ヲ「助教員」ニ改ム  
と改正された。

羅馬字綴  
加設の件

羅馬綴を加ふる件に就ては、大正十年八月二日サイパン島民學校長より民政部長宛、羅馬字綴加設に關する申請  
があつた。

其の理由として

一、國語ノ一分科トス

國語科ノ一分科トシテ之ヲ取扱ヒ積極的ニ國語教育ノ資トナス

二、教授ノ時期

本科第二學年第二學期ノ初メヨリ之ヲ授ク

三、宗教トノ關係

舊教寺院内ニ平易ナル國語ニヨリ假名ヲ以テ著シタル聖書ノ備付ケナキコト及朝夕讚美スル歌詞モ亦アルハベ  
ツトヲ使用シタルモノナルカ故ニ不便ヲ感シツ、アリ

四、通信上ノ關係

米領グアム島其ノ他ニ住スル島民間ノ通信上不便ヲ覺エツ、アリ

等を掲げ、尙、以上の不便を緩和する爲に家庭で「アルハベツト」を學ぶ兒童がある、實際教育が實用化しなければ  
ば學校教育を輕視する様にもなる、羅馬字綴を教へることは一見國語教育を阻害する様な懼れがあると考へられる  
が、羅馬字綴は思想を交換する符號に過ぎないから、之を假名に併用して其の思想發表に便にしたいと言ふ意味の  
意見が述べられ、それに對して民政署長は

「本島ノ現狀ニ徴シテ加設ノ必要有之候ニ付御認可相成候様致度」

と副申して居る。

而して同年九月二十九日に

大正十年八月二日上申教科目ニ羅馬字綴ヲ加フル件認可ス

といふ指令があり、更に總務課長からサイパン民政署長宛に左の通牒があつた。

教科ニ羅馬字綴ヲ加フル件

本件ニ關シ大正十年八月二日附島民學校長上申ニ對シ別紙ノ通り指令相成候處右ハ貴官内ニ於ケル特殊ノ狀況ヲ顧慮シ認可セ  
ラレタル儀ニ付主義トシテハ常ニ片假名ヲ基礎トシ單ニ羅馬字ヲ以テ之ヲ補充スル程度ニ於テ教授シ苟モ主客顛倒ノ弊ニ陥ル  
カ如キコトナキ様特ニ御留意相成度、尙本件ノ如キハ將來教育上研究ノ價値アルモノト認メラレ候條實施ノ上ハ其成績ヲ報告  
セシムル様御取計相成度  
右申進ス



補習科は軍政時代から守備隊所在地の小學校に併置する方針であつたが、大正五年四月にサイパン小學校に併置されたに過ぎなかつた。民政時代にも補習科は民政署所在地の學校に併置する方針で、サイパン島民學校の外大正八年一月新學期に入ると共にトラツク及ヤツブ島民學校に、同年六月にヤルート第一島民學校に、翌九年一月にボナベ第一島民學校及バラオ第一島民學校に補習科が併置されて、所期の如く各民政署所在地の島民學校に補習科が設置され、各管内學校本科卒業生は、それ／＼民政署所在地の島民學校の補習科に入學して習學することゝなつた。補習科併置に關しては規則第三條に

島民學校ノ修業年限ハ三箇年トシ分校ニハ第二學年迄ヲ置ク

但シ土地ノ情況ニ依リ補習科ヲ置クコトヲ得其ノ修業年限ハ二箇年以内トス

とあるのみで、細案に就ては何等示す所がなく、各學校で適宜立案して報告したに過ぎなかつた。茲にサイパン島民學校補習科教則並各教科の綱要を掲げて、補習科の實狀を知る資料とする。

サイパン島民學校補習科教則並各教科ノ綱要

第一條 補習科ニ於テハ島民學校規則第一條、第四條並第六條ノ趣旨ニ遵由シ兒童ヲ教育スヘシ  
第二條 修身ハ常ニ國體ノ尊嚴ナル所以ヲ説キ

天皇ノ至仁至愛國民ノ武勇仁義世界ニ冠タルコトニ及ホシ兒童ニ皇恩ヲ感受セシメ皇化ニ浴スルハ即島民ノ幸福ナルコトヲ了知セシムルヲ根元トシ日常ノ行儀作法ヨリ導キ人道ノ實踐ヲ指導シ道德的情操ヲ養成スルヲ以テ要旨トス  
道德的情操ヲ養フニハ近易適切ナル事項ヨリ始メテ人倫道德ノ要旨ヲ授ケ進ミテハ國家及社會ニ對スル責務ヲ知ラシメ國法政令ニ遵ヒ公德ヲ尙ヒ公益ヲ盡スノ氣風ヲ養ヒ女兒ニアリテハ特ニ貞淑ノ徳ヲ養ハムコトヲ務ムヘシ

第三條 國語ハ普通ノ言語日常須知ノ文字及口語文ヲ教ヘ其ノ應用ヲ自在ナラシメ正確ニ他人ノ言語ヲ了解シ自己ノ思想ヲ發表スルノ能ヲ養ヒ以テ日常邦語ヲ使用スルニ支障ナキ程度ニ至ラシムルヲ以テ要旨トス  
國語ハ本科ニアリテ授ケタル所ヲ基本トシテ稍々進ミタル程度ニ於テ讀方、話方、綴方、書方ヲ授ケ自由ニ邦語ヲ使用スルノ能ヲ養フニ務ムヘシ

讀方ハ發音語調ヲ正確流暢ナラシメ語句文章ノ意義ヲ明瞭ニシ且其ノ用法ニ習熟セシメンコトヲ務ムヘシ  
話方ハ各教科ニ於テ授ケタル事項ニ因ミテ之ヲ授ケ進ミテハ日常ノ事項ニ就キ對話ヲナサシメ以テ遺憾ナ思想ヲ發表スルノ能ヲ養ハムコトヲ要ス

綴方ハ讀方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項兒童ノ見聞セル事項及處世上必須ナル事項ヲ記述セシメ其ノ文ハ平易ナル口語文トシ以テ文字ニ依リ遺憾ナク思想ヲ發表スルノ能ヲ養ハムコトヲ要ス

第四條 算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ生活上必要ナル知識ヲ與ヘ思考ヲ正確ナラシムルヲ以テ要旨トス  
算術ハ本科ニ於テ授ケタル所ヲ基礎トシテ漸クソノ範圍ヲ擴メ日常必要ナル加減乗除小數諸等數ヲ授ケヘシ  
算術ハ筆算及暗算ヲ課シ進テハ珠算ヲ併セ課シ其ノ運用ニ習熟セシムヘシ珠算ハ特ニ加減法ニ習熟セシムヘシ  
算術ヲ授ケタルニハ算法ヲ説明シテ理解ヲ正確ニシ運算ニ習熟シテ正確敏活ナラシメ應用自在ナラシメンコトヲ務ムヘシ  
算術ノ問題ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項ト相聯絡シテ補益セシメ土地ノ狀況兒童ノ境遇ニ應シ實際ニ適切ナルモノヲ選フヘシ

第五條 唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フルコトヲ得シメ兼テ美感ヲ養ヒ徳性ノ涵養並ニ國語ノ習熟ニ資スルヲ以テ要旨トス  
唱歌ハ始メハ平易ナル單音唱歌ヲ授ケ進テハ簡易ナル複音唱歌ヲ授ケヘシ歌詞ハ口語文ノモノヲ多カラシメ樂譜ハ平易雅正ニシテ兒童ノ心情ヲ快活純美ナラシムルモノタルヘシ歌詞ハ成ルヘク其ノ意味ヲ了解セシムヘシ



第一節 島民に對する教育

第六條 體操ハ身體各部ヲ均齊ニ發育セシメ姿勢ヲ端正ニシ全身ノ健康ヲ増進シ精神ヲ快活ナラシメ特ニ規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス  
體操ハ體操及遊戲ヲ授クヘシ男女ノ別ニ因リテ其ノ種類ヲ斟酌スヘシ體操ノ教程ニ依リ習成シタル姿勢及規律ハ常ニ之ヲ保タシメムコトヲ務ムヘシ

第七條 圖畫ハ通常ノ形態ヲ看取シ正シク之ヲ畫クノ能ヲ得シメ兼テ美感ヲ養フヲ以テ要旨トス  
圖畫ハ簡單ナル形態ヨリ始メ漸ク諸般ノ形態ニ及ホシ實物若クハ手本ニ就キ又時々自己ノ工夫ヲ以テ畫カシムヘシ  
圖畫ノ教授ニ於テハ清潔ヲ好ミ綿密ヲ尙フノ習慣ヲ養ハムコトニ注意スヘシ

第八條 農業ハ本島ニ適應セル農業ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ農業ノ趣味ヲ長シ勤勉利用ノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス  
農業ハ本島ニ適應セル農事ニ就キ耕耘、栽培、養畜、植樹等ニ就キ授クヘシ  
農業ヲ授クルニハ實習ニ重キヲ置キ又理科ト聯絡ヲ保チテ補益センコトニ留意スヘシ

第九條 手工ハ、簡單ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ得シメ工藝ノ趣味ヲ長シ勤勞ヲ好ムノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス  
手工ハ紙、植物纖維、竹木、金屬等ノ材料ヲ用ヒテ簡單ナル細工ヲ授クヘシ  
手工ヲ授クル際ニハ用具ノ使用方材料ノ品類、性質等ヲ教示シ尙利用厚生ノ途ヲ知ラシムヘシ

第十條 裁縫及家事ハ女子ニ須要ナル普通ノ技藝及近易ナル家事上ノ知識ヲ得シメ整頓利用等ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス  
裁縫ハ通常衣類ノ縫方、裁方、繕方、洗方、保存方ヲ授ケ又編物刺繍等ヲ教ヘ「ミシン」機ノ使用法ヲモ授クヘシ  
家事ハ衣食住ニ就キ日常適切ナル事ヲ授ケ兼テ實習ヲ課スヘシ  
裁縫及家事ヲ授クルニハ日常生活狀態ノ改善ニ留意シ其ノ材料ハ平常所用ノモノニ採リ用具ノ使用法、材料ノ品類、性質、價格並衣類、家具、食料品ノ保存方等ヲ教示スヘシ

第十一條 日本歴史ハ我カ國體ノ世界ニ特異ナル所以ノ大要ヲ知ラシメ兼テ國民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス  
日本歴史ハ建國ノ體制、皇統ノ無窮、歷代天皇ノ盛業、忠良賢哲ノ事蹟、國民ノ武勇、文化由來、外國トノ關係ノ大要ヲ授ケ以テ國初ヨリ現時ニ至ルマテノ事歴ノ大要ヲ知ラシムヘシ

第十二條 日本地理ハ地球ノ表面及人類ノ生活狀態ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ又本邦國勢ノ大要ヲ理解セシメ兼テ愛國心ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス  
日本地理ハ基礎的知識トシテ本島地理ヨリ始メ「マリアナ、カロリン、マーシャル」群島及次テ本邦ノ地勢、氣候、區劃、都會、產物、交通等竝ニ地球ノ形狀運動ノ大要ヲ理解セシムヘシ

第十三條 理科ハ通常ノ天然物及自然現象ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ其ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理解セシメ兼テ觀察ヲ精密ニシ自然ヲ愛スル心ヲ養フヲ以テ要旨トス  
理科ハ植物、動物、礦物及自然現象ニ就キ主トシテ兒童ノ目撃シ得ル事項ヲ授ケ特ニ重要ナル植物、動物、礦物ノ名稱、形狀効用發育ノ大要ヲ知ラシメ又近易ナル物理化學上ノ現象及人身生理ノ初步ヲ授クヘシ  
理科ヲ授クルニハ農業ニ應用スルコトニ留意シ互ニ補益セムコトヲ務ムヘシ。

教程及教授時數

教科目	第一學年		第二學年	
	教程	每週授時數	教程	每週授時數
修身	道德ノ要旨	一	道德ノ要旨	一
國語	日常須知ノ話方、簡易ナル漢字文、口語文ノ讀方、綴方、書方	八	日常須知ノ話方、簡易ナル漢字文、口語文ノ讀方、綴方、書方	八
算術	日常須要ナル加減乘除	二	日常須要ナル加減乘除 小數、諸等數	二



唱	歌	單音唱歌	一	單音唱歌	一
體	操	體操及遊戲	一	體操及遊戲	一
農	業	農事ノ大要	六	農事ノ大要	六
圖	畫	簡易ナル形體	一	簡易ナル形體	一
手	工	簡易ナル細工	一	簡易ナル細工	一
日	本	日本歴史ノ大要	一	前學年ノ續キ	一
日	本	日本地理ノ大要	一	前學年ノ續キ	一
理	科	植物、動物、礦物及自然現象	一	自然現象、近易ナル物理化學上ノ現象、人身生理ノ初步	一
裁	縫	通常衣服ノ縫方、裁方、刺繡	一	通常衣服ノ縫方、裁方、刺繡	一
計	家	近易ナル家事	四	近易ナル家事	四
計			男 二四		男 二四
			女 二六		女 二六

備考 農業科教授時數六ハ三時間ハ學科ニ三時間ハ實習ニ充ツ

大正七年 民政時代の教育の回顧

島民子弟の學校教育は、其の効果が極めて顯著であつたが、從來の小學校規則は内地の小學校令を範としたもので、之を文化程度、及人種、風俗を異にした島民兒童に實施するには適切でないものが多々あつた。依つて之が大改正を斷行し、大正七年六月十五日に南洋群島島民學校規則が發布され、九月一日から施行された。從來の小學校規則は四ヶ年制で改革された學制は三年制であつた爲、不自然乍らも八月末に第一回卒業生を出すことになつた。

九月一日新學制を實施するに當り、小學校は島民學校と改稱され、同時に専任教員を増員し、ヤルト民政區マロエツプに島民學校を増設し、サイバン民政區ロタ島、パラオ民政區バベルダオブ島ガラルド、ベリリウ島、アン



第三十七圖 第一島民學校の授業(民政時代)

ガウル島、トラツク民政區水曜島、モートロツク諸島ルクノール島、ボナベ民政區ボナベ島マタラニームの七箇所

に島民學校分校を設置し、從來警吏又は採鑛所員等が常務の餘暇に國語、算術等の簡易教育を施して居たものを、正式に認めて、訓導を配置し民政廳所在地の島民學校には修業年限二ヶ年の補習科を併置することとした。

島民學校の教科書は大正六年二月に第一學年用讀本卷一、卷二を編纂し、第二學年用として卷三、卷四を目下編纂を終へて印刷中である。

内地人の兒童の入學希望者がトラツク、サイバン各一名あつて差當り島民學校に收容して訓育上多少手加減をして教授することゝされた。

大正七年度には、第一回、第二回の卒業生を社會に送り出した。卒業生に對しては諸官署に於ても、學校當局に於ても意を用ひて、其の就職斡旋、及其の後の指導にも留意した結果其の成績は頗る好成績であつた。

官署、會社、商店等に雇傭されて、非常に便利とされて居るばかりでなく、是等の島民を介して一般民衆の改善さ



第一節 島民に対する教育  
 れる點も少くない。依つて校舎、寄宿舎等の設備も經費の許す範圍内で之が完備を期する事に留意し、教職員の人選にも注意した。

大正八年

大正九年

大正十年



第三十八圖 トラツク島民學校の藝手(民政時代)

改正された。

補習科は大正八年度初にトラツク島民學校、ヤツブ島民學校に併置され、五月にはヤルット第一島民學校にも併置された。又ヤツブ島ツルガンの私立學校が二月から官立として、ヤツブ島民學校ツルガン分校が設置された。  
 邦人の渡航する者が益々増加し、就學兒童も増加したので九月一日よりトラツク、サイパンに尋常小學校が新設された。  
 大正九年度初めにはバラオ第一島民學校、ボナベ第一島民學校に補習科が併置され、群島の島民子弟の教育も益々完備を期するに至つた。  
 大正十年七月民政部を司令部と分離して、バラオ諸島コロール島に移轉し、翌十一年三月臨時南洋群島防備隊條令が廢止され、軍隊が撤去されて、四月一日新に南洋廳が設置され同時に學制も

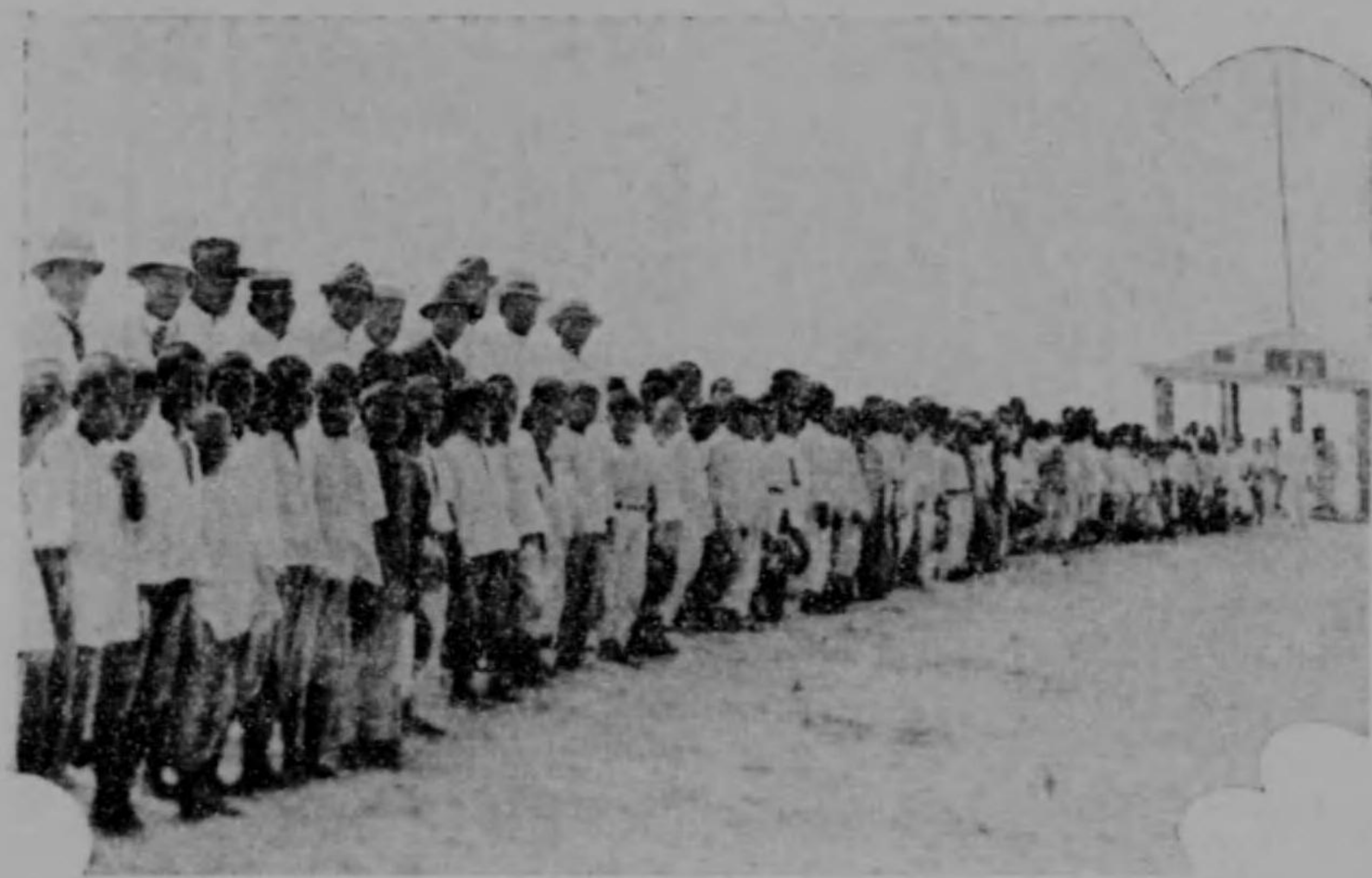
民政時代島民學校一覽表

民政時代  
 島民學校  
 一覽表

民政區別	學校名	所在地	設置年月日	開校年月日	備考
サイパン	サイパン島民學校	サイパン島	大正四年五月二十七日	同日	元サイパン小學校 大正七年九月一日改稱
	同 クタ分校	クタ島	大正七年九月一日	大正七年十月九日	
ヤツブ	ヤツブ島民學校	ヤツブ島コロニー	大正四年五月二十七日	同日	元ヤツブ小學校 大正七年九月一日改稱
	同 ツルガン分校	ツルガン島	大正六年二月十日	大正八年五月二日	
バラオ	バラオ第一島民學校	コロール島	大正四年五月二十七日	同日	元バラオ小學校 大正七年九月一日改稱
	同 ペリリニウ分校	ペリリニウ島	大正七年九月一日	大正八年六月	
	同 アンガウル分校	アンガウル島	大正七年九月一日	同日	
	同 ガラオ第二島民學校	ガラオ島	大正五年六月七日	同日	元マルキヨク小學校 大正七年九月一日改稱
トラツク	トラツク島民學校	トラツク諸島	大正四年五月二十七日	同日	元トラツク小學校 大正七年九月一日改稱
	同 水曜島分校	水曜島	大正七年九月一日	大正八年一月十日	
	同 モートロツク分校	モートロツク諸島	大正七年九月一日	未開校	遂ニ開校ニ至ラナカツ
	同 ボナベ第一島民學校	ボナベ島	大正四年五月二十七日	同日	元ボナベ小學校 大正七年九月一日改稱
ボナベ	ボナベ第二島民學校	ボナベ島	大正七年三月一日	大正七年三月十五日	元キチー小學校 大正七年九月一日改稱
	同 メタラニウム分校	メタラニウム	大正七年九月一日	大正七年九月十五日	



ボナベ	第三島民學校	クサイ島レロ村	大正六年三月二十九日	大正六年四月一日	元クサイ小學校 大正七年九月一日改稱
ヤラート	第一島民學校	ジャボール島	大正四年三月二十七日	大正五年二月二十六日	元ヤラート小學校 大正七年九月一日改稱
ヤラート	第二島民學校	マロエツブ島	大正七年九月一日	大正八年三月二十日	



第三十九圖 薩摩島民學校兒童貴賓出迎(時政代)



第四十圖 薩摩島民學校兒童貴賓出迎(時政代)

(三) 南洋廳時代の教育

大正九年一月二十八日に、對獨平和條約が成立し正式に調印され、國際聯盟規約に據つて、南洋群島は日本帝國の委任絶治地域となつた。茲に於て帝國政府は、南洋群島に於ける施政制度の根本的改革の必要を認め、純然たる行政廳設置の準備として、大正十年七月に民政部を防備隊司令部から分離して、パラオ民政區コロル島に移轉した。而して大正十一年三月三十一日を以て臨時南洋群島防備隊條例が廢止され、守備隊は引揚げられた。同年四月一日に現在の南洋廳が設置され、従前の民政署を廢止して、新にサイパン、ヤップ、パラオ、トラツク、ボナベ、ヤルトの六支廳を置き、従來の民政署區域を以て各支廳の管轄區域とし、各管内には島民村吏を置いて、島民をして行政に關與せしむる機關をも設けた。

行政機關の改革と同時に、勅令第四百十四號を以て南洋廳公學校官制が發布されて、學校の組織と權限が明かにされ。(第五章第二節南洋廳公學校官制參照)南洋廳令第三十二號を以て南洋廳公學校規則を制定し、従來の南洋群島民學校は、南洋廳公學校と改稱した。

公學校は、其の官制に明記されて居るやうに「國語ヲ常用セザル兒童ニ普通教育ヲ授クル所」とし、小學校は「國語常用スル兒童ニ普通教育ヲ授クル所」として判然と區別されて居る、南洋廳公學校規則は従來の島民教育の實際を基調として改正せられたので其の全文は次の通りである。

南洋廳公學校規則

大正十一年四月一日  
南洋廳令第十二號

第一章 總則

第一條 公學校ニ於テハ兒童身體ノ發育ニ留意シテ德育ヲ施シ生活ノ向上改善ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本  
第三章 日本統治以後の教育



第一節 島民に對する教育

旨トス

第二條 公學校ノ修業年限ハ三年トス

第三條 土地ノ情況ニ依リ公學校ニ補習科ヲ置クコトアルヘシ

第四條 補習科ノ修業年限ハ二年以内トス

第五條 補習科ハ公學校ヲ卒業シタル者ヲシテ公學校ノ教科目ヲ補習セシムルモノトス

第二章 教科及編制

第一節 教科目

第六條 公學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、圖畫、唱歌、體操、手工、農業及家事トス但シ農業ハ男兒ニ之ヲ課シ家事ハ女兒ニ之ヲ課スルモノトス

土地ノ情況ニ依リ前項ノ教科目中修身、國語、算術ノ外他ノ教科目ヲ減シ又ハ必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得  
前項ニ依リ教科目ヲ加除セントスルトキハ支廳長ハ南洋廳長官ノ認可ヲ受クヘシ

第七條 公學校ノ教科目中兒童ノ特別ノ事情ニ依リ學習スルコト能ハサル教科目ハ之ヲ其ノ兒童ニ課セサルコトヲ得

第八條 補習科ノ教科目、教授ノ程度及每週教授時數ハ別ニ之ヲ定ム

第二節 教則及教科用圖書

第九條 公學校ニ於テハ第一條ノ趣旨ヲ遵守シテ兒童ヲ教育スヘシ

何レノ教科目ニ於テモ兒童ノ心身發達ノ程度並男女ノ特性ニ應シ適當ノ教育ヲ施シ常ニ德性ノ涵養ト國語ノ習熟ニ留意スヘシ  
知識、技能ニ關シテ常ニ土地ノ情況ニ鑑ミ其ノ生活ニ必須ナル事項ヲ選ミテ之ヲ教授シ反覆練習シテ應用ヲ自在ナラシメ實用ニ適セシメムコトヲ力ムヘシ

各教科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益セシムルコトヲ要ス

第十條 修身ハ兒童ノ德性ヲ涵養シ道徳ノ實踐ヲ指導スルヲ以テ要旨トス

修身ハ近易適切ナル事項ヨリ始メテ人倫道徳ノ要旨ヲ授ケ漸ク進ミテ社會ニ對スル責務ノ一斑ニ及ホシ以テ品位ヲ高メ志操ヲ固クシ且進取ノ氣象ヲ長シ公德ヲ尙ヒ公益ニ力ヲ盡シ善良ナル社會ノ一員タルノ性格ヲ涵養セムコトヲ力ムヘシ  
女兒ニ在リテハ特ニ貞淑ノ徳ヲ養ハムコトヲ力ムヘシ  
修身ヲ授クルニハ嘉言、善行及諺辭ニ基キテ勸戒シ常ニ之ヲ服膺セシムコトニ力ムヘシ

第十一條 國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及平易ナル口語文ヲ教ヘ其ノ應用ヲ自在ナラシメ正確ニ思想ヲ發表スルノ能ヲ養ヒ特ニ言語ノ練習ヲ主トシテ日常國語ヲ使用スルニ支障ナキ程度ニ至ラシメ兼テ智徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス

國語ハ初ハ主トシテ近易ナル話シ方ヲ授ケ發音ヲ正シ片假名ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ知ラシメ漸ク進ミテハ日常須知ノ文字及簡易ナル口語文ニ及ホシ特ニ普通用語ノ練達ニ力ムヘシ

讀ミ方ハ發音調ヲ正確流暢ナラシメ語句ノ意義ヲ明瞭ニシ且其ノ用法ニ習熟セシムコトヲ力ムヘシ  
書キ方ハ實用ヲ旨トシ漢字ノ書體ハ楷書トシ假名ハ片假名及平假名トシ其ノ習熟ニ力ムヘシ

綴リ方ハ讀ミ方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項及兒童ノ見聞シタル事項並處世ニ必須ナル事項ヲ口語體ニテ記述セシメ其ノ行文ハ平易ニシテ趣旨明瞭ナラムコトヲ力ムヘシ

第十二條 算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ生活上必須ナル知識ヲ與ヘ兼テ思考ヲ正確ナラシムルヲ以テ要旨トス

算術ハ初ハ二十以下ノ數ノ範圍内ニ於ケル數ヘ方、書キ方及加減乗除ヲ授ケ進ミテハ百以上ノ數ニ及ホシ日常必要ナル計算ニ力ムヘシ

算術ハ初ハ暗算ヲ用ヒ進ミテハ筆算ヲ併セ課シ問題ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項及土地ノ情況ヲ斟酌シテ日常ノ生活ニ適切ナルモノヲ選フヘシ

第三章 日本統治以後の教育



第一節 島民に對する教育

算術ヲ授クルニハ理會ヲ正確ニシ暗算及運算ニ習熟セシメ應用ヲ自在ナラシムルコトヲ要ス

第十三條 圖畫ハ通常ノ形體ヲ描クノ能ヲ得シメ兼テ美感ヲ養フヲ以テ要旨トス

圖畫ハ成ルヘク兒童ノ日常目撃セル事物ヲ選ヒ寫生畫ヲ主トシ適宜臨畫考案畫等ヲ課スヘシ

圖畫ヲ授クルニハ形體ヲ看取シテ正シテ之ヲ描カシメ且意匠ヲ練ラシメ兼テ清潔ヲ好ミ綿密ヲ尙フノ習慣ヲ養ハムコトニ注意スヘシ

第十四條 唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フコトヲ得シメ兼テ美感ヲ養ヒ徳性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス

唱歌ハ平易ナル單音唱歌ヲ授ケ歌詞ハ口語文ノモノヲ多カラシメ成ルヘク其ノ意味ヲ了解セシメ樂譜ハ平易雅正ニシテ兒童ノ心情ヲ快活純美ナラシムルモノタルヲ要ス

第十五條 體操ハ身體ノ各部ヲ生理的ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

體操ハ主トシテ遊戲ニ就キ簡易ナル動作ヨリ漸ク其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ又男兒及女兒ノ別ニ依リ其ノ授クヘキ事項ヲ斟酌スヘシ

體操ノ教授ニ依リテ習成シタル姿勢及規律ハ常ニ之ヲ保タシムルコトヲ力ムヘシ

第十六條 手工ハ簡易ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ得シメ工藝ノ趣味ヲ長シ勤勞ヲ好ムノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

手工ハ紙、絲、植物纖維、竹、木等ノ材料ヲ用ヒテ簡易ナル製作ヲ爲サシメ併セテ其ノ材料ノ品類、性質及用具ノ使用方等ヲ教示スヘシ

第十七條 農業ハ農業ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ農業ノ趣味ヲ長シ勤勉利用ノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

農業ハ土地ノ情況ニ依リ農事若ハ水産ヲ授ケ又ハ農事水産ヲ併セ授クヘシ農事ハ栽培、養畜、植樹等ニ就キ水産ハ魚撈、養殖等ニ就キ其ノ土地ニ適切ナルモノヲ授クヘシ

農業ヲ授クルニハ實習ニ重キヲ置キ又理科的知識ヲ授クルコトニ留意スヘシ

第十八條 家事ハ家事ニ關スル普通ノ知識ヲ習得セシメ家事ノ趣味ヲ長シ兼テ節約、利用、秩序、清潔等ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

家事ハ衣食住、看病、育兒、裁縫其ノ他一家ノ經濟等ニ關スル簡易ナル事項ノ大要ヲ授クヘシ

家事ヲ授クルニハ日常ノ生活狀態ニ留意シ其ノ材料ハ平常所要ノモノニ採リ又實習ニ重キヲ置キ土地ノ情況ニ適切ナラシムムコトヲ力ムヘシ

第十九條 各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ別表ニ依ル但シ別表ニ依リ難キ事情アルトキハ南洋廳長官ノ認可ヲ得テ支廳長之ヲ定ム

第二十條 公學校ニ於テ數學年ノ兒童ヲ一學級ニ編制スルトキハ各學年ノ程度ニ拘ラス全部又ハ一部ノ兒童ヲ同一ノ程度ニ依リ教授スルコトヲ得

第二十一條 學校長ハ一學年間ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシ

第二十二條 各學年ノ課程ノ修了又ハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ兒童平素ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ

第二十三條 學校長ハ修業年限ノ終リニ於テ全教科ヲ修了セリト認メタルモノニハ卒業徽章ヲ授與スヘシ

第二十四條 公學校ノ教科用圖書ハ南洋廳長官之ヲ定ム

第三節 學年、學期、休業日及祝日

第二十五條 公學校ノ學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

學年ハ分テ左ノ三學期トス

第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日迄

第二學期 九月一日ヨリ十二月三十一日迄

第三章 日本統治以後の教育



第一節 島民に對する教育

二〇二

第三學期 翌年一月一日ヨリ三月三十一日迄

第二十六條 毎日ノ教授終始ノ時刻ハ學校長之ヲ定ムヘシ

第二十七條 公學校ノ休業日ハ左ノ如シ

一、祝日、大祭日

二、日曜日

三、始政記念日

四、第一學期末休業 八月二十二日ヨリ八月三十一日迄

五、年末年始休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日迄

六、學年末休業 三月二十五日ヨリ三月三十一日迄

第二十八條 特別ノ事情ニ依リ臨時休業ヲ要スル場合ニ於テハ學校長ハ其ノ事由及之カ爲ニ減スル各教科目教授ノ補充方法ヲ具シ支廳長ノ認可ヲ受クヘシ

天災地變其ノ他急迫ノ場合ニ際シ前項ノ認可ヲ受クル暇ナキトキハ學校長ニ於テ臨時休業ヲ行フコトヲ得其ノ場合ニ於テハ速ニ之ヲ支廳長ニ報告スヘシ

第二十九條 紀元節、天長節祝日及一月一日ニ於テハ職員及兒童ハ學校ニ參集シ左ノ順序ニ從ヒ儀式ヲ行フヘシ

一、職員及兒童ハ「君が代」ヲ合唱ス

二、學校長ハ其ノ祝日ニ關スル訓話ヲナス

三、職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス

第四節 編 制

第三十條 公學校ノ學級數ハ南洋廳長官之ヲ定ム

第三十一條 土地ノ情況ニ依リ必要アル場合ニ於テハ學校長ハ支廳長ノ認可ヲ得テ全部又ハ一部ノ兒童ヲ前後二部ニ分テ教授スルコトヲ得

第三十二條 公學校ニ於テハ各學級ニ訓導一人ヲ置ク

第三十三條 訓導ノ教授ヲ補助セシムル爲公學校ニ助教員ヲ置ク

助教員ハ支廳長之ヲ命ス

助教員ノ採用ニ關スル規定ハ南洋廳長官之ヲ定ム

特別ノ事情アル場合ニ於テハ「囑員教員」ヲシテ教授ヲ補助セシムルコトアルヘシ

第三章 設 備

第三十四條 校地、校舎、校具及體操場ハ非常變災ノ場合ノ外公學校ノ教授ニ妨ケナキ限リ教育、産業、衛生、慈善等ノ目的ノ爲使用スルコトヲ得

第四章 入學、在學、退學及懲戒

第三十五條 公學校ニ入學スルコトヲ得ル者ハ學年開始ノ際ニ於テ滿八年以上トス

第三十六條 公學校ニ兒童ヲ入學セシムルトキハ保護者ハ左ノ事項ヲ具シ學校長ニ申出ツヘシ

二、兒童保護者ノ氏名、出生年月日（又ハ推定年齢）、現住所

二、兒童入學前ノ經歷

三、保護者ノ職業及兒童トノ關係

第三十七條 他ノ公學校ニ轉學ヲ志願スル兒童アルトキハ學校長ハ正當ノ事由アリト認メタル場合ニ限リ其ノ兒童ノ在學證明書及成績表ヲ轉學先學校ニ送付スヘシ

轉學ヲ許可スル兒童ハ試験ヲ行ハスシテ同一學年ニ之ヲ編入スヘシ

第三章 日本統治以後の教育

二〇三



第一節 島民に對する教育

第三十八條 學校長ハ傳染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル兒童又ハ性行不良ニシテ他ノ兒童ノ教育ニ妨ケアリト認メタル兒童ノ出席ヲ停止スルコトヲ得

第三十九條 學校長ハ調育上必要ト認ムルトキハ懲戒ヲ加フルヲ得但シ體罰ヲ加フルコトヲ得ス

第四十條 兒童ヲ退學セシメムトスルトキハ其ノ保護者ニ於テ事由ヲ具シ學校長ニ届出ツヘシ

第四十一條 學校長ハ在學兒童ニシテ左ノ各號ニ該當スルトキハ支廳長ノ認可ヲ得テ之ニ退學ヲ命スルコトヲ得

- 一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
- 二、學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者
- 三、正當ノ事由ナク引續キ一月以上缺席シタル者

附 則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス南洋群島島民學校規則ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ南洋群島島民學校又ハ其ノ分校ニ在學スル兒童ハ本令ニ依ル公學校ノ相當學年ニ編入ス

別表

教科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一 道德ノ要旨	一 道德ノ要旨	一 道德ノ要旨
國語	一二 發音、近易ナル事項ノ話シ方及片假名ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方	一二 平假名、口語文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方	一二 話シ方及簡易ナル漢字交リ口語文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方
算術	四 二十以下ノ數ノ範圍内ニ於ケル數ヘ方、書キ方及加減乗除	四 百以下ノ數ノ範圍内ニ於ケル數ヘ方、書キ方及加減乗除	四 百以上ノ數ノ範圍内ニ於ケル數ヘ方、書キ方及加減乗除

圖畫	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
圖畫	一 簡易ナル描寫	一 簡易ナル描寫	一 簡易ナル描寫
唱歌	三 平易ナル單音唱歌	三 平易ナル單音唱歌	三 平易ナル單音唱歌
體操	三 體操、教練、遊戲	三 體操、教練、遊戲	三 體操、教練、遊戲
手工	一 簡易ナル物品ノ製作	一 簡易ナル物品ノ製作	一 簡易ナル物品ノ製作
農業	一 農事及水産ノ大要並實習	一 農事及水産ノ大要並實習	一 農事及水産ノ大要並實習
家事	一 近易ナル家事ノ大要及實習	一 近易ナル家事ノ大要及實習	一 近易ナル家事ノ大要及實習
計	二四	二四	二四

土地ノ情況ニ依リ手工、農業及家事ノ實習ニ關シテハ規定ノ教授時數外ニ涉リテ尙之ヲ課スルコトヲ得。

南洋廳公學校補習科ノ教科目教授ノ程度及每週教授時數ニ關スル規程

大正十二年一月四日 南洋廳訓令第三號

補習科の規程

南洋廳公學校規則第八條ノ規定ニ依リ補習科ノ教科目、教授ノ程度及每週教授時數左ノ通定ム

第一條 補習科ノ教科目ハ修身、國語、算術、圖畫、唱歌、體操、手工、農業及家事トス但シ農業ハ男兒ニ之ヲ課シ家事ハ女兒ニ之ヲ課ス

土地ノ情況ニ依リ支廳長ハ南洋廳長官ノ認可ヲ得テ前項ノ教科目中修身、國語及算術ノ外他ノ教科目ヲ減シ又ハ必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得

第二條 各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ別表ニ依ル但シ別表ニ依リ難キ事情アルトキハ南洋廳長官ノ認可ヲ得テ支廳

第三章 日本統治以後の教育



第一節 島民に對する教育

長之ヲ定ム

第三條 實科及家事ヲ授クルニハ特ニ土地ノ情況ニ鑑ミ適切ナル事項ヲ選ミテ之ヲ教授スヘシ

附 則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

別表

教科目	學年		第一學年	第二學年
	每週	授時數		
修身	一	一〇	道德ノ要旨	道德ノ要旨
國語	一	一〇	普通ノ話シ方、讀ミ方、書キ方、綴リ方	普通ノ話シ方、讀ミ方、書キ方、綴リ方
算術	四	四	萬以下ノ整数	萬以下ノ整数、簡易ナル諸等數
圖畫	一	一	簡易ナル描寫	簡易ナル描寫
唱歌	一	一	平易ナル單音唱歌	平易ナル單音唱歌
體操	一	一	體操、教練、遊戲	體操、教練、遊戲
手工	四	四	簡易ナル物品ノ製作	簡易ナル物品ノ製作
農業	四	四	農事及水産ノ大要及實習	農事及水産ノ大要及實習
家事	四	四	近易ナル家事ノ大要及實習、簡易ナル裁縫、手藝	近易ナル家事ノ大要及實習、簡易ナル裁縫、手藝
計	二六	二六		

新舊規則の相違點

公學校規則と從來の島民學校規則と異なる主な點は、島民學校規則では島民兒童に、皇恩を感受せしむることを主眼とする事を明確に定めて居たが、公學校規則では之を削除し、公學校に於ては兒童身體の發達に留意して、徳育を施し生活の向上、改善に必須なる知識技能を授くることを本旨とした點にある。

尙細部に亘つては新規則には、各教科の教授要旨を明旨し、書き方に平假名を加へ、概して實科に重きを置き、學習事項が卒業後直に實生活に應用される様に留意して、所謂實生活の指導改善に努力する傾向が多分に現はれた。更に入學年齢の十二歳以下の制限を削り、滿八歳以上と改め、卒業證書、修業證書を廢止して、卒業生には卒業徽章を授與することとした。從來の歷年度、二學期制も改めて、小學校時代の三學期制に復し、他の公學校に轉校することも許可されることとなつた。

舊規則では教科目、及教授時間數等一切の改廢申請は學校長が之を行つたが、新規則では支廳長が之を行ふこととなり、補習科の教科目、教授時間數及教程も新に規程が制定されて發布された。

規則改正の趣旨は、大正十二年五月二十八日附で内務部長から各支廳長に發せられた規則改正要旨に依つて明にされて居るから次に其の全文を掲げて參考とする。

規則改正要旨

大正十二年五月二十八日  
内地 第二〇〇八號

一、公學校ノ目的ハ第一條ニ明記スル如ク兒童ノ身體ノ發達ニ留意シ徳育ヲ施シ生活ノ向上改善ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルニアリ從テ兒童ヲシテ強健ナラシメ道德上人類ノ一員トシテノ基礎ヲ立テ生活ノ向上改善ノ基調タル普通ノ知識技能

第三章 日本統治以後の教育



第一節 島民に對する教育

ヲ備ヘシムルニ至ラハ公學校教育ノ任務ハ略々達シ得タリト云フヘキナリ而シテ舊規則所定ノ「皇恩ヲ感受セシメ」字句ヲ削除セルハ君恩、師恩並父母ノ恩ノ如キ恩義觀念ハ德育ノ内容ヲ爲スモノニシテ特ニ之ヲ條文中ニ掲記スルノ必要アルヲ認メサルニ因ル而カモ兒童ニ對シ謝恩觀念注入ノ切要ナルハ多言ヲ要セス教職ニ在ル者ハ造次顯沛ニモ之ヲ等閑ニ附スルカ如キコトヲ要スルコトナキヲ要ス

二、補習科ノ設置ニ關シテハ従前ハ學校長ニ於テ修業年限及教程ヲ定メ認可ヲ受クルコトナリ居タルモ新規則ニ於テハ事務ノ系統上支廳長ヨリ認可ヲ受クルコトトセリ而シテ補習科ノ教程ニ於テハ本科ノ其レニ比シ實科ニ重キヲ置キ土地ノ狀況ニ應シ生活上必須ナル業務ノ實習ヲ主トシ直ニ之ヲ日常生活ニ應用シ得ヘキモノタラシムル方針ナルヲ以テ教授上特ニ留意セシムルコトヲ要ス

三、教科目ニ關シテハ舊規則ト同シク修身、國語並算術ヲ以テ必須科目ト爲シ圖畫、唱歌、體操、手工、農業並家事ニ付テハ土地ノ狀況ニ依リ長官ノ認可ヲ受ケ其ノ加除ヲ自由ニスルコトヲ得ヘキモノト爲シタリ而シテ教科目中「手工」ハ従來男兒ニノミ之ヲ課シタルモ群島ノ現狀ニ鑑ミ女子ニモ之ヲ課スルコト、シ「裁縫」ハ各島自ラ事情ヲ異ニスルモノアリ土地ノ情況ニ適セシメンカ爲特ニ一科トシテ之ヲ置カス其ノ必要ニ應シ便宜家事科ニ於テ之ヲ授クルコトニ改メタリ從テ教授細目制定上取扱按配其ノ宜シキヲ得ンコトヲ要ス「羅馬字」ノ教授ニ付テハ従來土地ノ情況ニ依リ之ヲ教科目ニ加フルコトヲ得ヘキモノナリシモ新規則ニテハ之ヲ削除セリ然レトモ土地ノ情況其ノ他ノ事情ニ依リ羅馬字ヲ使用セハ國語教授上裨益アリト認メラル、場合ニ於テ國語教授ノ際便宜之ヲ教授スルハ支障アルコトナシ

四、補習科ニ於ケル教科目中国本歴史、地理並理科ヲ削除シタルハ群島ノ現狀ニ鑑ミ兒童ノ負擔ヲ輕減セシムル必要アルト共ニ一面實科ニ重キヲ置キタル結果ニシテ敢テ之カ教授ヲ不必要ト認メタルカ爲ニ非ス故ニ國語科ニ關聯適宜教材ヲ排列シ其等ニ關スル確實ナル知識ヲ附與センコトヲ要ス教授細目制定上特ニ留意スルノ要アリトス

五、修業證書並卒業證書ハ其ノ効果乏シキヲ以テ之ヲ廢シ新ニ卒業兒童ニ對シ卒業徽章ヲ授與スルコトトセリ從テ祝祭日其ノ

他適當ノ時機ニ於テハ可成之ヲ佩用セシメ以テ公學校ノ卒業生タルコトヲ明ニスルト共ニ一般獎學ニ資センコトヲ要ス

六、従來ノ二學期制ヲ三學期制ニ改正シタルハ教授訓練上群島ニ限り特ニ二學期制ヲ採用スルノ理由ナキヲ以テ一般ノ例ニ倣ヒタルニ依ル

七、其ノ他公學校ノ教科目、教則、休業日、編制、設備並轉學等ニ關シ新ニ規定ヲ設ケ又ハ改正ヲ加ヘタルハ要スルニ従來ノ經驗ニ徴シ必要ナル改正ヲ施シタルト共ニ公學校教育ノ内容ノ充實改善ヲ期セントスルニ他ナラス

校名の改正及昇格

南洋廳公學校規則實施の日から従來設置の島民學校の名稱は公學校と改稱され、島民學校分校も之を獨立の公學校と認定した。新規則に依る公學校の名稱及位置は左の通りである。

大正十一年四月一日  
南洋廳告示第一號

支廳名	改正校名	位置	舊校名
サイパン	サイパン公學校	サイパン島	サイパン島民學校
サイパン	タ公學校	島	ロタ分校
トラツク	夏島公學校	夏島	トラツク島民學校
トラツク	水曜島公學校	水曜島	トラツク島民學校 水曜島分校
パラオ	コロール公學校	コロール島	パラオ第一島民學校
パラオ	マルキョク公學校	バベルダオ島	パラオ第二島民學校
パラオ	ガラルド公學校	バベルダオ島	ガラルド分校



第一節 島民に對する教育

ベリリニウ公學校	ベリリニウ島	ベラオ第一島民學校	ベリリニウ分校
アンガウル公學校	アンガウル島	アラオ第一島民學校	アンガウル分校
ヤツブ公學校	ヤツブ島	ヤツブ島民學校	ニフ分校
ニフ公學校	ニフ島	ボナベ第一島民學校	
コロニー公學校	コロニー村	ボナベ第一島民學校	
メタラニウム公學校	メタラニウム村	ボナベ第一島民學校	メタラニウム分校
キチー公學校	ボナベ島	ボナベ第二島民學校	
クサイ公學校	ボナベ島	ボナベ第三島民學校	
クサイ公學校	クサイ島		
ジャポール公學校	ジャポール島	ヤルット第一島民學校	
マロエラツブ公學校	マロエラツブ島	ヤルット第二島民學校	

補習科併設

公學校の修業年限は從來の島民學校と同じく三箇年で、支廳所在地の公學校に、修業年限二箇年の補習科を併設し、管内公學校卒業児童を選抜して、補習科に入學せしめて教育することとした。補習科を設置された學校は次の通りである。

補習科設置ニ關スル件

大正十一年四月一日  
南洋廳 告示第一號

南洋廳公學校規則第三條ノ規定ニ依リ大正十一年四月一日ヨリ左ノ公學校ニ修業年限二年ノ補習科ヲ設置ス

支廳名	校名
サイバン支廳	サイバン公學校
トラツク支廳	トラツク公學校
バラオ支廳	コロール公學校
ヤツブ支廳	ヤツブ公學校
ボナベ支廳	コロニー公學校
ヤルット支廳	ジャポール公學校

公學校教員に對する訓示

南洋廳の設置と共に公學校官制が發布され、更に南洋群島公學校規則が公布せらるゝに當り、手塚南洋廳長官は公學校教員に對して訓示を發せられ、其の教育の任にある者は、内地と全然風俗、習慣を異にする兒童に對する教育の方策を誤ることなく、天職にする覺悟を以て、其の職責を果し、實績を擧げられる様努力せられたしと述べられた、其の全文を掲げると次の通りである。

公學校教員ニ對スル訓示

大正十一年四月一日  
南洋廳 長官訓示

今春南洋廳ノ新設ニ伴ヒ公學校官制ヲ發布セラレ從來ノ島民學校ヲ公學校ト改稱シ其ノ分校ヲ擧ケテ獨立ノ一校トナシ略々島民教育機關ノ整備ヲ見ルニ至リタルハ統治上洵ニ欣幸ニ堪ヘサル所ナリ從テ之カ施行ニ關スル規則モ亦此機ニ於テ相當ノ改正ヲ加フルノ必要ヲ認メ茲ニ廳令ヲ以テ南洋廳公學校規則ヲ發布セリ

第三章 日本統治以後の教育



第一節 島民に對する教育

惟フニ本群島ノ教育ハ土地ノ情況及民度等内地ト全然其ノ趣ヲ異ニスルヲ以テ教職ニ在ル者ハ深ク思フ此ニ致シ智能ノ程度並風土、習慣等ニ應シ適切ナル教案ヲ定メ克ク其ノ實情ニ適合セシメ兒童ニ對シテハ寬仁慈愛ノ精神ヲ以テ教養シ善良ナル風俗ト品性ノ陶冶トニ努メ以テ文化ノ恩惠ニ浴セシメ彼等ヲシテ永遠ニ其ノ福趾ヲ増進セシムルノ域ニ達セシメンコトヲ努ムヘシ由來教育ハ百年ノ大計ニ屬ス是ヲ以テ徒ニ眼前ノ小功ニ麗靨スルコトナク熱誠以テ其ノ天職ニ殉スルノ覺悟ナカルヘカラス今ヤ新制ノ實施ト共ニ其ノ責任ノ一屬重大ナルニ鑑ミ益々奮勵以テ教化ノ實績ヲ舉ケムコトヲ期スヘシ

公學校規則施行細則

公學校施行細則は、公學校規則の運用を明にしたもので、規則に稍々後れて大正十二年一月四日に發布された、其の全文は次の通りである。

南洋廳公學校規則施行細則

- 第一條 學校長ハ第一號様式ニ依リ成績考査簿ヲ作成シ公學校規則第二十二條ニ依リ考査シタル成績ヲ記入スヘシ
- 第二條 公學校規則第二十三條ニ依リ授與スヘキ卒業徽章ハ左ノ様式ニ依ル



第三條 公學校規則第二十六條ニ依リ教授終始ノ時刻ヲ定メタルトキ又ハ變更シタルトキハ學校長ハ遲滞ナク之ヲ支廳長ニ報告スヘシ

第四條 學校長ハ入學シタル兒童ニ就キ第二號様式ニ依リ學籍簿ヲ編成スヘシ

前項學籍簿記載事項ニ異動ヲ生シタルトキハ遲滞ナク之ヲ加除訂正スヘシ

第五條 學校長ハ第三號様式ニ依リ在學兒童ノ出席簿ヲ作り出席及缺席ヲ明ニスヘシ

第六條 學校長ハ每學期授業開始後二週間以内ニ於テ支廳長ヲ經テ第四號様式ニ依リ學級編制表ヲ南洋廳長官ニ提出スヘシ  
學期ノ半途ニ於テ編制ヲ變更シタルトキ亦同シ

第七條 兒童ノ入學、停學、退學、卒業ニ際シテハ學校長ハ其ノ都度第五號様式ニ依リ支廳長ニ報告スヘシ

第八條 學校長ハ第六號様式ニ依リ兒童出席調査月表ヲ調製シ翌月五日限り支廳長ヲ經テ内務部長ニ提出スヘシ

第九條 學校長ハ第七號様式ニ依リ兒童出席調査年表ヲ調製シ毎年四月十日限り支廳長ヲ經テ南洋廳長官ニ提出スヘシ

第十條 前各條ニ依ル表簿ハ左ノ區分ニ依リ保存スヘシ

表名	保存期間	表名	保存期間
成績考査簿	六年	學籍簿	永年
出席簿	三年	兒童出席調査月表	永年
兒童出席調査年表	永年	兒童入學、停學、退學、卒業者報告表	永年
學級編制表	永年		

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三章 日本統治以後の教育



(書式省略)

寄宿舎設置

南洋群島が地理的に特殊な立場にあり、島民の風俗、習慣、及其の環境が教育的に見て考慮すべき事情もあつた。故に、學校の寄宿舎設備は、遠く西班牙、獨逸時代から考慮されて居た、我が國の領有となつてからも、軍政時代には、學校の設置が少かつた爲に、離島の特種兒童を收容して教育する關係上寄宿舎を設備し、民政時代には民政署所在地の公學校に補習科を併設することとなり、自然遠距離及離島兒童を收容する爲、寄宿舎の設備は尙更必要となつて、其の設備を爲さざるを得なかつた。

南洋廳が新設されるや前述の如く各支廳所在地の公學校に、補習科が併設され、サイパン公學校以外の公學校には徒前通り寄宿舎が設けられることとなつた。而して大正十一年八月十七日勅令第三百七十九號を以て、舍監事務に従事する者に對して手當を支給する制度が設けられ、大正十四年十月二十三日には南洋廳訓令を以て其の規程が發布されることとなつた。

公學校寄宿舎舍監事務並手當支給規程

大正十四年十月二十三日  
南洋廳訓令第四十九號

庶務課、財務課、支廳、公學校

寄宿舎規程

第一條 兒童ヲ寄宿セシムル爲メ左ノ公學校ニ寄宿舎ヲ設ク

支廳名	學 校 名
バラオ支廳	コロール公學校

ヤツブ支廳	ヤツブ公學校
トラツク支廳	夏島公學校
ボナベ支廳	コロニー公學校
ヤルイト支廳	ジャポール公學校
同	マロエラツブ公學校

第二條 寄宿舎ニ舍監ヲ置ク

舍監ハ公學校職員中ヨリ支廳長之ヲ命免ス

前項ニ依リ舍監ヲ命免シタルトキハ支廳長ハ速ニ之ヲ南洋廳長官ニ報告スヘシ

第三條 舍監ノ定員ハ支廳長之ヲ定ム

前項ノ定員ヲ定メタルトキハ支廳長ハ速ニ之ヲ南洋廳長官ニ報告スヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第四條 舍監ハ公學校長ノ命ヲ承ケ寄宿舎ノ取締及寄宿兒童ノ監護ニ従事ス

第五條 舍監ハ公學校教育ノ本旨ヲ體シ寄宿兒童ノ衛生保健ニ留意シ日常生活上善良ナル慣習ノ養成ニ努ムヘシ

第六條 舍監ハ寄宿舎ノ清潔整頓ニ留意シ火災盜難等ノ豫防ニ努ムヘシ

第七條 舍監ハ學校ノ教授時間外ハ寄宿舎ニ當直勤務スヘシ

第八條 寄宿舎ニハ舍監勤務日誌ヲ備付ケ當直員ニ於テ左ノ事項ヲ記入シ翌朝公學校長ノ檢閲ヲ受クヘシ

- 一 月日及當直員氏名
- 二 學年、男女別在舍兒童數
- 三 入退舎、歸省、外泊兒童氏名

第三章 日本統治以後の教育



第一節 島民に對する教育

- 四 病傷兒童氏名
- 五 反則兒童氏名
- 六 訓育上注意事項
- 七 主要記事
- 八 其ノ他

第九條 公學校長ハ支廳長ノ認可ヲ得テ寄宿舎規則ヲ定ムヘシ

寄宿舎規則ノ中ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ

- 一 入舎、退舎ニ關スルコト
  - 二 起床、就寢ニ關スルコト
  - 三 歸省、外出、外泊ニ關スルコト
  - 四 自習ニ關スルコト
  - 五 食事ニ關スルコト
  - 六 清潔ニ關スルコト
  - 七 非常時ニ關スルコト
  - 八 前各號ノ外公學校長ニ於テ必要ト認メタル事項
- 支廳長寄宿舎規則ヲ認可シタルトキハ速ニ之ヲ南洋廳長官ニ報告スヘシ其ノ變更ノ認可ヲ爲シタルトキ亦同シ
- 第十條 舎監ニハ其ノ當直夜數ニ應ジ左ノ區分ニ依リ手當ヲ支給ス
- 一 訓導及囑託員 一夜ニ付 五十錢
  - 二 助 教 員 一夜ニ付 三十錢

第十一條 南洋廳及所屬官署賄料支給規程第五條及第六條ノ規定スル手當ノ支給ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

其の他の規程

其他學校醫設置並職務規程が大正十五年八月三日に公布され、小學校及公學校に學校醫を置くことゝなつた。學校醫は南洋廳醫院長、醫官及醫員中から南洋廳長官が之を任命して、各學校に於ける兒童及職員の保健、衛生に關する事務を掌り、自ら之を行ひ又職員に指導して行はしめることゝなつた。同時に兒童身體検査規程をも設けられ、學校醫は、小學校、公學校兒童に對し毎年四月身體検査を行ひ、兒童各個の保健上の注意をすることゝなつた。

公學校規則の改廢

公學校規則は、發布以來其の基準に従ひ着々其の實をあげるに至つた。大正十五年度に島民教育の一機關としてパラオ支廳管内コロール公學校に木工徒弟養成所を附設することゝなり、同年五月二十九日廳令第二號を以て公學校規則中の一部分が改正された。即ち規則第三十二條に「公學校ニ於テハ各學級ニ訓導一人ヲ置ク」とあるに、左の但書が加へられ、

但シ特別ノ必要アリト認ムルトキハ定員ヲ増スコトアルヘシ

とされたが、これはコロール公學校長が木工徒弟養成所長を兼務される爲に補助教員を置き、養成所は専門の技術を授くる爲に數人の教師が必要となり、斯の如く改正されたものである。

新規則も數年間實施の結果、教科目及教則に大改正を加へることゝなり、昭和三年七月十五日廳令を以て次の如



く改正された。

廳 令

昭和三年七月十五日  
南洋廳令第四號

南洋廳公學校規則中左ノ通改正ス

第六條 公學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、理科、手工、唱歌、體操、農業トシ女兒ノ爲ニハ家事ヲ加フ

補習科ニ於テハ前項ノ教科目ノ外地理ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ前項ノ教科目中修身、國語、算術ノ外他ノ教科目ヲ減シ又ハ必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得

前項ニ依リ教科目ヲ加除セムトスルトキハ支廳長ハ南洋廳長官ノ認可ヲ受クヘシ

第八條 削 除

第十條 第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ第三項以下順次繰下ク

補習科ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ一層陶冶ノ効ヲ堅實ナラシメムコトヲ力ムヘシ

第十一條 國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及平易ナル口語文ヲ教ヘ其ノ應用ヲ自在ナラシメ正確ニ思想ヲ發表スルノ能ヲ

養ヒ特ニ言語ノ練熟ヲ主トシテ日常國語ヲ使用スルニ支障ナキ程度ニ至ラシメ兼テ知徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス

國語ハ初ハ主トシテ近易ナル話シ方ヲ授ケ發音語調ヲ正シ假名ノ讀方、書キ方、綴リ方ヲ知ラシメ漸ク進ミテハ日常須知ノ

文字及簡易ナル口語文ニ及ホシ特ニ普通用語ノ練習ニ力ムヘシ

補習科ニ於テハ稍々進ミタル程度ニ於テ日常須知ノ文字及口語文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ授ケ又言語ヲ練習セシムヘシ

讀ミ方、書キ方及話シ方ハ各々其ノ主トスル所ニ依リ教授時間ヲ區別スルコトヲ得ルモ特ニ注意シテ相聯絡セシメムコトヲ

要ス

讀本ノ文章ハ平易ニシテ國語ノ模範ト爲リ且兒童ノ心情ヲ快活純正ナラシムルモノナルヲ要シ其ノ材料ハ修身、歴史、地理、

理科其ノ他生活ニ必須ナル事項ニ取り趣味ニ富ムモノタルヘシ

書キ方ニ用フル漢字ノ書體ハ楷書トシ片假名、平假名ノ二種ヲ用ヒ實用ヲ旨トシテ其ノ習熟ニ力ムヘシ

綴リ方及話シ方ハ讀ミ方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項ヲ選ヒテ之ヲ授ケ其ノ行文及談話ハ平易ニシテ趣旨明瞭ナラシ

コトヲ要ス

國語ヲ授クルニハ語句文章ノ意義ヲ明瞭ニシ且其ノ用法ニ習熟セシメムコトヲ力ムヘシ

第十二條 算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ生活上必須ナル知識ヲ與ヘ兼テ思考ヲ正確ナラシムルヲ以テ要旨トス

算術ハ初ハ小ナル整数ノ範圍内ニテ其ノ唱ヘ方、書キ方及簡易ナル計算ヲ授ケ次第ニ其ノ範圍ヲ擴メテ之ヲ授クヘシ

補習科ニ於テハ前項ノ範圍ヲ擴メテ小數、分數ニ及ホシ更ニ其ノ程度ヲ進メ且簡易ナル歩合算ヲ授クヘシ又珠算ヲ併セ課ス

ルコトヲ得

算術ハ初ハ暗算ヲ用ヒ進ミテハ筆算ヲ併セ課シ問題ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項及土地ノ情況ヲ斟酌シテ日常ノ生活ニ

適切ナルモノヲ選フヘシ

算術ヲ授クルニハ實驗實測ヲ用ヒ運算ノ方法及理由ヲ正確ニ説明セシメテ理會ヲ精確ニシ運算ニ習熟シテ應用自在ナラシメ

ムコトヲ力メ且暗算ニ熟達センメムコトヲ要ス

第十二條ノ二 地理ハ地球ノ表面及人類生活ノ狀態ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ又世界ノ大勢ヲ理會セシムルヲ以テ要旨トス

地理ハ群島ヨリ始メテ日本ニ及ホシ進ミテハ世界各大洲ノ地勢、氣候、區劃、交通等ノ概略ヲ授クヘシ

地理ヲ授クルニハ成ルヘク地球儀、地圖、標本、繪畫、寫眞等ヲ示シテ確實ナル知識ヲ得シメムコトヲ力ムヘシ

第十二條ノ三 理科ハ通常ノ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ其ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシ

メ兼テ觀察ヲ精密ニシ自然ヲ愛スルノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

理科ハ植物、動物、礦物及自然現象ニ就キ主トシテ兒童ノ目撃シ得ル事項ヲ授ケ特ニ重要ナル植物、動物、礦物ノ名稱、形

狀、効用及發育ノ大要ヲ知ラシメ又通常ノ物理、化學上ノ現象ヲ授ケ且日常ニ於ケル衛生上ノ注意ヲ教フヘシ



第一節 島民に對する教育

補習科ニ於テハ稍々進ミタル程度ニ於テ之ヲ授ケ且人身生理衛生ノ初歩ヲ授クヘシ  
理科ニ於テハ力メテ農業、工業、家事等ニ適切ナル事項ヲ授ケ特ニ植物、動物等ニ就キ教授スル際ニハ之ヲ以テ製スル重要ナル加工品ノ製法、効用等ノ概略ヲ知ラシムヘシ  
理科ヲ授クルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ若ハ標本、模型、圖畫等ヲ示シ又簡單ナル實驗ヲ施シ明瞭ニ理會セシムコトヲ要ス

第十三條 圖畫ハ通常ノ形體ヲ看取シ正シク之ヲ畫クノ能ヲ得シメ兼テ美感ヲ養フヲ以テ要旨トス

圖畫ハ單形ヨリ始メ漸ク簡單ナル形體ニ及ホシ實物若ハ手本ニ就キ又時々自己ノ工夫ヲ以テ畫カシムヘシ

補習科ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ諸般ノ形體ヲ畫カシムヘシ

圖畫ヲ授クルニハ成ルヘク他ノ教科目ニ於テ授ケタル物體及兒童ノ目擊セル物體中ニ就キテ之ヲ畫カシメ兼テ清潔ヲ好ミ細密ヲ尙フノ習慣ヲ養ハムコトニ注意スヘシ

第十三條ノ二 手工ハ簡易ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ得シメ工藝ノ趣味ヲ長シ兼テ勤勞ヲ好ムノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

手工ハ紙、糸、植物纖維、竹、木等ノ材料ヲ用ヒテ簡易ナル製作ヲ爲サシメ補習科ニ於テハ製圖及女兒ニ在リテハ手藝ヲ簡易ナル程度ニ於テ併セ課スヘシ

手工ヲ授クル際ニハ用具ノ使用方、材數ノ品類、性質等ヲ教示スヘシ

第十四條 唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フルコトヲ得シメ兼テ美感ヲ養ヒ徳性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス

唱歌ハ平易ナル單音唱歌ヲ授クヘシ

補習科ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ又便宜簡易ナル複音唱歌ヲ授クルコトヲ得

歌詞及樂譜ハ平易雅正ニシテ兒童ノ心情ヲ快活純美ナラシムモノタルヘシ

第十五條 體操ハ身體ノ各部均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

體操ハ體操、教練、遊戲及競技ニ就キ簡易ナル動作ヨリ始メ漸ク其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ又男女ノ別ニ依リ其ノ授クヘキ事項ヲ斟酌スヘシ

補習科ニ於テハ前項ニ準シ一層其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ

土地ノ情況ニ依リ體操ノ教授時間ノ一部若ハ教授時間ノ外ニ於テ適宜戶外運動ヲ爲サシムルコトヲ得

體操ノ教授ニ依リテ習成シタル姿勢ハ常ニ之ヲ保タシムコトヲ力ムヘシ

第十六條 削 除

第十七條 農業ハ農業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ農業ノ趣味ヲ長シ兼テ勤勉利用ノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

農業ハ土地ノ情況ニ依リ農事若ハ水産ヲ授ケ又ハ農事水産ヲ併セ課スヘシ

農事ハ土壤、水利、肥料、農具、耕耘、栽培、養畜、植物等ニ就キ水産ハ漁撈、養殖、製造等ニ就キ土地ノ情況ニ適切ニシテ兒童ノ理會シ易キ事項ヲ授クヘシ

補習科ニ於テハ前項ニ準シ一層其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ

農業ヲ授クルニハ實習ニ重キヲ置キ特ニ地理、理科等ノ教授事項ト關聯シ時々其ノ土地實際ノ業務ニ就キテ示教シ其ノ知識ヲ確實ナラシムコトヲ力ムヘシ

第十八條 家事ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ家事ノ趣味ヲ長シ兼テ節約、利用、秩序、清潔ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

家事ハ衣食住、看病、育兒、裁縫其ノ他一家ノ經濟等ニ關スル事項ノ大要ヲ授クヘシ

補習科ニ於テハ前項ニ準シ一層其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ

家事ヲ授クルニハ特ニ理科トノ聯絡ニ注意シ又實習ニ重キヲ置キ土地ノ情況ニ適切ナラシムコトヲ力ムヘシ

第十九條 各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ第一號表ニ依ル

第三章 日本統治以前の教育



第一節 島民に對する教育

補習科ニ於ケル各學年ノ教授ノ程度及毎週教授時數ハ第二號表ニ依ル  
 前二項ノ規定ニ依リ難キ事情アルトキハ南洋廳長官ノ認可ヲ得テ支廳長之ヲ定ム  
 第二十六條ノ二 學校長ハ兒童ノ保健上必要ト認メタルトキハ一年ノ中五十日ヲ限り支廳長ノ認可ヲ經テ毎日ノ教授時數ヲ減スルコトヲ得

支廳長前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨直ニ南洋廳長官ニ報告スヘシ  
 第二十九條中「天長節祝日」ヲ「天長節、明治節」ニ改ム  
 第三十五條 公學校ニ入學スルコトヲ得ルモノハ學年開始前ニ於テ滿八歳以上トス

附 則

本令ハ昭和三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 公學校補習科ノ教科目、教授ノ程度及毎週教授時數ニ關スル規程ハ之ヲ廢止ス

第一號表

教科目	學年	毎週教授時數	
		第一學年	第二學年
修身	一	道徳ノ要旨	道徳ノ要旨
國語	一、二	發音、話シ方及假名、日常須知ノ文字並近易ナル口語文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方	話シ方及假名、日常須知ノ文字並近易ナル口語文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方
算術	五	百以下ノ數ノ唱へ方、書キ方及簡易ナル計算	千以下ノ數ノ唱へ方、書キ方及簡易ナル計算
理科	一		天然物及自然現象ノ觀察
	二		植物、動物、礦物及自然ノ現象、物理、化學上ノ現象、日常ニ於ケル衛生上ノ注意

教科目	學年	毎週教授時數	
		第一學年	第二學年
圖畫	一	簡單ナル形體	簡單ナル形體
手工	一	簡易ナル細工	簡易ナル細工
唱歌	三	平易ナル單音唱歌	平易ナル單音唱歌
體操	三	體操、教練、遊戲及競技	體操、教練、遊戲及競技
農業	一	農業ノ大要	農業ノ大要
家事	一	近易ナル家事ノ大要及通常衣類ノ裁縫	近易ナル家事ノ大要及通常衣類ノ裁縫
計	二、三	男 二、五 女 二、六	男 二、七 女 二、九

實習ニ關シテハ規定ノ教授時數外ニ涉リテ尙之ヲ課スルコトヲ得

第二號表

教科目	學年	毎週教授時數	
		第一學年	第二學年
修身	一	道徳ノ要旨	道徳ノ要旨
國語	一、〇	話シ方及日常須知ノ文字並近易ナル口語文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方	話シ方及日常須知ノ文字並近易ナル口語文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方
算術	四	整數ノ計算、小數ノ計算(珠算)	分數ノ計算、歩合算(珠算)
地理	一	群島地理ノ大要	前學年ノ續キ 世界各洲地理ノ概要
理科	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象	植物、動物、礦物及自然ノ現象、通常ノ物理、化學上ノ現象、人體生理衛生ノ初步
圖畫	一	簡單ナル形體	簡易ナル形體

第三章 日本統治以前の教育



手工	二	簡易ナル細工	二	簡易ナル細工
唱歌	一	單音唱歌 (簡易ナル複音唱歌)	一	單音唱歌 (簡易ナル複音唱歌)
體操	二	體操、教練、遊戲及競技	二	體操、教練、遊戲及競技
農業	四	農業ノ大要	四	農業ノ大要
家事	女二	近易ナル家事ノ大要及 通常衣類ノ裁縫	女二	近易ナル家事ノ大要及 通常衣類ノ裁縫
計	男二八 女三〇		男二八 女三〇	

實習ニ關シテハ規定ノ教授時數外ニ涉リテ尙之ヲ課スルコトヲ得

公學校規則の改正された主要點は、各教則中に補習科に於て教授すべき事項を明にし、新に地理、理科の二科目を加へ、從來農業は男兒のみに課せられたが、今回は女兒にも課することとした。從來の教授時間數は各學年共一日四時間程度を原則とされて居たが、改正されて、低學年は授業時數を少く、高學年に到るに隨つて漸次之を多くする合理的方法を探る事となつた。改正要旨並實施上の留意點は、次に掲げる訓令によつて、之を明にする事が出来る。

公學校規則改正要旨並實施上ノ注意

昭和三年八月二十三日  
南洋廳訓令第二十一號

庶務課、支廳、公學校

今般南洋廳令第四號ヲ以テ南洋廳公學校規則中ニ改正ヲ加ヘタリ今左ニ改正ノ要旨並實施上特ニ注意スヘキ點ヲ舉示スヘシ

一、從來ノ規定ニ於テハ午前授業即チ一日四時間ノ授業ヲ以テ本體トシ各學年ニ通シ同時數ヲ配當シタルモ群島ノ風土氣候ハ

從來ノ經驗上午後授業ヲ爲スモ兒童ノ心身ニ要影響ヲ及ホスコトナキノミナラス低學年ニ於テハ授業時數ヲ少クシ高學年ニ於テ之ヲ多クスルハ教授ノ能率増進上適當ト認メ彼此按配シ結局教授時數ノ増加ヲ計リタリ而シテ教授科目中ニ新ニ地理、理科ヲ加ヘ之ニ其ノ時數ヲ配當シタルノミナラス他ノ教科目ニ於テモ其ノ每週教授時數ヲ適當ニシ日常生活上必須ナル知識ヲ出來得ル限リ多ク授クルコトトセリ

二、算術ハ第一學年ヨリ第三學年迄每週一時間宛教授時數ヲ増加シタルヲ以テ整數ノ計算ハ略々第三學年迄ニ完了セシメ補習科ニ於テハ從來ヨリ範圍ヲ擴メ小數、分數ニ及ホシ更ニ進ミテ歩合算ヲモ授クルコトトセリ然レトモ現在ノ時間數ニ於テ小學校ト同一程度ニ教授スルコトハ困難ナルヲ以テ寧ろ一般ニ之ヲ低クシ簡易ナル問題ニ依リ兒童ノ理解ヲ徹底セシムルコトニ注意スヘシ

三、地理科ニ於テハ群島地理ニ關スル知識ノ一斑ヲ授ケ次テ統治國タル我カ日本地理ノ大要ヲ知ラシメ更ニ進ミテ世界各大洲地理ノ概要ヲ教フルハ彼等ノ知見ヲ廣メ向上進歩ノ念ヲ起サシムカ爲ニシテ所謂地理學的系統ニ從テ普ク之ヲ授ケ或ハ特殊ノ問題ニ就キ詳説スルカ如キハ兒童ノ知能ノ程度並配當時間ヨリ考察シ到底不可能ナルノミナラス却テ本科ヲ課スル趣旨ニ背馳ス殊ニ世界各大洲ノ地理ニ就テハ最重要必須ノ事項ノミヲ選ビ而モ大綱ヲ漏ササルヲ旨トシ簡易ニ之ヲ授クルヲ要ス而シテ本科ノ目的ヲ達スルニ必要ト認メタル場合ニハ之ニ附帶シテ歴史的事項ヲ授クルモ可ナリトス

四、理科ハ從來獨立ノ教科目ト爲サス他ノ教科目ニ附隨シテ之ヲ授クルノ方針ヲ採リシカ尙未ダ足ラサルノ憾アルヲ以テ今回之ヲ獨立ノ教科目トシ第二學年ヨリ之ヲ課スルコトトセリ然レトモ之ヲ課スルハ島民ノ日常生活上必須ナル知識ヲ得シメ其生活ノ改善向上ニ資スル所アラシムカ爲ナルヲ以テ之カ教授ノ材料ハ主トシテ群島ノ事情ニ採リ實際生活ニ適切ナル事項ヲ選ヒテ之ヲ授クヘシ彼ノ徒ラニ高尙ナル事項ヲ授ケ或ハ學究的取扱ヲ爲スカ如キハ最モ戒ムヘキ所ナリ

第二學年ノ理科ハ兒童ノ能力ニ稽ヘ天然物及自然現象ノ觀察ヲ爲サシムルコトトシタレハ事物ヲ教ヘムヨリハ兒童ノ觀察力養成ニ重キヲ置カムコトヲ要ス

改正の主要點及實施上の注意



第一節 島民に對する教育

第三學年及補習科第二學年ニ於テ生理衛生上ノ知識ヲ授クルコトトシタルハ島民ノ生活ヲ向上セシメ彼等ノ衛生狀態ヲ改善セシムルニ特ニ必要ト認メタルニ由ル他ノ教科目ニ於テ授クル所ト相聯關シテ其ノ効果ヲ收メムコトニ注意スヘシ

五、農業ハ從來男兒ノミニ之ヲ課シ女兒ニハ之ヲ課セザリシカ現ニ女子專ラ農業ニ從事スル慣習アル地方尠カラサルノミナラス群島ノ實情ハ女子ニ對シテモ農事ニ關スル知識ヲ授クルヲ適當ト認メ男女共ニ之ヲ課スルコトニ改正セリ然レトモ女兒ニ全ク之ヲ課スル必要ナキ地方ニ於テハ公學校規則第十九條第三項ニ依リ南洋廳長官ノ認可ヲ經テ之ヲ課セサルコトヲ得思フニ農業ノ進歩ヲ計リ之ヲ獎勵スルハ島民ノ幸福ヲ増進スル所以ニシテ公學校ノ農業ハ之カ基礎ヲ爲スヘキモノナレハ本科教授ニ當リテハ其ノ影響ノ大ナルニ鑑ミ慎重ニ考究ノ上能ク土地ノ情況ニ適切ナルモノヲ選ヒ其ノ實効ヲ舉ケムコトヲ注意スヘシ

六、學校長ニ於テ兒童ノ保健上必要ト認メタル場合ニハ一年ノ中五十日ヲ限リ毎日ノ教授時數ヲ減シ得ルコトトシタルハ主トシテ酷暑ノ際ニ亘リテ授業ヲ爲スノ兒童心身ニ及ホス影響ヲ考慮シタル結果ナリ然レトモ妄ニ之ヲ爲スハ規律ヲ紊スノ虞アルヲ以テ豫メ支廳長ノ認可ヲ要スルコトトセリ支廳長ニ於テ右認可ヲナシ南洋廳長官ニ報告スル場合ニハ毎日ノ減少時數ヲモ具申スルヲ要ス

右ノ外前記改正ニ伴ヒ必要ナル事項ヲ加除シ及從來ノ經驗ニ徴シ必要ナル改正ヲ行ヒ以テ時勢ノ進運ト共ニ益々公學校教育ノ内容ヲ改善充實セムコトヲ計レリ教育ノ事ニ當ル者ハ能ク其ノ趣旨ヲ體シ公學校教育ヲシテ益々實用ニ適セシメ島民教化ノ實績ヲ舉クルコトニ於テ遺憾ナカラムコトヲ期スヘシ

施行細則の改廢

公學校規則施行細則も亦實施して居る間には種々の關係で、不都合の事が起り改正された點が多々ある。大正十四年三月五日には南洋廳訓令第五號を以て、

第八條中 「内務部長」ヲ「南洋廳長官」ニ改ム

第六號様式「記入上ノ注意」欄中「内務部長」ヲ削ル

と改正せられた。

大正十四年六月十五日には、南洋廳訓令第三十四號を以て

第一號様式、第六號様式及第七號様式ヲ別紙ノ如ク改ム

第二號様式中「操行」欄ノ次ニ左ノ一欄ヲ加フ

判	定
---	---

と改められた。

昭和五年三月十一日には南洋廳訓令第七號を以て

第十條ノ左記中「入學、停學、卒業報告表綴」ヲ「兒童異動報告綴」ト改ム

第一號様式、第二號様式、第三號様式、第五號様式、第六號様式、第七號様式ヲ別表ノ如ク改ム

第四號様式ノ欄外末尾ニ左ノ如ク加フ

右報告候也

昭和 年 月 日

南洋廳長官 殿

南洋廳 公學校長

(別表省略)

と改正された。

第三章 日本統治以前の教育



昭和六年七月二十日には南洋廳訓令第二十四號を以て

第六條第一項中「毎學期」ヲ「毎學年」ニ、「學期ノ半途」ヲ「學年ノ半途」ニ改ムと改正された。

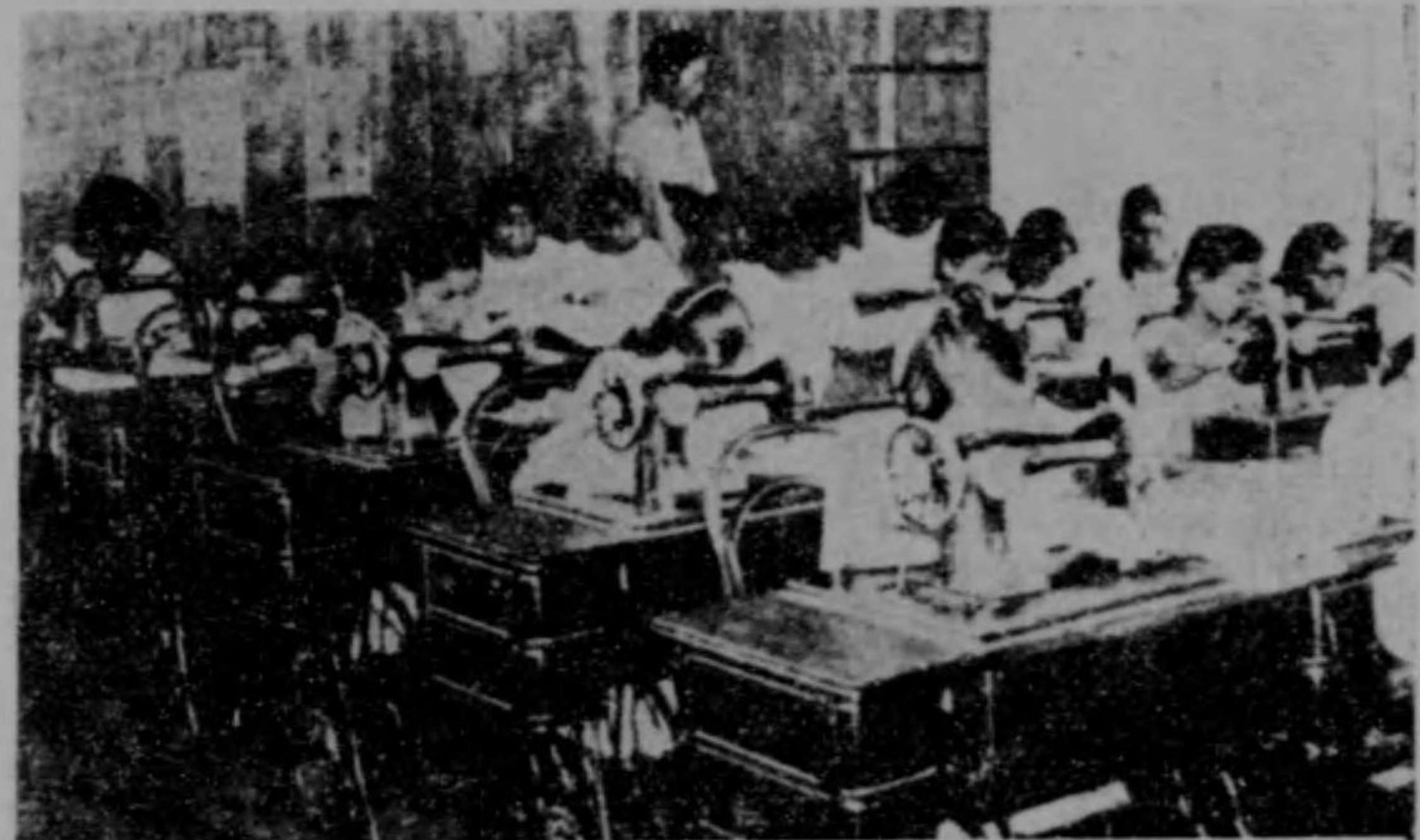
大正十一年四月南洋廳設置と共に、勅令を以て南洋廳公學校官制が發布され、學校の組織及權限が明となり、四月

一日南洋廳公學校規則實施と共に、島民學校を公學校と改稱し、島民學校分校はそれ〴〵獨立の公學校に昇格せしめ、各支廳所在地の公學校には補習科（二年）を併置し、他の公學校は本科（三年）のみを設置することとした。而して本科、補習科を併置する公學校六校、本科のみの公學校が十二校となつた。更に補習科を併置する公學校（サイパン公學校を除く）及ヤルト支廳管内の公學校に寄宿舎が設置された。斯くして島民子弟教育機關も益々完備して來た。

南洋  
群島國語讀本が編纂されて既に七、八年を経過し、社會事情の變遷と學制の改革により教科書の改訂の必要に迫られて之に着手し、大正十四年二月本科用卷一、卷二、卷三を完了し、大正十五年三月に至り補習科用卷一、卷二が完了し茲に新制度に合致した教科書を見るに至つた。

大正十四年九月には小學校の設置されて居ないヤツブ、アンガウル、

南洋臨時  
代教育の  
回顧  
大正十一年



第四十四圖 サイパン公學校シミソシ習（昭和六年）

大正十四年

大正十五年

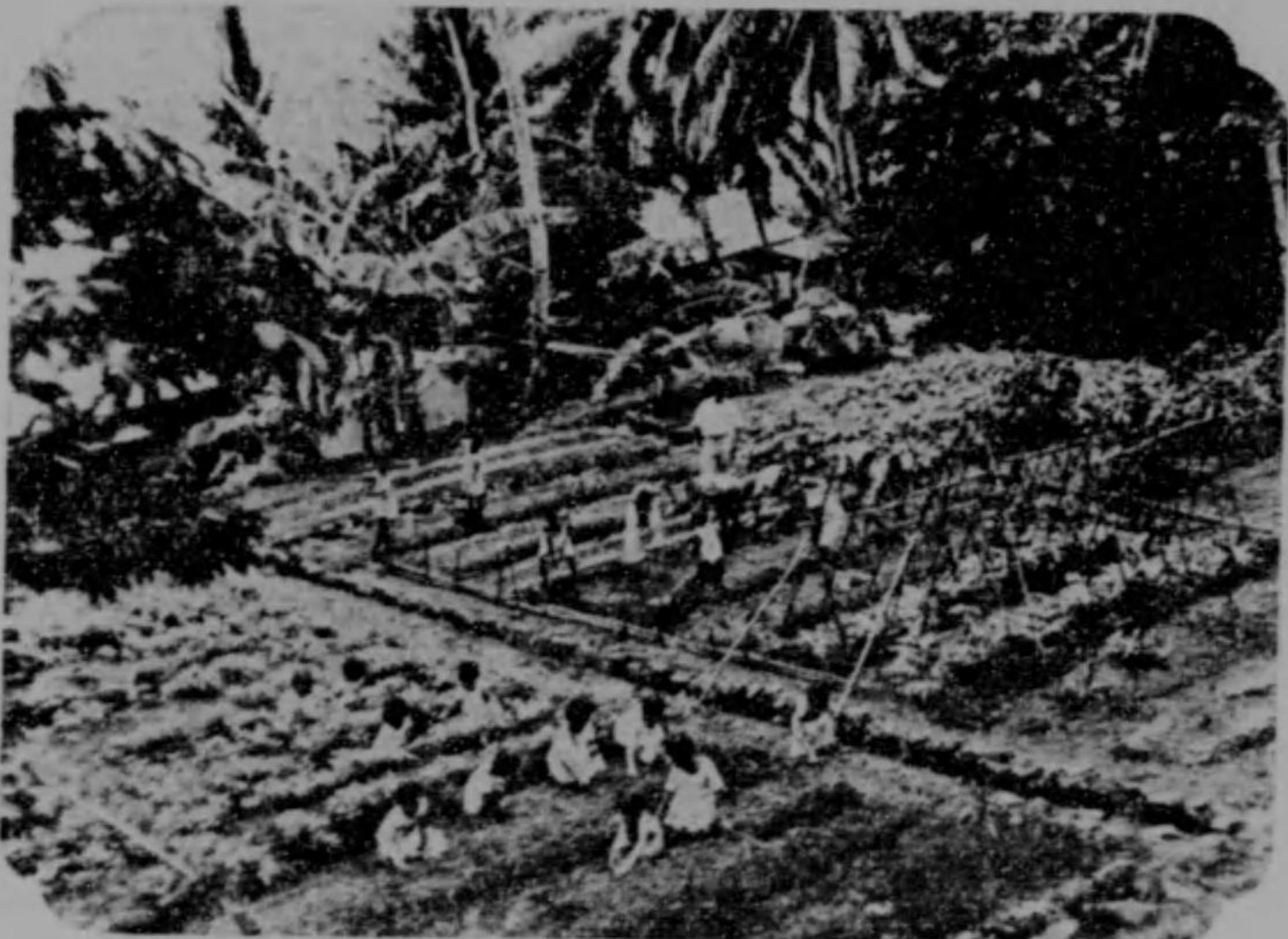
コロニー、ヤルトの各公學校に特別學級を設けて邦人兒童を教育することとなつた。

大正十五年四月にはマロエラツブ公學校をウオツヂエに移轉して、ウオツヂエ公學校と改稱し、同年五月にヤツブ島マキ及ボナベ島ウーに公學校を新設した。而して同年四月に公學校官制を改正して、木工徒弟養成所を公學校

に附置する事を得ることとなし、新に南洋廳木工徒弟養成所規則が制定され、コロール公學校に木工徒弟養成所を附置し、各支廳管内より補習科卒業生を選抜入學せしめて建築及木工に關する技術を習得させることとした。

昭和二年七月には、トラツク諸島春島に春島公學校が新設され、同年十一月にはヤルト支廳管内エボン島に島民の經營にかゝる私立エボン島民學校が創設され、翌三年三月には公學校規則に準據した學校としての認可を受け私立エボン公學校と改稱し、兒童及卒業生は官立公學校と同様の取扱を受けることとなつた。尙昭和二年度にはコロール島在職の教職員等に依り南洋國語讀本が修正されて刊行した。

昭和二年



第四十四圖 ウー公學校兒童農園の入手（昭和二十年）

昭和三年七月にはトラツク諸島冬島に冬島公學校を新設し、同五年四月にはトラツク諸島月曜島に、同六年四月にはモートロツク諸島にそれ〴〵公學校が新設された。

昭和三年



昭和三年七月に南洋廳公學校規則が改正され、教科目では地理、理科が新に加へられ、女子にも農業を課することとなり、教授時間を増加按配し、補習科の教科課程をも本規則の中に包括された。尙教授要目を制定して、教

授事項の統一を圖ることとし、昭和三年十月に修身科教授要目及算術科教授要目、同四年一月に地理科教授要目、同五年三月に理科教授要目、同年八月に農業科教授要目、翌六年一月に手工科教授要目を制定された。

昭和七年



第四十三圖 實習 波羅亞公學校ラブリ製造 (昭和三十三年)

國語教科書は異に修正刊行されたが、尙修正の要があり、其の訂正を行つて居たが、昭和七年三月に至り本科用六巻を修了し、續いて補習科用を改訂し、翌年三月補習科用四巻をも終了して刊行された。

併し乍ら其の教材の大部分は内地小學校讀本より之を採り、群島島民兒童の實生活との懸隔甚しきものがあり、更に之が修正の必要を認めて之が改訂に取りかかり、幾歳月を要して、本科用六巻、補習科用四巻の編纂を完うし、昭和十二年度より之を使用す

ることゝなつた。

昭和九年

昭和九年四月にヤルト支廳管内クワゼリン島にクワゼリン公學校が新設され、昭和十二年十月にはトラツク諸

島秋島に秋島公學校が設置され、昭和十三年四月一日にはヤルト支廳管内私立エボン公學校が官立となつた。

斯くして現在(昭和十三年四月末日)官設公學校が二十六校あつて、大正四年小學校創立當時の六校に比較して、其の學校數に於て、兒童數、職員數に於て、其の設備に於て、又兒童の學習狀態に於て隔世の感があるとは、島民古老の何人も賞揚して居る所である。(南洋廳時代公學校一覽表は、第五章、第一節の七を参照せられたい。)

### (ロ) 特殊教育

島民子弟に對する普通教育の施設及普及は前述の通りである。作し當局は島民啓發の爲めには普通教育に止ることなく、島民の生活向上、衛生思想の普及並授産を目的として各種の短期、長期の講習會等を開催した。其の結果好成绩を得るものが少くなかつた。而して群島の實狀に鑑み、其の最も必要で、最も要求される木工養成の爲に、其の職業教育の學校として、コロール公學校に木工徒弟養成所の附置を見るに至つた。

南洋群島の教育事業は、西班牙時代、獨逸時代に於ては専ら宣教師に委ねた宗教教育が主體となつて居た事は前述の通りである。我が帝國が南洋群島を占領するや、敵國である獨逸宣教師經營の宗教學校を存続する事は、施政上不都合の點が多々あつたので之を閉鎖せしめたが、平和克復後再び宗教學校設立を許可した。故に、各群島には宗教學校の再興を見るに至つた。

### (一) 職業教育



島民子弟に建築に必要な技術を習得せしめ、住宅を改善せしめることは、彼等の生活改善上最も急務であること

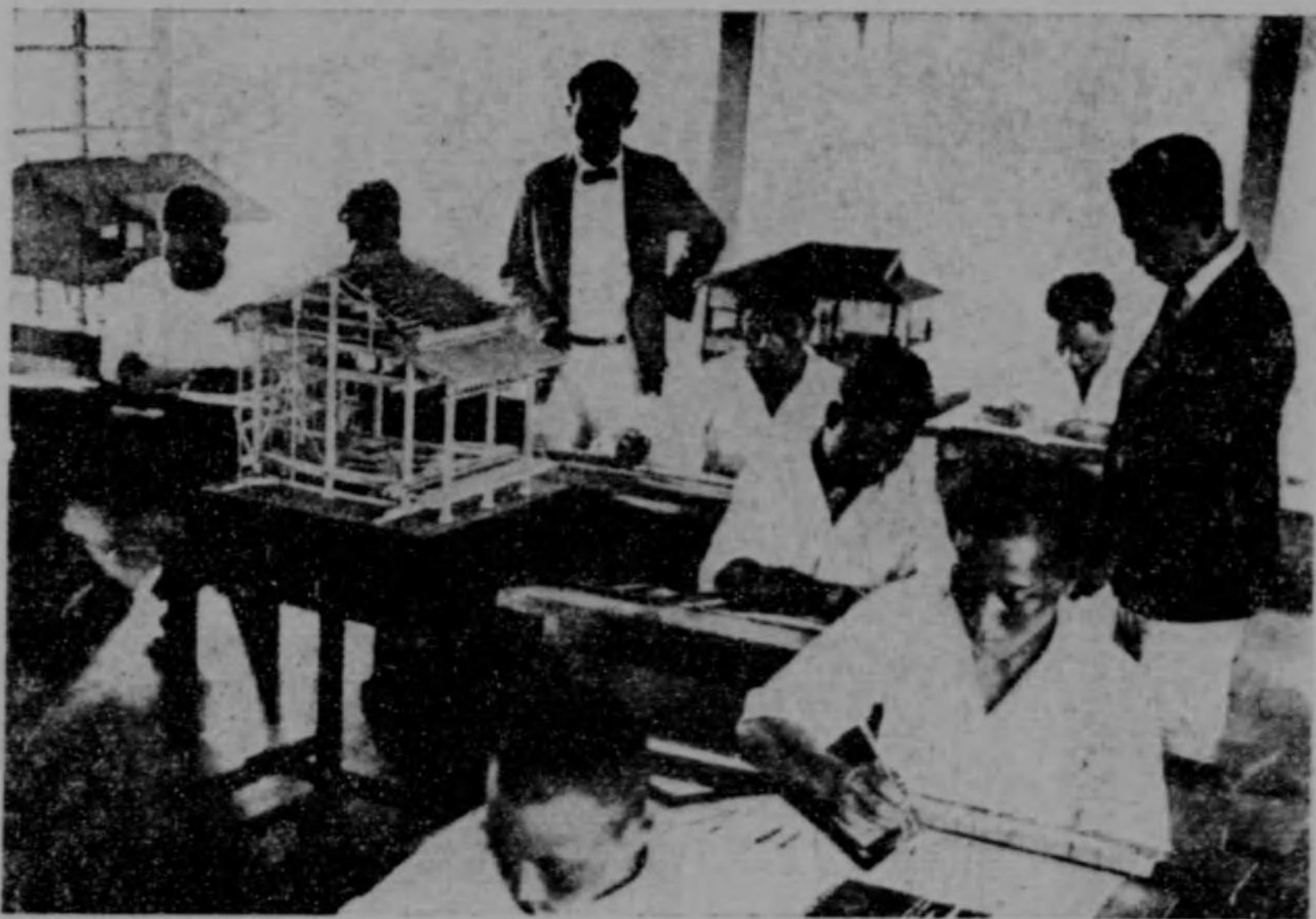
を認め、南洋廳設置以來各支廳に於て、木工養成の長期講習を開設したが、其の効果が顯著であつたので、之を統一して其の効果を一層有効適切ならしめる爲に、南洋廳では大正十五年五月バラオ支廳管内コロール公學校に、木工徒弟養成所を附置して授業を開始した。

木工徒弟養成所は島民の建築及木工に従事せんとする者に必須な知識技能を授け、併せて徳性を涵養する以て目的とする、島民木工の養成所である。

木工徒弟養成所長は、コロール公學校長を以て、之に充て専門學科及技術の指導には訓導及助手各一名を置き、普通學科は公學校訓導をして兼務擔任せしめてゐる。

本所の修業年限は二箇年で、第一學年に入學を許可すべき者は公學校補習科を卒業した十六歳以下の男子で、成績優秀者で而も家庭の事情が二ヶ年の修業に差支のない者を以てし、各支廳管内から毎年凡そ二、三名宛選抜して入所せしめて居る。

木工徒弟養成所



（年六和昭）徒生所成養弟徒の工木の中圖製 圖四十四第

木工徒弟養成所規則

本所の生徒に對しては授業料を徴收しないばかりでなく、學用品及實習用具、材料等は全部給與又は貸與し、尙生徒は全部之を寄宿舎に收容して被服及食糧をも支給されてゐる。

本所卒業後尙修學の希望がある者に對しては、一年以内研究生として在學せしめることとし、研究生は隨意に學科目を選択して履修せしむる制度となつて居る。尙木工徒弟養成所の沿革其の他は第四章に詳述することとする。

南洋廳木工徒弟養成所規則

大正十五年五月二十六日  
南洋廳令 第一〇二號

第一章 總則

第一條 コロール公學校ニ木工徒弟養成所ヲ附設ス

第二條 木工徒弟養成所ハ建築及木工ニ從事セムトスル者ニ

須要ナル知識技能ヲ授ケ併セテ徳性ヲ涵養スル所トス

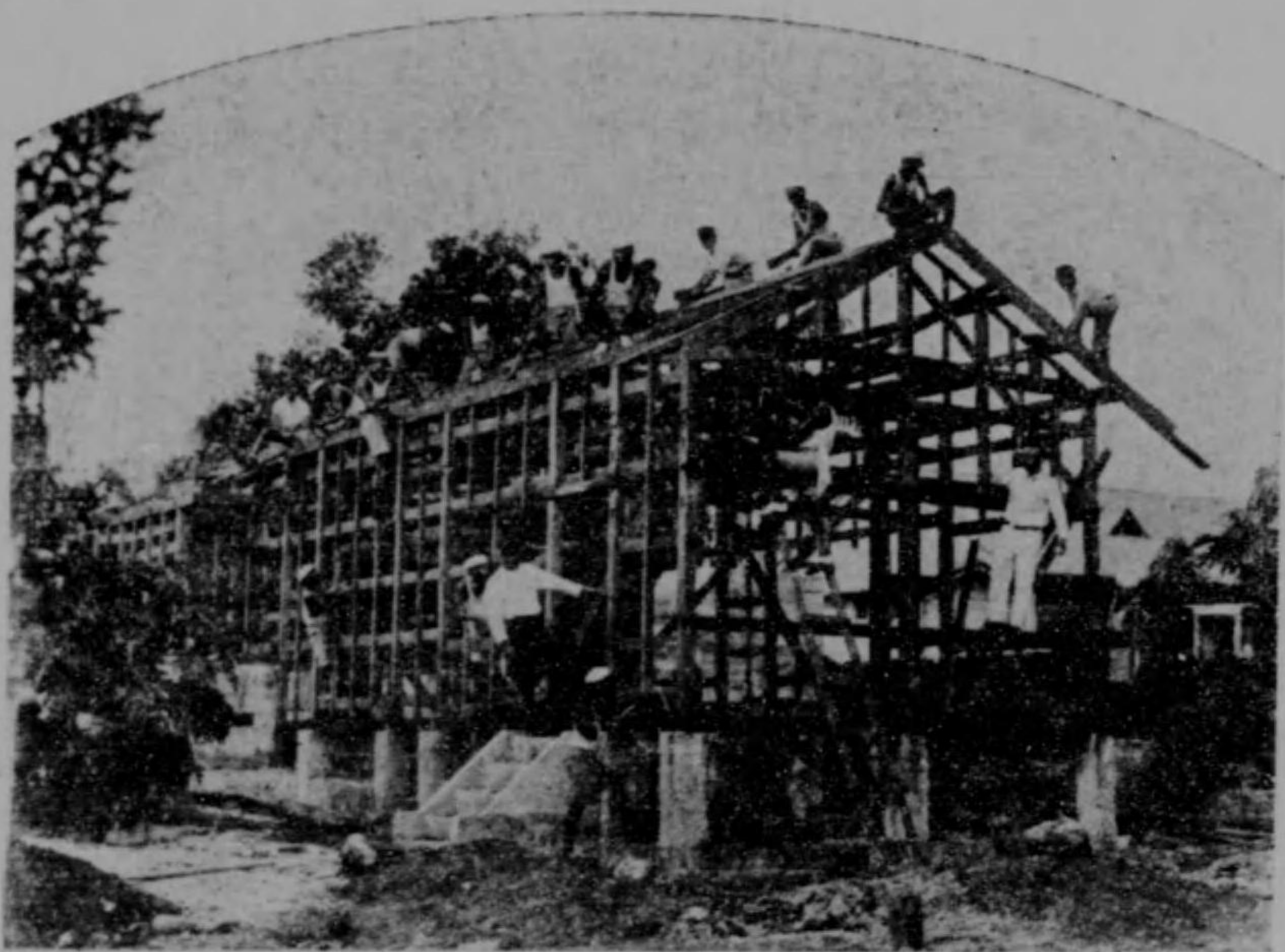
第三條 木工徒弟養成所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

講師

助手

若干名



（年十和昭）徒生所成養弟徒工木の中習實築建 圖五十四第



第一節 島民に對する教育

二三四

第四條 所長ハ「コロール」公學校長ヲ以テ之ニ充ツ支廳長ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第五條 講師ハ「コロール」公學校訓導中ヨリ支廳長之ヲ命ス生徒ノ教育ヲ擔任シ及所長ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス

第六條 助手ハ支廳長之ヲ命ス所長ノ命ヲ承ケ講師ノ實習指導ヲ補助ス

第七條 木工従弟養成所ノ修業年限ハ二年トス但シ卒業後本人ノ志望ニ依リ一年以内研究生トシテ尙在學セシムルコトヲ得

研究生ハ隨意ニ學科目ヲ選擇シテ履修スルコトヲ得

第八條 生徒ノ定員ハ三十名以内トス但シ研究生ハ定員外トス

第九條 學年、學期、休業日及祝日ニ關シテハ南洋廳公學校規則第三節ノ規定ヲ準用ス

第二章 學科課程

第十條 學科課程及毎週教授時數ハ別表ニ依リ難キ事情アルトキハ南洋廳長官ノ認可ヲ得テ支廳長之ヲ定ム

第十一條 所長ハ各學科目ニ就キ各學年ノ教授細目ヲ定ムヘシ

第十二條 所長ニ於テ教科用圖書ノ採定ヲ爲サムトスルトキハ南洋廳長官ノ認可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第三章 入學、休學及退學

第十三條 生徒ヲ入學セシムヘキ時期ハ學年ノ始トス但シ臨時入學ヲ許スコトアルヘシ

第十四條 第一學年ニ入學ヲ許スヘキモノハ公學校補習科ヲ卒業シタル十六歳以下ノ男子ニシテ成績優良且ツ家庭ノ事情二年ノ修業ニ差支ナキ者タルヘシ但シ補習科卒業ニアラサルモ之ト同等以上ノ學力ヲ有シ他ノ條件ヲ具備スルモノハ入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第十五條 入學志望者ハ願書ニ履歷書、在學セシ學校長ノ成績證明書及所轄支廳長ノ推薦書ヲ添付シ入學一ヶ月前迄ニ支廳ヲ經由之ヲ提出スヘシ

第十六條 入學ノ許否ハ所長之ヲ決シ入學期迄ニ支廳ヲ經由シテ之ヲ本人ニ通告ス

第十七條 病氣其ノ他ノ事故ニ依リ三月以上就學シ能ハスト認メタルトキハ所長ニ於テ休學ヲ命スルコトヲ得

前項ノ休學期間一年ヲ超エタル者ハ退學ト看做ス

第十八條 出席停止、懲戒及退學處分ニ關シテハ南洋公學校規則第三十八條、第三十九條及第四十一條ノ規定ヲ準用ス

第四章 學業成績考査

第十九條 各學年ノ成績ハ平素ノ成績及試験ノ成績ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 試験ハ學科目ニ就キ毎學期一回以上之ヲ行フ但シ學科目ノ種類ニ依リ平素ノ成績ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第二十一條 成績考査ハ百點ヲ以テ滿點トシ各學科目五十點以上平均六十點以上ヲ以テ合格トス

特別ノ事由アルトキハ前項ノ標準ニ依ラスシテ特ニ課程ノ修了ヲ認ムルコトヲ得

第二十二條 第二學年ノ課程ヲ修了シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第二十三條 品行方正ニシテ成績優秀ナル者又ハ勤勉ニシテ他ノ模範タルヘキ者ハ之ヲ表彰スルコトアルヘシ

第五章 給與

第二十四條 寄宿舎ニ在舍スル生徒ニハ日額三十錢以内ノ食費ヲ支給ス但シ自宅ニ歸リタルトキハ此ノ限ニアラス

第二十五條 在學中ノ生徒ニハ年額十五圓ノ範圍ニ於テ被服ヲ給與ス但シ代料ヲ以テ支給スルコトアルヘシ

被服ハ一回若クハ數回ニ之ヲ給與シ半途退學者ニハ返納セシムルコトアルヘシ

第二十六條 研究生ニ對シテハ食費及被服ノ給與ヲ爲ササルコトアルヘシ

第二十七條 學習ニ必要ナル工具、材料及學用品ハ之ヲ貸與又ハ給與ス

附則

本令ハ大正十五年五月十日ヨリ之ヲ施行ス

第三章 日本統治以後の教育

二三五



學科目	學年		第一學年	第二學年
	每授時數	每授時數		
修身	一	一	道德ノ要旨	道德ノ要旨
國語	五	五	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方 綴リ方、書キ方	日常須知ノ文字及普通文ノ 讀ミ方、綴リ方、書キ方
算術	四	四	整数、小數、諸等數 (珠算、加減)	分數、歩合算、比例 (珠算加減乗除)
圖畫	二	二	簡易ナル描寫 用器畫	用器畫
體操	一	一	教練、體操、遊戲	教練、體操、遊戲
建築	五	五	建築材料	建築材料
建築材料	(一)	(一)	構造ノ大要	構造ノ大要
建築工	(二)	(二)	工具、工作法	工作法、着色、設計
實習	(二)	(二)		製圖及實習
計	一八	一八		
	三六	三六		

附 實習時間ハ毎日一時間以内所長ニ於テ延長スルコトヲ得

(二) 宗教教育

宗教學校は、幼少年時代より宗教的信仰を扶植せしめる爲に設立されたもので、南洋群島に於ける宗教學校は、何れも基督教々會に附屬してゐて、殆ど島民子弟を對象として居る。

群島が日本の領有となり種々の事情の下に殆んど閉鎖されて居た宗教學校も、再興の期が到來した。我が國が國際聯盟の受任國として、正式に南洋群島の委任統治が決定されるや、島民の教化上宣教師の必要を認め、政府は大正九年に新教日本組合教會に交渉して、南洋傳導團を組織せしめ、補助金を交付した。依つて傳導團ではボナベ、トラツクに各二名の日本人宣教師を派遣した。舊宣教師も羅馬法王廟と交渉して、西班牙人カブチン派宣教師が大正十年以來、來島して布教することになり、更に獨逸のリーベンツェル派の新教宣教師も、昭和二年再び來島を認められ、群島に渡來してパオラ及びトラツクで布教に従事する様になつた。斯の如く基督教の再布教と共に宗教學校も再興されたのである。

基督教の再布教及び神教、佛教の移入により、其の布教規定の必要を認め、昭和六年八月十五日南洋廳令第九號を以て、布教規則を發布し、布教及び宗教學校に關する規程を定めた。第五條が宗教學校の規程であるが、全文掲げて參考とする。

布教規則

昭和六年八月十五日  
南洋廳令第九號

布教規則

第一條 本令ニ於テ宗教ト稱スルハ神道、佛教及基督教ヲ謂フ

第二條 宗教ノ宣布ニ從事セムトスル者ハ左記事項ヲ具シ履歷書ヲ添ヘ南洋廳長官ニ届出ツヘシ

第三章 日本統治以後の教育



第一節 島民に對する教育

- 一 宗教ノ名稱
- 二 布教ノ方法

前項各號ノ事項ヲ變更シタルトキハ十日以内ニ南洋廳長官ニ届出ツヘシ氏名ヲ變更シ居住地ヲ移シ又ハ布教ヲ廢止シタルトキ亦同シ

團體トシテ宗教ノ宣布ニ從事スル者ハ布教管理者ニ於テ前各項ノ届出ヲ爲スコトヲ得但シ他ノ支廳管内ノ布教者ニ關スル事項ニ就テハ其ノ管内ノ上席布教者代リテ本項ノ届出ヲ爲スヘシ

第三條 宗教ノ用ニ供スル爲堂宇、會堂、説教所又ハ講義所ノ類ヲ設立セムトスル者ハ左記事項ヲ具シ南洋廳長官ノ認可ヲ受クヘシ

- 一、設立ヲ要スル理由
  - 二、設置ヲ終ヘル期限
  - 三、名稱、所在地並敷地及建物ニ關スル重要ナル事項
  - 四、宗教ノ名稱
  - 五、管理及維持ノ方法
  - 六、擔當布教者ヲ置クトキハ其ノ資格及選定方法
- 前項ノ設置ヲ終リタルトキハ其ノ旨直ニ南洋廳長官ニ報告スヘシ
- 第一項各號ノ事項ヲ變更シタルトキハ其ノ理由ヲ具シ十日以内ニ南洋廳長官ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ廢止シタルトキ亦同シ
- 第五條 宗教宣布ノ目的ヲ以テ學校又ハ類似ノ事業ヲ開始セムトスル者ハ左記ノ事項ヲ具シ南洋廳長官ニ届出ツヘシ
- 一、名稱、所在地並敷地及建物ニ關スル重要ナル事項
  - 二、學 則

宗教學校  
規程

三、管理及維持方法

前項ノ事項ヲ變更シタルトキハ十日以内ニ南洋廳長官ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ廢止シタルトキ亦同シ

第六條 各布教所ノ信徒數及宗教學校ノ職員、生徒數ハ毎年四月末日現在ニ依リ設立者又ハ管理者ニ於テ翌月十日限り南洋

廳長官ニ報告スヘシ

第七條 南洋廳長官ハ前各條ノ外必要ト認タル報告ヲ爲サシムコトアルヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ヨリ宗教ノ宣布ニ從事スル者ハ本令施行後三月以内ニ第二條第一項ノ届出ヲ爲スヘシ

本令施行前ヨリ宗教ノ用ニ給スル堂宇、會堂、説教所又ハ講義所ノ類ハ設立者又ハ管理者ニ於テ本令施行後三月以内ニ第三條

第一項第三號乃至第六號ノ届出ヲ爲スヘシ

前項ノ届出ヲ爲シタルトキハ第三條第一項ノ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

本令施行前ヨリ宗教宣布ノ目的ヲ以テ行フ學校又ハ類似ノ事業ハ設立者又ハ管理者ニ於テ本令施行後三月以内ニ第五條第一項

ノ届出ヲ爲スヘシ

宗教學校  
の内容

宗教學校は新舊基督教宣教師が、布教の傍經營するもので、其の内容は土地の情況其の宗派に依り種々あるが一般に程度の低いもので、大別すれば、

- 一、公學校の教授時間後一週に一、二回と日曜日に信者である兒童を教會に集めて、宗教教育を施すもの、
- 一、公學校に入學しない兒童に對し平易なる普通教育と、宗教教育とを併せて施すもの、
- 一、公學校の卒業生の中から宗教に熱心な者を選んで、之に稍々進んだ普通教育と、神學の初歩とを授け、將來島



第一節 島民に對する教育

民傳道師とならうとする者を養成するもの、の三種類となる。

宗教學校は如何なる方針の下に經營され、如何にして教育して居るかを参考として一、二の學校の規則を記載する。

「マーシャル」ニ於ケル天主教派遣學校ノ規則

昭和六年十一月提出  
司會者シヨセ・バージャロ

宗教學校  
規則例一

第一條 學校ノ目的ト性質

學校ノ最重要ナル目的ハ入學以前ニ信者トナリタル島民ノ子供ニ天主教ノ教義ニ基イテ居ル道德的宗教ヲ授クルコトデアリマス

其ノ目的ノ外ニ子供ノ將來生活ノ必要ヲ考ヘテ普通初等教育ヲ出來得ル限リ與ヘマス

前條ニ從テ此ノ學校ハ大體生徒ノ天主教的ノ信仰ヲ假定シマスカラ正確ニ言ヘバ布教ノ手段デハアリマセン

第二條 此ノ學校ト南洋廳公學校トノ關係

カトリック學校ニ就テ南洋廳ノ簡條書ニ依リ、カトリック生徒ノ全數ヨリ一割丈ケ除イテ公學校ニ通學スルコトハ自由デアリマスガ天主教派遣ハ種々ノ事情ガアリマシテ、「カトリック」ノ子供ハ同時ニ公學校ニ通學スル方ガ一番好イト確信シテ居マス從テ

- 一、此ノ學校ノ教員ハ出來ル限リ全部「カトリック」ノ子供ハ同時ニ公學校ニ通學スルコトヲ獎勵シナケレバナリマセン
- 二、島民ノ子供ト大人トノ間ニ生ズル公學校ニ對シテ厭忌或ハ不正ナル先入主ヲ消散致サナケレバナリマセン
- 三、島民教育事業ニ南洋廳公學校ト併行スルニハ此ノ學校ハ南洋廳公學校長ヨリ下サル指導ヲ恭シク受ケマシテ之ニ正確ニ

從ハナケレバナリマセン

第三條 學校ノ先生

學校ノ先生ハ「ジャポール」ニ於ケル「マーシャル」教區宣教師デアリマス

第四條 學校ノ生徒

此ノ學校ニ入學出來ル者ハ六歳以上十二歳以下ノ信者トナツタ子供デアリマス

但シ入學以前ニ天主教ノ信者トナル決心シタル子供ニシテ親ノ承知ガアレバ此ノ學校ニ入學スコトガ出來マス

第五條 男女ノ分離

教員ノ欠員デアイニク男女混合授學デアリマスガ教ル時ニモ遊ブ時ニモ男女ノ分離ヲ大切ニ守ルベキモノト思ヒマス

第六條 學校ノ課目

學校ノ課目ハ次ノ如クデアリマス

- 一、天主教ノ教義
- 二、天主教ノ主義ニ基イテ居ル修身學
- 三、ローマ字ノ書方ト讀方
- 四、英語
- 五、算術
- 六、初等地理學
- 七、初等幾何學
- 八、初歩ノ地理學
- 九、書學

第三章 日本統治以後の教育



第一節 島民に對する教育

十、音樂

第七條 教授法

イクラ初歩ノ學校デアツテモ多數ノ點デ不完全デアツテモ此ノ學校ニハ教授法或ハ生徒ノ勉勵ノ進メ方ニ就テ割合ニ狀況ノ差異ヲ注意シテ耶蘇基督ノ會ノ西洋ノ學校ノ爲教授規則 (Ratio Electorum) ト云フヲ無視シテハイケマセン

第八條 教育ノ實性質

島民實生活ノ必要ニ應シ實際ニ應用シ得ル教育ヲ施スモノデアリマス

第九條 日 課

一、此ノ學校ノ日課及休暇ハ南洋羣ノ公學校ト同ジデアリマス

二、教授時間

午前八時半ヨリ十時半マデ

(公學校以外ノ子供ノ爲)

午後二時半ヨリ五時マデ

(同時ニ公學校生徒ノ爲)

第十條 學校ノ經濟

此ノ學校ハ授業料ヲ受ケマセン教員モ俸給ヲ貰ヒマセン

備考 マーシャに於ける舊教學校は昭和十年教師(宣教師)歸國して閉鎖の狀態となつて居る。

クサイ 宗 教 學 校 學 則

宗教學校  
規則例二

昭和七年五月五日 届出  
管理者 教師 エリザベスボウルドウィン

一、名 稱 (布教規則第五條ニ依リ届出)

名 稱 アメリカンボードミツションスクール

所在地 南洋群島クサイ島タホンサツク村

敷 地 山ノ中腹約十數町歩

建 物 本館、木造二階建亞鉛渡鐵板葺

舊館、木造平家建亞鉛渡鐵板葺

教師宿舍、木造平家建亞鉛渡鐵板葺

(別圖面ノ通) ……省略ス

二、學 則

1. 入學金ナシ(入學資格及入校退校ニ制限ナシ)

2. 生徒ハ無料ニテ衣食ヲ供セラレ養成サル

3. 生徒ハ總テ會長タルト小農夫タルト問ハス、又青少年タルヲ問ハス眞實ノ勞働ノ尊サヲ學ビ而シテ如何ニシテ働クカヲ知ラシムヘキ學校ノ仕事ヲ爲スコトヲ要求セラレ

4. 上級生ハ正課ニ、音樂ニ、裁縫ニ、大工ニ、印刷ニ、製本其ノ他ニ、無報酬ニテ下級生ニ教授ヲ助クルヲ要ス

5. 生徒ハ朝夕ノ祈禱及全正規ノ宗教ノ事ニ參加スルヲ要ス

6. 在學中全男女生徒ハ從順ニシテ道德的生活ヲ送ルコトヲ期待セラレ

三、管理及維持方法

アメリカンボード教會本部ヨリノ年々ノ送金及聖書ノ印刷製本ニ依ル收入生徒ノ農作等ニ依リ維持シ教師之ヲ管理ス  
備考 現在のミクロネシャドレニングスクールである。

第三章 日本統治以後の教育



第一節 島民に対する教育

二四四

右は舊教、新教所屬の宗教學校規則を一校宛參考迄に擧げたが、他の學校に於ても大同小異で施行されて居るので、各學校に對する沿革、其の他は項を改めて述べる事とする。

大正十一年度以來の宗教學校の學校數、教員、及生徒數を、新教、舊教別に示せば次の通りである。

宗教學校、教員及生徒數

(昭和十年四月末日現在)

宗教學校  
教員及生徒數

支應別 (年度別)	基 督 新 教				基 督 舊 教			
	學校數	教員數	生徒數	計數	學校數	教員數	生徒數	計數
サイパン	1	1	1	1	3	20	429632	1,061
ヤップ	1	1	1	1	1	1	1	1
パラオ	1	1	1	1	1	1	1	1
トラツク	1	1	1	1	1	1	1	1
ボナベ	2	2	2	2	2	2	2	2
ヤルット	1	1	1	1	1	1	1	1
計	7	3	9	5160	6	16	1494717	1,211
大正十一年	3	1	2	45	3	4	154122	276
大正十二年	3	1	4	61	3	4	202170	372
大正十三年	3	1	4	92114	2	3	184156	340

大正十四年	4	2	4	6126129	5	6	319285	604
大正十五年	4	2	4	13139148	6	9	345303	648
昭和元年	4	2	4	13200147	6	9	367219	586
昭和二年	4	2	4	13213149	6	9	377233	615
昭和三年	5	3	4	14207160	7	11	377233	615
昭和四年	5	3	6	11232187	5	7	279196	475
昭和五年	7	6	6	11232187	5	7	279196	475
昭和六年	7	4	8	18260195	6	7	338341	679
昭和七年	8	6	8	6251129	7	11	378425	803
昭和八年	8	5	8	15251160	7	13	491756	1,247
昭和九年	7	3	7	5184124	7	15	494696	1,190
昭和十年	7	3	9	5160	6	16	494717	1,211

備考 年度別計數ハ昭和二年以前ハ十二月末日、以後ハ四月末日現在デアル。

(ハ) 教科用圖書及教授要目

南洋群島を占領した當初の島民教育は、試験的に日本語及算術、唱歌等を教へたもので、教科書等を使用することなく、國語は片假名を主として日常必要な言語を教へ、算術、唱歌も簡單なものを適宜教へたに過ぎなかつた。

大正四年十二月南洋群島小學校規則が發布されても、どんな事をどの程度に教へるかハ教師各自の識見による外



なかつた。そこで大正五年臨時南洋群島防備隊司令部では、島民子弟を教育する小學校の教科書として、國語讀本の編纂に着手し、翌大正六年に卷一、卷二、同八年に卷三、卷四の全四冊を編纂した。之が我が南洋群島の國語讀本の第一次編纂である。

其の後、大正十一年四月南洋廳の設置と共に、公學校官制、及公學校規則が公布されたが、曩に編纂された國語讀本は公學校教科書として不備な點があり、補習科用として不足される所もあつたので、南洋廳は大正十三年、更めて群島内外の事情を考慮して、國語讀本の編纂に着手した。而して、同十四年に卷一、卷二、卷三の三冊、昭和二年に卷四、卷五の二冊、全五冊を編纂して刊行した。之が國語讀本の第二次編纂である。

昭和三年に公學校規則が改正された結果、教科目、及教授時數にも變更があり、教科書も亦改訂の必要を生じた。依つて、南洋廳は再び國語讀本の改纂に着手し、昭和七年に本科用六冊、同八年に補習科用四冊全十冊を編纂刊行した。之が國語讀本の第三次編纂である。

從來の國語讀本は、兒童の實生活との懸隔が甚しく、其の心意發達の程度に適合しない點が多かつた。依つて南洋廳では昭和八年更に國語讀本の改纂に着手し、同十二年三月本科用六冊、補習科用四冊、全十冊編纂刊行し、昭和十二年度より使用されて居る。之が國語讀本の第四次編纂である。

公學校の教科書で特別に編纂されて居るものは國語讀本のみで、他の教科書は、主に内地小學校用教科書を参考とし、適宜取捨按配して教授して居るが、教授事項を統一して、其の効果を擧ぐる爲、昭和三年以來修身科、算術科、地理科、理科、農業科、手工科の教授要目を作成して、之を基準として教授して居る、其の他の教科目の教授

要目も順次制定する豫定である。

(一) 國語讀本第一次編纂

國語讀本  
第一次編纂

臨時南洋防備隊司令部では、國語讀本の編纂を計畫し、先づ大正五年四月十三日臨南防號外で、南洋群島小學校兒童假名遣に關する意見を、各小學校長に提出すべく通牒し、其の報告を参考とし、同年七月十五日には臨南防第三四三號を以て、各守備隊長へ小學校第一學年の國語教科書の草案を編纂して提出するやうに命じた。

斯くして各島の教職員から其の地方に於ける實驗に基く意見を徵し、司令部では杉田司令部付教育主任（トラツク小學校長杉田次平）を委員に命じて國語教科書の編纂に着手せしめた。

杉田委員は、各島の事情が頗る相違して居る状況を折衷補説に努め、島民の實情に副ふ教科書たらしめやうと努めた。併し、軍事占領後間もない當時は、公私の間に參考に資する圖書文献を有するものも少く、其の編纂の苦心は一通りでなかつたが、努力の結果數閱月で遂に稿を終へ、之を司令官を主班とする審議會にかけ、各委員が研究討議、數句に亘つて訂正補説を加へ、大正六年三月に南洋群島國語讀本卷一、卷二が編纂されて刊行され、同八年二月に卷三、同三月に卷四を刊行して全四冊の編纂刊行が完了された。

南洋群島 國語讀本編纂趣意

臨時南洋群島防備隊司令部

編纂趣意

編纂ノ方針及重要事項

第三章 日本統治以後の教育



地勢・人種・動植物・言語・文字・風俗・習慣・生活狀況ヲ内地ト異ニセル本群島ニ於テ、此ノ島民兒童ヲ教育シテ、之レヲ國民的ニ同化セントスルニハ、能ク本群島ニ適應セル、特殊ナル教科書ノ必要ナルコト言フ俟タス、即チ茲ニ先ツ一學年用國語讀本ヲ編纂スル所以ナリ

斯ノ主義ニ依リ本書ハ島民兒童ノ心理狀態ヲ考量シ、島情ヲ考察シ、訓育モ知育モ總ヘテ本書ニ統合シテ、之ヲシテ單ニ言語文字ノ教授ノミニ止メス、之カ運用ヲ廣ク且ツ大ナツシメントシタルモノナリ。而シテ先ツ國家的觀念ヲ與フルコトニ重キヲ置キ、兒童ノ直觀ヨリ導キテ、我國體ノ尊嚴ト我カ國ノ文化ヲ感知セシメ、信頼向上ノ念ヲ養フコトヲ眼目トシタリ、又言語ト文字トヲ一致セシメントタメ、言文一致ヲ本體トシテ、發音ト文字ト異ナラサル様、即チ發音ノ儘ヲ文字ニテ表記スル事トシ、文字ヲ知ルト共ニ言語ヲ覺エ、言語ヲ覺ユルト共ニ文字ヲ知ルノ方針トシ、毫モ我國語假名遣及字音ニハ拘泥セサルコトトセリ

蓋シ邦語、邦字、邦文ヲシテ、言語文字ヲ異ニセル新領土ニ普及セシムル最良ノ方法ト信シタレハナリ、之ニ依リ卷一ニ於テ發音及文字ヲ授ケ、單語ヲ授ケ、常ニ言語ト一致セシメ順次單句、單文ニ及ホシ、卷二ニ於テハ思想ノ進歩ニ順應スヘク既授ノ片假名ヲ以テ構成セル文ヲ出シテ、文字ノ練習ヲ充分ナラシムルト共ニ、言語練習ヲナシ、思想ノ發表ニ及ホシ、本書ヲ終レハ片假名ヲ用ヒテ自由ニ思想ヲ發表シ得ル様ニシタリ。

一、内容上ノ材料選擇ニツキ注意セル要項

- 一、直觀教授ヲ主眼トセル材料
- 一、直觀シ能ハズト雖モ國民的意義ヲ有スル材料
- 一、皇室、國家、人、軍事ニ關スル材料
- 一、道德實踐ニ關スル材料
- 一、智能發達ニ資スル材料

一、餘リニ注入的ニ偏シ、兒童ノ心界ヲ無視スヘキニアラス、故ニ其ノ心意發育ノ狀態ニ適應セシ自然美、人工美等ニ關スル趣味アル材料

一、兒童ノ衣食住及島民生活狀態ノ向上ニ關スル材料

一、簡單ナル人事及自然現象ノ材料

二、内容上ニ於ケル材料排列上ノ注意

一、兒童ノ心意發育ノ順序ニ適應セル様排列スルコトニ留意シタリ

一、國民思想涵養ノ基礎トシテ、教育ヲ受クルノ第一步ニ、兒童ヲシテ、先以テ國民性ヲ感知セシムヘク、卷一開卷劈頭第一ニ我カ國旗ヲ提示シ、兒童ノ心界ニ深ク我國家ナル印象ヲ與ヘ、世界無比ノ皇統連綿タル國體ニシテ剛健慈仁ナル大日本帝國タルコトヲ旭日旗ノ下ニ統合シテ、以テ等シク日本人トシテ、此ノ旭日旗ノ下ニ一員タルノ念ヲ起サシム

一、第三課ニ人ヲ提示シ、第五課ニ家ヲ、第十八課ニ御紋章ヲ、第三十二課ニ軍艦ヲ、第三十三課ニ軍人ヲ提示シタルモ、即チ、陛下、國家、國旗、人、家等我國家成立ノ所以ヲ知悉セシメ、何レモ、國家ノ發展ガ、陛下ノ下ニ之等忠勇ナル臣民アリテ、然ル所以ヲ感知セシメ、自己ト比較シテ、自覺發奮シテ信服敬慕、日本人タラントスルノ念ヲ起サシムヘク、強キ暗示ヲ與ヘントス

一、卷二ニ於テ、特ニ第一課ニ宮城ヲ掲ケタルモ、前數項ノ趣意ナリ、以下教課ニ同様ノ意義アル材料ヲ排列シタリ

一、國民的意義アル材料ノ排列ニ以上ノ注意ヲ拂ヒタルト共ニ、第二課ニ花鳥ヲ出シタリ、以下卷二ニ至リテモ同様ニ各種ノ材料ヲ適當ニ按配シ、知的材料、審美的材料、趣味涵養等ニ注意シタリ

一、各卷トモ課ト課トノ排列ニツキテ、出來得ルタケ聯絡アル様注意シタリ

一、既授直觀材料ニ關聯シテ、衣食住其ノ他ノ文明事物ヲ紹介スルコトニ注意シタリ

三、形式上注意セル事項



第一節 島民に對する教育

- 一、範語法ヲ採用シタリ
- 一、言文一致體ヲ採用シタリ
- 一、言語ハ標準語ニ據ルコトトシタリ
- 一、文字ハ發音ノ儘表記スルコトトシタリ

但シ詳細ハ別表ニアリ

例

- 一、「エ」ハ「エ」トシ、「キ」ハ「イ」トシタリ
- 一、「ワ」ト發音スル「ハ」ハ「ワ」トシタリ
- 一、「エ」ト發音スル「ハ」ハ「エ」トシタリ
- 一、「ヲ」ハ「オ」トシタリ

但シてにをハ「ヲ」ハ其ノ儘「ヲ」トシタリ

- 一、促音「ツ」ハ「ラッパ」ノ如ク側方ニ小サク書クコトトシタリ
- 一、拗音ノ時モ「キャ」ノ如ク書クコトトシタリ
- 一、卷一ニ於テ、清音、濁音、半濁音ノ全部、一ヨリ十マデノ漢字ヲ出シ、片假名全部ノ練習トシテ綴リタル文ヲ出シタリ
- 一、文字提出ノ順序ハ、材料ノ内容排列ニ重キヲ置キタレハ遺憾ノ點ナシトセズ
- 一、初メニ單語、次ニ單句、次ニ文ヲ提示シテ、易ヨリ難ニ、簡ヨリ繁ニ進ミ、而モ組織的ナラシムルコトニ注意シタリ
- 一、文ノ書キ様ハ句點、讀ミ點ヲ用フルト共ニ、文字ト文字（名詞、動詞、助動詞）トノ間隔ニ注意シ、讀ミ易カラシムル様ニシタリ
- 一、挿繪ハ出來ルダケ多クシテ、教授ノ徹底ニ便ニシタリ

國語讀本の内容

南洋 群島國語讀本の内容は、卷一は五十五頁で章を分たす主として單語を排列し、卷二は二十章五十九頁、卷三は三十三章百三十頁、卷四は四十章百八十頁であつた。

右に收めた教材は群島の民度を基礎とし、群島の事物を参照したことは勿論である。用語は東京中流語を標準として、而も簡潔明瞭を主とし、假名遣は發音の儘を表記することを本體とした。教材の種類は各教科目に亘つて之を採り、國語教授を以て各科を統合する主義を徹底せしめやうとした。各卷の題目を表示すれば次の通りである。

一	二	三	四
キユウジヨウ	ワタクシノウチ	ワガ日本	
ニワトリ	テノユビ	皇大神宮	
ヒノデ	ジロウノヤシノキ	サイホウ	
アイサツ	ジئمムテンノウ	アヒルノジマン	
ガツコウ	アサノアイサツ	ヨイ生徒	
ツキ	ガツコウヘモツテイクモノ	ヤクソク	
オハナトオキク	ワタシノガツコウ	カシコイコドモ	
オミヤゲ	パンノアイサツ	五十錢ギンカ	
タコノウタ	ミカントパンノミ	白スズメ	
カクレンボ	ブタ	人ワハタラクモノ	







纂刊行し、それと同時に未刊行の補習科用の國語讀本をも併せて編纂することとした。

然るに之が編纂に關しては、南洋廳内で適任者が得られなかつたので、其の選定方を文部省當局に依頼した。其の選に當つたのが芦田惠之助氏(前東京高等師範學校訓導、文部省圖書編輯官)である。

而して大正十四年二月に本科用卷一、卷二、卷三を、翌十五年三月に補習科用卷一、卷二を完成した。編纂の態度及其の苦心は、編纂趣意書に依つて明にすることが出来る。

南洋  
群島國語讀本編纂趣意書

南洋廳

元南洋廳囑託 芦田惠之助

編纂趣意

南洋廳の命によつて、南洋群島國語讀本本科用三冊、補習科用二冊を編纂しました。條件としては本科一年用百二十頁、同二年三年用各百四十頁、補習科一年用二百五十頁、同二年用三百頁といふ頁數の制限の外には、何物もありませんでした。それは編纂に急を要し、討議研究の餘裕が得られなかつたからです。随つて材料の選擇、排列、挿畫、印刷等すべて編纂者によつて決定したので、責任の全部は編纂者にあるのです。

編纂上編者が困難と感じたことが三つあります。その一は編者が島民の性情を知ること極めて淺く、内地に比して環境の甚だしく異なる島民が果して何を要求して居るかを想像し難いことです。その二は島民の生活範圍から選擇しようといふ材料について、編者に十分の知識がないことです。僅かにサイパン、ヤップ、パラオを一見したのみの編者には、この困難は實に大なるものでした。その三はこの編纂が起稿、推敲、挿畫、印刷、製本等をこめて、七箇月の時間しかなかつた事です。よきが上にもよかれと祈る心に、知らず知らず校正が粗漏になつたり、文に推敲の足らぬ所が出来たりしたのは、全の時間の不足から來たものです。しかし短期の編纂完了と校正、推敲の粗漏とを混同して考へたくありません。功は功、罪は罪と編者は強く

強く自覺して居ます。

二

南洋群島國語讀本を編纂するについての根本方針は、一に國語を學習することによつて、島民の幸福を増進することを第一義と致しました。まづ島民の生活に文化の意義を發見することから出發して、内地の文化、歐米諸國の文化等を想像の上に學ばせるやうに工夫致しました。しかしその中心の思想としては、人間はその天賦の理性を凝視して、誠意向上をはかる所に、應分の創造が存することを主旨としました。人間を教育するには、外より教へこむよりも、内より萌え出づるを導くのが、眞の意義であるとの編者の所信によつたものです。

編者がかつて朝鮮總督府に於て、普通學校國語讀本を編纂し、朝鮮民族の幸福増進を目標として進みました。しかし朝鮮はかつて我が先進國であり、歴史を有する獨立國であり、千七百萬といふ大集團の民族である等種々の事情から、材料の選擇について苦心する所が多かつたのですが、南洋群島の國語讀本は、此の點に於て甚だ心安さを感じました。勿論各群島幾多の酋長があり、それぞれ文化の萌芽を以て居ますが、朝鮮のやうに、一獨立國としての自覺はありません。ことに近年群島間の交通が進歩するにつれて、ここに共通語を必要とする事情を生じ、さしづめ國語を以つて之にあてるのが最便至利のことと考へて來たやうです。編者は南洋の島民に歓迎せらるる感じで、讀本の編輯に従事しました。

編者はサイパン、ヤップ、パラオを一見するうちに、多くききこんだ話のうち、南洋群島の島民は從來ここを統治してゐた白人から、人間としての待遇を得てゐなかつたのではあるまいかとの感を持ちました。かれらはこれを不幸としたかどうかは別問題として、苟も人を導くには、道を行する義に於て平等無差別を立場としなければならぬと信じ、材料の選擇についても、この點を特に注意しました。

編者はマリアナ群島を富士火山脈の延長のやうに感じました。地質的に内地と縁故の深い地と思ひました。西カロリン、東カロリン、マーシャル群島も、我が南方の外廓であるやうに思ひました。日本民族が南方發展の足溜の地として、實に大切な



所です。その島民が國語を解し、日本民族を正しく理解することは、國策として重要なことです。

本科用三巻は、ほぼ内地の讀本に準據しましたが、補習科二巻はやゝ程度を高めました。高めたといふよりは、深みある材料を多く採りました。成人として後に讀んでも意義の十分なものを採りました。國語を中心教材として教育を進めようといふ南洋廳の學制には、かうした讀本があらはれなければならないと思ひます。南洋群島國語讀本五冊は、南洋群島島民のためには或は一生涯、讀本であるまいかと思ひます。印刷物といふものは、これ以外に手にしない者もあらうと思ひます。故に南洋讀本はかうしたものでなければならぬと信じます。

なほ南洋群島の就學兒童は、一般に年齢が一、二歳超過してゐるやうに見うけました。そはよしここ數年間の現象としても之に適應する教材としての選擇には、重要な事情として考へなければならぬ事です。もし年齢超過の事情がなくなつた日に、この讀本の改訂が斷行せらるゝか、或はこの讀本が島民にだんだん親しんで行く結果、困難の度が次第に減少するからだと思ひます。いづれにしても此の讀本教授の衝にあたる方々は、仔細にその實際を研究して、改訂なり、斯たに編纂するなり、最適の方法を工夫して下さいるやうにお願申します。

若し南洋に於て、新讀本を基礎として、修訂、改版、二、三回を重ねたら、南洋群島は最もその事情に適合した讀本を持つことにならうかと存じます。内容についての概説は、これに止めて、以下形式について述べませう。

## 三

「文字」本科用卷一、卷二の假名は、すべて片假名と致しました。南洋群島島民の如く、社會生活に於て、文字に接する機會の少い者は、まづ一體の假名に習熟させ、その運用を自得させる事が肝要です。一體に習熟したら、必要に応じて他の體、即ち平假名を學習することは困難ではありません。卷一、二を全部片假名とし、卷二の後半より漢字、卷三から平假名をいれたのは、この主義に基いたものです。

内地の印刷物は官報を除く外は、殆んど全部平假名を使用してゐます。編者さきに舊南洋群島國語讀本を見て、實用といふ

見地から、島民がよくこの點に疑をさしはさまなかつた事と思ひました。國語教育をうけても、内地の新聞、雜誌及び民間の印刷物が殆んど讀めない譯です。漢字の取捨選擇もさして根據のある調査に基いたものではありません。島民の目に映じさうな漢字、日常生活にしばしば必要としさうな文字、——それもただ編者の考へだけで——を數百字出しておいただけで、他は新聞、雜誌と同じやうに振假名をつけておきました。全部振假名にしてしまひたい程に考へました。漢字は決して重く取扱つてはいけません。だんだん我が國の文書からも、その影をひそめていくものです。

假名遣は文部省の新定假名遣の上を一步進めて、全部表音的にしました。「わ」と發音する場合はすべて「わ」、「え」と發音する場合はすべて「え」を用ひました。ただ「お」と「を」は双方命脈がありそうですから、目的格をあらはす「を」だけは「を」を用ひ、他は全部「お」を用ひました。音と多少ちがひがありますが、習慣のせいか「おお」と書くことの何となく不安でしたから、「おう」と書くことにしました。とにかく内地より一步先んじようとする事は、不安の點が多いのです。その不安を冒して進むのは、國語のためでも、編者の名のためにもありません。文字に關して何等の素養を持たぬ島民に、文字の社會に發生した最初の事情、そのままに於て、授けようとする一心に外ならないのです。要するに學習を容易ならしめようとするためです。

「文章」文章は全部崇敬體を用ひました。内地には文語體、候文體、口語の常體、崇敬體などが行はれてゐますが、南洋群島國語讀本には、口語の崇敬一體をとりました。それは活きた眞の國語の記録は、崇敬體であることを堅く信ずるからです。かつ讀本に習熟することが、ただちに會話に應用し得るやうにと工夫したものです。もし南洋群島の教員諸氏にして、この口語崇敬體の讀本五冊を、十分に教授し練習して下さいたら、國語の群島に流布普及することは、蓋し大なるものがあらうと思ひます。

編者は内地の讀本が、國文專攻の大家によつて編纂せらるるために、文章が常に簡潔に傾き、文章としては一點批難すべき所がありませんが、兒童に教授して見ると、あまりにきりつまつた感がつよく、親しみ難い、きらいがあります。編者はこの



第一節 島民に對する教育

點に注意して、南洋群島の小島民のために、多少の冗漫と反覆を試みました。文の缺點として攻撃うけるやうな部分が、編者の苦心の存する所です。

四

各卷各課について採擇の趣意、取扱の要點等をあぐれば、一々に編者の所見がありますが、優に一巻の書となりませう。他日南洋廳の諒解を得て、これが編著に着手しようと思ひます。かへす、かへすも校正の粗漏は、よしその責が印刷者でありとしても、校正者たる私は何とも申譯なきことと存じます、次回の印刷の際には、紙型を象眼して、訂正しようと思ひます。

以上

國語讀本の内容

南洋群島國語讀本は、本科用卷一が三十一章百二十頁、卷二が三十章百四十頁、卷三が三十章百四十頁で、補習科用卷一が四十五章二百五十頁、卷二が四十七章三百頁で、其の題目は次の通りである。

本科用

卷	一	二	三
一	(入門)ウミ	ニュウガクシキ	朝會
二	トケイ	ワタクシノツクエニ	日本
三	キレイナトンボ	ナミコサント一シヨニ	鏡ト玉ト劍
四	ナミ	ヒヨコ	太郎ノ日記
五	エンソク	オヒサマノハシ	ジシヤク
六	コトトモノ	メタル	弟ノ體操

七	ニ	ウラシマタロウ	ベニスズメ
八	ハコノナカ	ナカヨシノシマコサン	ハタラクモノ
九	ユウガタ	ア	仁徳天皇
十	ワカラナイコト	ト	な
十一	カ	アリノアナ	美しい
十二	フ	ユビノナ	雨
十三	シヤボンダマ	カトハエ	南洋群島
十四	マリナゲ	ダイジナコトバ	日本との交通
十五	ウンドウカイ	ニ	だれにおれいをいつた
十六	ドウブツエン	ミギトヒダリ	らよいでしょう
十七	メンドリトヒヨコ	ハゴロモ	奈
十八	タイソウゴツコ	山	良
十九	コネコ	土	ヤ
二十	コウシ	ボチガシニマシタ	ギ
二十一	ヒコウキ	コトリトコドモ	フ
二十二	オニンギヨウ	イロハガルタ	ン
二十三	ツユノタマ	ヨクハタラク人	水
二十四	アカンボ	キユウジヨウ	か
二十五	トシノクレトトシノハジメ	皇太子殿下ノ御成婚	し

第三章 日本統治以後の教育



第一節 島民に對する教育

二十六	マクラ	キマリ	通
二十七	ブタノコ	セツシユウ	手紙
二十八	ツクエノソウジ	トビウオ	東京驛
二十九	アリガタイ	オウギノマト	瓶と鐘
三十	モモタヨウ	水ノ中ノタマ	天の川

補習科用

一	世界	級會	二
二	地球はまるい	級長選舉	
三	國旗	犬の子	
四	新月	大發明	
五	フカ	たしかな紹介	
六	孝子甚介	流し網	
七	綴方	日本の國境	
八	皇大神宮	朝鮮	
九	おとたちばなひめ	綴方	
十	五人の子供	手拭	

第三章

日本統治以後の教育

十一	貨幣	流行病
十二	肖像	貯金
十三	塙保己一	えらくなるには
十四	圖書館	信念
十五	雨ノ繪	殉難
十六	四季	童話
十七	ウラカス	揚子江
十八	東京ト大阪	滿洲
十九	東京ノ震災	元寇
二十	私の先生	楠木正成
二十一	源平	猿の仲なおり
二十二	瀬戸内海	ウツボカズラ
二十三	ヤカントテツピン	懺悔
二十四	星	小さなねじ
二十五	グレースダーリング	徳川家光
二十六	横濱より	濱田彌兵衛
二十七	吳鳳	不思議
二十八	ゴム	鼻のみじかい豚
二十九	象	自由になつた頃の黒人



三十	猿	教育がうけきたに
三十一	愛の力	小使室
三十二	七里和尚	苦心
三十三	胃トカラダ	太陽
三十四	牛	明治神宮
三十五	たこ	母
三十六	危険	丁汝昌
三十七	責任	臺灣を見た人の話
三十八	一心	雞と蟻
三十九	リンカーン	捕鯨
四十	農夫ト辯護士	潜水
四十一	珊瑚島	乃木大將
四十二	アメリカから	凡ト非凡
四十三	奴隸	樺太
四十四	迷信	空に迷ふ
四十五	眞の人	皇太子殿下の海外御巡遊
四十六		卒業
四十七		自銀堂

國語讀本  
教授書

讀本の修  
正

尙南洋群島國語讀本編纂趣意書の末尾にあつた趣旨によつて、芦田氏の執筆に係る南洋群島國語讀本教授書が大正十五年三月に南洋廳から刊行された。菊版二百四十頁にわたり、讀本の各課について、教授上の注意、及訂正事項等を丁寧親切に説かれて居る、公學校國語教授上の好個の参考書である。

曩に芦田氏によつて編纂されて刊行した國語讀本は、昭和二年度で全部配給済となつた。依つて再版の必要が起つて來た。然るに當時の趣意書にもあるやうに、之が刊行には非常に急を要した爲、誤謬訂正の箇所が尠くなかつた。そこで此の機會に左の方法に依つて調査修正を行ふことになつた。

- 一、コロール島在住學校職員(男)を召集し、毎週一回會合調査を爲し、凡そ二ヶ月を以て終了の豫定。
- 一、第一回の會合に於て、今後の會合の日時、場所、及修正の方針につき協議すること。

一、修正方針原案

- (一) 假名遣は大體表音的であるが、往々編者特有の假名遣がある。之を總て表音的に修正すること。
- (二) 語句に往々方言的のものがある。之を一般に通じ易い語句に修正すること。
- (三) 實物と相違して居る挿繪を修正すること。
- (四) 數量を表す文字をなるべくメートル法に修正すること。
- (五) 時勢の變遷に伴ひ當然變更すべき箇所を修正すること。

以上數項の小修正に止め大修正をなさないこと。

といふ方針の許に、昭和二年四月下旬から七月迄三ヶ月間(毎日曜日)、慎重審議を遂げ、本科及補習科用併せて五



卷の修正を終り、同年十二月には全部の印刷が完成した。

(三) 國語讀本第三次編纂

國語讀本第三次編纂

昭和二年度に小部分の修正を行つて刊行した國語讀本も、昭和六年度には配給済となり、昭和七年度分の讀本は刊行しなければ配給することが出来ない状態となつた。其の上、昭和三年七月に改正された公學校規則、及時勢の進運に適應せしめるには、此の機會に讀本の大修正を斷行する方が得策であつた。

國語讀本本科用の改纂

そこで國語讀本の修正を公學校訓導中の適任者に囑託して、本務の餘暇を以て之に當らしむることとし、マルキヨク公學校長岩崎俊晴氏が其の薦に當つた。

而して從來の南洋國語讀本の本科用三卷を六卷に増補し、内容の刷新充實を圖り、修正といふより寧ろ改輯といふ程度に改作して其の原稿を更に本廳學事關係者の審議推蔽を遂げ、昭和七年三月に之が發行を完成した。その修正趣意は次の通りである。

南洋國語讀本修正趣意書 (本科用)

南洋廳

一、修正ノ要旨

修正シタル南洋群島國語讀本ハ南洋廳公學校規則第一條及同第十一條ヲ經トシ文部省尋常小學校國語讀本ヲ緯トシ、更ニ實際教授者ノ意見ヲモ加味シ修正シタルモノナリ。

二、分量

斯讀本ハ舊讀本ニ比シ本科第一學年用ニ於テ、(新ノ卷一、卷二ヲ合シ)二頁ヲ、同第二學年用ニ於テ、(新ノ卷三、卷四ヲ合シ)三十四頁ヲ、同第三學年用ニ於テモ(新ノ卷五、卷六ヲ合シ)七十頁ヲ各々増加シタリ。之レ文部省尋常小學校國語讀本ニ近ツカシメントシタルガ爲ナリ。今其ノ分量ヲ表示セハ左ノ如シ。

卷	課	頁	新出漢字	讀替漢字
卷一	一	五四	一〇	一
卷二	二二	六八	三七	八
卷三	二六	八二	七七	一五
卷四	二六	九二	一〇九	三六
卷五	二八	一〇二	七九	六八
卷六	二七	一〇八	一七一	六〇
計	一二九	五〇六	四八三	一八七

舊讀本ニ於テハ本科第一、二年ニ片假名ヲ、第三學年ニ平假名ヲ採用セシカ、新讀本ニ於テハ本科第一學年ニ片假名ヲ、第二學年ニ平假名採用シ、漢字ノ配當ニ就テハ略文部省尋常小學校國語讀本ニ據レリ。

四、假名遣

新讀本ノ假名遣ハ文部省改定案(近ク内地ニ施行スヘキ)臨時國語調査會改定案ヲ採用セリ。

五、文章

文章、語句ハ繁簡難易順ヲ追ヒ之ヲ提示シ各文章ノ格調及長短ハ、其ノ内容ノ如何ニ依リ之ヲ定メ、尙新字ヲ加ヘサル練習的文章ヲモ所々ニ加ヘ、以テ國語習熟ノ資トナセリ。

第三章 日本統治以後の教育



第一節 島民に對する教育

六、教材ノ選擇

教材ノ選擇ニ就テハ、島民兒童ノ心理ヲ考慮シ、日常生活ニ觸ルルモノニ始リ、農藝趣味ヲ涵養シ、郷土ノ資料ヲ加ヘ、漸ク進ミテ家事、理科、地理、歴史、公民ニ關スルモノヲ採リ、併セテ日本ノ國情、世界ノ事情ヲ知ラシムルモノヲ選ビタリ。郷土ノ教材ハ各島ノ資料ヲ普遍的ニ採ランコトヲ留意シタルモ、各島ノ情ヲ異ニスル關係上尙不充分ノ點六キニアラサルヲ以テ、夫レ等ニ關シテハ教授者ニ於テ便宜ノ取扱ヲナスヲ要ス。

七、教材ノ配列

教材ノ配列ニ就テハ、兒童心意ノ發達ヲ考慮シ、且他教科教授細目トノ連絡ヲモ密接ナラシムルコトニ留意セリ。

八、挿繪

挿繪ハ可成群島ノ事情ニ重キヲ置キ、力メテ兒童ノ心理及島民ノ日常生活ニ適合セシムルコトトセリ。

卷一

本卷ニハ片假名全部ニツキ清音、濁音、半濁音、促音及轉呼音ノ發音及讀ミ方、書キ方ヲ提示シ、尙漢字一ヨリ十マデニ至ル十字ヲ新出セリ。

卷中一頁ニ新出文字ノ多キハ六字アルリ又一字モナキモノアレト此ハ語句、語法ノ取扱上又ハ内容ノ如何ニ依レルモノニシテ新出文字ノ多寡ヲ以テ、教材ノ難易ヲ連斷スヘカラス。只文ノ練習ヲ充分ニスヘキモノニ新出文字ノ提示ヲ差控ヘタルモノアリ。

五十音圖ハ清音文字教授ノ終リニ、濁音表ハ濁音文字教授ノ終リニ掲出セリ。

本卷ノ教材ハ兒童ノ日常目擊スル家畜、家禽ノ類、器具、玩具並オ伽嘶及天然現象ニ關スルモノノ内ヨリ之ヲ選ヘリ。

卷二

本卷ニ於テハ 初步ノ口語文ヲ學ハシメシメコトヲ目的トシタレトモ亦、平易ナル漢字ヲ増加シ、之ガ習熟ヲ期セントセリ。

教材ハ其ノ内容ニヨリ大體左表ノ如クスルコトヲ得レトモ、讀本教授本來ノ目的ハ自ラ存スルモノアルヲ以テ、實際教授ニ當リテハ、讀本教授上適切ナル取扱ヲナスヲ要スヘク、尙同一教材ノ教授モ精粗繁簡各島ノ事情ニ應スル様留意スヘシ。

種別	教材
修身的教材	犬ノヨクバリ、シマコ、ネズミノチエ、オクスリ、目ト耳ト口
歴史的教材	ウシワカマル、ハナサカジジイ、大江山
理科的教材	オヤ牛ト子牛
實業的教材	カイモノ
文學的教材	ウインドウカイ、カザクルマ、シャボンダマ、トモダチ、カンガヘモノ、ユウヤケ、月、タイソウウゴツコ、コウガツコ、一月一日、ナゾ、ヒコウキ

卷三

本卷ノ重要ナル點ハ平假名ノ提示ニアリトス。平假名ハ實社會ニ於テ最多ク眼ニ觸レ且ツ通用スルモノニシテ、兒童ノ學習心ヲ刺戟スルノ機會モ亦多キヲ以テ、本卷ニ於テハ各課ノ目的ヲ徹底セシムル外、特ニ平假名ノ習熟ニ留意スルヲ要ス。

本卷ニ於ケル課ノ長短ハ一ニ教材ノ内容ニ應シ叙述ハ兒童ノ心意ノ發達ヲ考慮スルト共ニ、兒童ノ家庭生活ニ中心ヲ置キタルモノヲ多ク收メタリ。

種別	教材
修身的教材	ナミコ、まわりっこ、おちよのへんじ、こうもり
歴史的教材	うらしま太郎、はごろも
地理的教材	四方



第一節 島民に對する教育

理科的教材	ヒヨコ、ほし、ありのす、水デツボウ、かとはい
公民的教材	天長節
文學的教材	ニユウガクシキ、ハヤオキ、ウチノ子ネコ、ゆびのな、ゆうはん、右と左、くも、一口ばなし、ぶたの子、月の出、かんがえもの、ふじの山、えび取

卷四

本卷ニ至リテハ、教材ノ範圍漸ク安ク知識ヲ廣ムルト共ニ、情操ノ涵養ニ資セントスルモノヲ多ク採擇セリ。  
 本卷ノ教授ニ當リテハ課ノ長短、内容ノ難易一ニ兒童ノ知、情、意ノ發達ノ程度ニ即シテ教授ノ手段方法ヲ講シ、各課ノ目的ヲ徹底スル様留意ヲ要ス。

種別	教	材
修身的教材	よくはたらく人、さるのさいばん、たすかつた子ども、土のなかのたから物	
歴史的教材	白ウサギ、扇のまと、ふじのまきがり、曾我兄弟	
地理的教材	山ノ上ノ見ハラシ	
理科的教材	山びこ、フクロウ、なぞ、豚	
公民的教材	宮城、十一月三日	
文學的教材	とけい、とけいのうた、えだこ、私の一日、お話二つ、お人形、仲よしの島子さん、はがき、學藝會、おじさんのうち、きょうだい	

卷五

本卷ニ於テモ教材ヲ廣範圍ニ求メタルハ、前卷ト同趣旨ニ由ルモノニシテ、殊ニ新出文字及讀替文字ノ數ヲ著シク増加シアルヲ以テ、教授者ハ教授上相當ノ努力ヲ要スルモノトス。而シテ本卷ニ至リテ漢字ノ數及語句ヲ、文部省尋常小學國語讀本ニ

近ツカシメタルハ、群島ノ事情上漸次國語學習ノ程度ヲ内地兒童ニ、接近セシメントシタルカ爲ナリ。然レトモ實際ノ教授ニ當リテハ、兒童及土地ノ事情ヲ考慮スヘキハ勿論ナリ。

種別	教	材
修身的教材	お友達、父の教、古机、母の心、熊のさゝやき	
歴史的教材	天の岩屋、大蛇たいぢ、熊襲征伐、仁徳天皇、八幡太郎、天の川	
地理的教材	南洋群島、日本三景、奈良、東京停車場	
理科的教材	雨、鳥の巢、火	
公民的教材	種痘、郵便	
文學的教材	ルイス君、太郎の日記、弟の體操、美シイ心 わたし舟のおきやく、波、虹、手紙	

卷六

本卷ハ前二卷ノ趣旨ヲ擴充シ、題材ヲ多方面ニ採リタリ。  
 本卷ニ於テ著シク目ヲ惹クハ、振假名ヲ付シタル漢字ノ多キコトナレトモ、此等ハ兒童ノ讀解ヲ主トシテ授クルコトヲ要ス。  
 本卷ニ收ムル所ノ對話體文ノ用語ニ於テハ特ニ長幼上下ノ別ヲ明ニセンコトニ留意セシヲ以テ修身科ノ作法ト相俟ツテ適當ニ取扱フヲ必要トス

種別	效	材
修身的教材	ふしぎなパン、かしこい子供、虎と蟻、けんやくと義捐、思ひやり、仕合せ	
歴史的教材	弓流し、萬じゆ姫、神風、千早城、水兵の母、	

第三章 日本統治以後の教育



地理的教材	日本
理科的教材	薬罐と鐵瓶、西瓜、鹽と砂糖、水と體、磁石、くもの集
實業的教材	モスリン
公民的教材	大掃除
文學的教材	海、補習科入學、笑い話、お手玉、老音樂師、獅子と武士、無言の行、

讀本の内

大改修された本科用南洋群島國語讀本の教材を綜合して、掲ぐれば左の通りである。

(卷一は題目を付けて居ない)

本科用

卷一	ウンドウカイ カザグルマ シヤボンダマ トモダチ ウシワカマル カンガヘモノ 犬ノヨクバリ ユウヤケ	卷二	ニユガクシキ ハヤオキ ヒヨコ ウチノ子ネコ 天長節 ナミコ ゆびのな ゆうはん	卷三	宮城 よくはたらく人 十一月三日 とけい とけいのうた 白ウサギ えだこ 山びこ	卷四	お友達 ルイス君 天の岩屋 太郎の日記 大蛇たいち 弟の體操 種痘 美シイ心	卷五	日本 ふしぎなパン 薬罐と鐵瓶 かしこい子供 海 西瓜 虎と蟻 鹽と砂糖	卷六	弓流し 補習科入學 笑い話 水と體 お手玉 萬じゆ姫 磁石 けんやくと義捐 神風 老音樂師 モスリン 獅子と武士 無言の行 千早城 思いやり 仕合せ 大掃除 くもの集 水兵の母
----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	--

九月	タイソウゴツコ	ほし	フクロウ	熊襲征伐	弓流し
十月	コウガツコウ	右ト左	なぞ	わたし舟のおさやく	補習科入學
十一月	シマコ	くも	私の一日	波	笑い話
十二月	ネズミノチエ	まわりつこ	お話二つ	南洋群島	水と體
一月一日	一月一日	うらしま太郎	たすかつた子供	雨	お手玉
カイモノ	カイモノ	おちよのへんじ	お人形	仁徳天皇	萬じゆ姫
ハナサカチヂイ	ハナサカチヂイ	一口ばなし	豚	日本三景	磁石
ナゾ	ナゾ	四方	扇のまと	虹	けんやくと義捐
オクスリ	オクスリ	ぶたの子	土の中のたから物	奈良	神風
目ト耳ト口	目ト耳ト口	ありのす	仲よしの鳥子さん	郵便	老音樂師
オヤ牛ト子牛	オヤ牛ト子牛	水テツボウ	はがき	手紙	モスリン
ヒコウキ	ヒコウキ	かとはい	學藝會	父の教	獅子と武士
大江山	大江山	こうもり	おじさんのうち	東京停車場	無言の行
		月の出	きようだい	鳥の巢	千早城
		かんがへもの	山ノ上ノミハラシ	八幡太郎	思いやり
		ふじの山	ふじのまきがり	火	仕合せ
		えび取	曾我兄弟	古机	大掃除
		はごろも		母の心	くもの集
				熊のさゝやき	水兵の母
				天の川	



本科用國語讀本に引續き、補習科用國語讀本をも大修正を行つた。之も本科用と共に、國語讀本の改輯を行つたと謂ふ方が適當であらう。

補習科用國語讀本も本科用と同じく、一學年二巻とし、從來の二巻を四巻に編輯した。本科用と同様岩崎訓導を囑託として、修正原稿を立案せしめ、その修正原案に對しては、特に南洋廳内に教科書審査委員會を設け、各巻各課に涉り一字一句も忽にする事なく改訂、増補し、各教材の配列に至る迄、殆ど全部の改纂を審査委員で行つて、漸く脱稿することが出来た。その間、各委員は各自の執務時間外を利用し、或る時は日曜日に、或る時は深更に至るまで審議されることも度々あつた。斯くして昭和七年度末の八年三月二十五日に全四巻が完成刊行され、爰に久しい懸案であつた南洋群島國語讀本改纂の大事業の完成を見るに至つた。

南洋群島國語讀本補習科用改纂趣意書

一、改纂ノ要旨

今般改纂シタル南洋群島國語讀本補習科用へ、從來ノモノガ教育ノ實際ニ適切ナラサル點多キニ鑑ミ、教材ノ選擇ニ特ニ意ヲ用ヒ、群島ノ事情ト實際教授者ノ意見トヲ考慮シテ編纂シタルノミナラス、群島ノ事情ニ適當ト認メタルモノハ、文部省編纂ノ讀本及從來使用ノ補習科讀本ヨリモ、之ヲ採擇スルコトトシタリ。

抑々、今回ノ改纂ハ初メ現行本科用讀本(昭和七年四月ヨリ使用)ノ延長トシテ立案セシモ、時勢ノ推移ハ必シモ本科用改纂當時ト事情同一ナラサルモノアリ。仍テ現在及將來ノ事情ヲ察シ、補習科獨自ノ立場ヲ主トシテ之ヲ行フコトトセリ。然レ共教授上必要ナル本科トノ連絡ニ就テハ、出來得ル限りノ考慮ヲ拂ヘリ。

二、分量

新讀本ハ、舊讀本ノ二巻、九十二課、五百二十三頁ナルニ對シ、四巻、九十一課、三百七十四頁トナセリ。卷ヲ四トナシ各學年二巻宛配當シタルハ、教科書取扱上ノ利便ノ爲ナリ。頁數ニ於テ百四十九頁ノ減少ヲ見タルハ、從來教授ノ實際ト、兒童學習實狀ニ鑑ミ、教材ヲ厳選シ、之ガ教授ヲ徹底セシムルヲ以テ教育上有効ナリト認メタルニ依ル。

新讀本各巻ノ分量ヲ示セハ左ノ如シ。

卷	課	頁	新出漢字	讀替漢字
卷一	二一	七四	八七	四九
卷二	二〇	九三	一一三	五七
卷三	二四	一〇二	一〇二	六六
卷四	二六	一〇五	六四	五六
計	九一	三七四	三六六	二二八

三、漢字

新讀本ニ於テハ、國語教育上先ツ言語ノ習熟ヲ重視スヘキ關係上漢字ノ數ハ努メテ之ヲ減スルト共ニ、臨時國語調査會決定ニ依ル略字ヲ多ク採用シ、(同略字ニシテ社會ニ多ク使用セラレサルモノハ本字ノ儘トス)兒童ノ漢字學習上ノ負擔ヲ輕減セシコトヲ計レリ。

略字ノ提出ニ當リテハ、括弧ヲ以テ其ノ本字ヲ掲ケ對照ニ便セリ。

四、假名遣

假名遣ハ凡テ臨時國語調査會決定案ニ依ル發音式假名遣法ヲ採用シタリ。蓋シ前項同様ノ趣旨ニ依ルモノナリ。

五、文章

第四章 日本統治以後の教育



第一節 島民に對する教育

文章ハ凡テ口語體ニ依リ言文一致ヲ期セントセルモ、社會ノ實情ニ鑑ミ平易ナル文章體ヲモ、數課ヲ加ヘタリ。文章語句ハ難易繁簡序ヲ追フテ之ヲ提示シ、各文章ノ格調敘述ノ形式、長短ハ其ノ内容ニ應シ之ヲ定メタリ。句讀點ノ文部省讀本ニ比シ稍々多キモノアルハ、兒童ノ學習力ヲ考慮シタルニ依ル。

六、教材ノ選擇

教材ノ選擇ニ就テハ兒童ノ心理及環境ヲ考慮シ、努メテ群島ヨリ資料ヲ探ルト共ニ、一般公民生活ニ必要アルモノ、産業獎勵ニ資スルモノ、内地ノ事情ヲ知ルニ足ルモノ、民衆ノ範トスヘキモノ等ヲ加ヘ、尙刻苦努力シテ國家及人類ノ福祉ニ貢獻シタル偉人ノ傳記ヲモ加ヘタリ。

七、教材ノ配列

教材ノ配列ニ就テハ、兒童ノ心意ノ發達ト教授ノ時期及他教科トノ連絡ニ留意スル所アリシモ、印刷ノ期ニ迫ラレ充分ノ考慮ヲ拂フコト能ハサル點モアリタルニ付、教授者ニ於テ適當ニ取扱ハレムコトヲ望ム。

八、挿繪

挿繪ハ全科九十面中五十面ヲ新作シテ之ヲ挿入シ、群島ノ實情ニ適應センコトニ努メタリ。

九、教材ノ類別

補習科ハ規則ニ示スカ如ク、本科ニ於テ學習セシ所ニ對シ、補習セシムルヲ本旨トスルモノナレハ、教材ノ種類モ努メテ本科トノ連絡ヲ保ツト共ニ、其ノ足ラサルヲ補ハントニ留意シ、且特ニ公民的教材ノ配當ヲ考慮セリ。

教材ハ其ノ内容ニ依リ凡ソ左表ノ如ク類別スルコトヲ得ルト雖、讀本本來ノ使命ハ自ラ存スルヲ以テ、實際ノ教授ニ當リテハ、適當ナル取扱ヲナスヘス、又各島ノ事情ヲモ考慮スヘキコト言テ俟タサル所ナリ。

第一卷

種別	教材
修身的教材	みかへるじいさん、皇大神宮、乃本大將の幼年時代、同情
公民的教材	届と願、拾物、電報
文學的教材	私のうち、短い手紙、よく學びよく遊べ、運動會、私達の文庫、手紙
地理的教材	横濱、航海の話、あながうる島日より、世界
理科的教材	刃物、海の生物、木の高さ

第二卷

種別	教材
修身的教材	たいたの、稻橋村の美風、看病、安倍川の義夫
公民的教材	貯金、貨幣
實業的教材	養雞、家畜の効用、分業、農産物品評會
文學的教材	手紙、わたしの村、コロンブスの卵、助け舟、展覽會、人をまねく手紙
地理的教材	やると島便り、うらかす、京都
理科的教材	珊瑚島

第三卷

種別	教材
種別	教材

第三章 日本統治以後の教育



第一節 島民に對する教育

修身的教材	コルネリヤの寶、かぞへ歌、言いくい言葉
公民的教材	税、青年團、級長選舉、支廳、物の價
實業的教材	植 林
文學的教材	マリイのきてん、觀光團、明け方、手紙、小猿、遠足、小さなねじ
歴史傳記的教材	リンカーンの苦學、ニュートン
地理的教材	大阪、琵琶湖、門司
理科的教材	ウツボカズラ、胃とからだ、水のじゆんかん

第四卷

種 目	教 材
修身的教材	明治神宮參拜、まりこさんの家
公民的教材	南洋廳、統計、赤十字社、裁判、平和なる村
實業的教材	鱈 釣
文學的教材	叔父様へ、星の話、塙保己一、卒業式、漁船、手の働、飛行機、ふか
歴史傳記的教材	トマス・エジソン
地理的教材	ナイヤガラの瀧、東京
理科的教材	保安林、太陽、傳書鳩、傳染病、洗濯、電氣の世の中、動物の色と形

國語讀本

改纂された補習科用南洋群島國語讀本の教材を、課目順に題目を綜合して掲ぐれば、次の通りである。

の内容

卷	一	二	三	四
一	私のうち	養 雞	コルネリヤの寶	明治神宮參拜
二	小 犬	やるいと島便り	リンカーンの苦學	保安林
三	刃 物	貯 金	税	叔父様へ
四	扇と願	たいたの	マリイのきてん	傳書鳩
五	みかえるじいさん	稲橋村の美風	觀光園	まりこさんの家
六	横 濱	手紙 <small>一、小商店から主人へ 二、主人から小商店へ</small>	ウツボカズラ	鱈 釣
七	よく學べよく遊べ	うらかす	青年團	南洋廳
八	航海の話	珊瑚島	級長選舉	傳染病
九	拾 物	わたしの村	明け方	ナイヤガラ の瀧
十	短い手紙 <small>一、友をさそふ 二、物を送る 三、物を返す</small>	貨 幣	大 阪	洗 濯
十一	皇大神宮	コロンプスの卵	植 林	塙保己一
十二	海の生物	家畜の効用	かぞえ歌	漁 船
十三	運動會	助け舟	琵琶湖	トマス・エジソン
十四	あんがうる島だより	京 都	支 廳	電氣の世の中
十五	世 界	看 病	手 紙	統 計
十六	私達の文庫	展覽會	胃とからだ	手の働
十七	電 報	人をまねく手紙		東 京

第三章 日本統治以後の教育



十八	同 情	安倍川の義夫	小 猿	動物の色と形
十九	木ノ高サ	分 業	遠 足	赤十字社
二十	手 紙 <small>一、田舎のしらせ 二、同じく返事</small>	農産物品評會	水のじゆんかん	裁 判
二十一	乃木大將の幼年時代		物の價	飛行機
二十二			言いにくい言葉	太 陽
二十三			ニユートン	ふ か
二十四			小さなねじ	平和なる村
二十五				星の 話
二十六				卒業式

(四) 國語讀本第四次編纂

國語讀本  
第四次編纂

公學校兒童用教科書の編纂について、昭和八年度計劃として次の二案が提議された。第一案は、現行國語讀本は、其の根本的に教育上適切でないものがあるから、之を修正すると共に、未だ編纂されて居ない算術教科書を新に編纂しやうといふ案で、第二案は、公學校修身科、算術科、農業科の教授に要する教科書を編纂しやうといふ案であつた。

結局第一案の國語讀本の修正から行はれることとなり、昭和八年八月十六日に、元和歌山縣立中學校長梅津隼人氏に公學校教科書事務を囑託して、其の事業に着手せしめ、別に教科書審議委員を任命して、原案を審議決定する

機關を設けた。

新公學校國語讀本の編纂趣旨方針は、教科書審議委員會で次の如く決定された。

編纂方針

公學校國語讀本編纂ノ趣旨方針ニ關スル件

一、國語讀本ヲ

- イ、語學的ニスルカ
- ロ、文藝的ニスルカ
- ハ、教訓的ニスルカ
- ニ、知識的ニスルカ

右ハ各方面ヲ考慮シ知識的教材ヲ相當多クシ雜輯的ニスルコトトス。

二、國定教科書ニ

- イ、準據シテ編纂スルカ
- ロ、單獨ニ編纂スルカ

右ハ根本方針、形式、語法等大體準據スルモ、困難ナル教材ハ出來ルタケ平易ニスルコトトス。假名遣ハ臨時國語調査會案ニヨル。

三、材料ハ

- イ、内地の教材ヲ多クスルカ
- ロ、群島の教材ヲ多クスルカ
- ハ、外國的教材ヲドノ位トルカ

第三章 日本統治以後の教育



右ハ低學年ニナルベク群島の教材ヲ多クシ、高學年ニ進ムニ從ヒ漸次内地の教材ヲ多クシ、外國的教材モ若干採擇スルコトトス。

四、表現ノ形式ハ

- イ、片假名ヲ主トスルカ
- ロ、平假名ヲ主トスルカ
- ハ、漢字ヲ如何ニスルカ
- ニ、外來語ヲ如何ニスルカ
- ホ、度量衡ノ表ハシ方ヲ如何ニスルカ
- ヘ、群島ノ地名ノ其他日常ノ會話語ヲ如何ニスルカ
- ト、文章ハ口語敬體ノミニスルカ

口語常體、文語體ヲ入レルカ

右ハ大凡片假名ヲ四分、平假名ヲ六分トシ、漢字ハ約三百字ニ減シ、ソノ他ノ漢字ニハ振假名ヲ附スルコトトス。外來語ハ從來公文書等ノ慣用例ニ從ヒ片假名書トス。度量衡ハ米法ニ從フコト。

群島ノ地名人名ハ公文書等ノ慣用例ニ從フ。

日常會話語中例ヘバ「ベニスズメ」等ノ如ク慣用久シキニ亙ルモノト雖モ、ナルベク正シキ語ニ直スコトトス。

文章ハ口語敬體ヲ本體トシ本科用ニ於テハ日記文ヲ、補習科用ニ於テハ各卷ニ一、二篇ノ口語常體ヲ入レ、文語體ヲ入レザルコト。

挿畫ハ經費ノ許ス限リナルベク色摺ヲ入レルコト、必要ト認ムル時ハ寫眞モ入レルコトトス。

五、其ノ他

- イ、裝幀ヲ如何ニスルカ
- ロ、補充教材ニツイテ
- ハ、副讀本ヲ作ルベキカ

右ハ各卷文案完成ノ上追ツテ協議決定スルコト。

斯舊讀本の比較

新に編纂された國語讀本の編纂方針及趣旨、編纂經過並内容は編纂趣意書に明記されて居る。其の各卷の分量を舊讀本と比較して示せば次の通りである。

卷數	課目		頁數		新出漢字		讀替漢字	
	新	舊	新	舊	新	舊	新	舊
本科用卷一	一	一	七四	五四	(漢數字) 一〇	(同上) 一〇	一	一
同 卷二	二五	二二	八七	六八	三七	三七	一	八
同 卷三	二五	二六	九一	八二	七七	七七	一五	一五
同 卷四	二七	二六	一〇七	九二	四〇	一〇九	三六	三六
同 卷五	二七	二八	一二六	一〇二	五五	七九	六八	六八
同 卷六	二六	二七	一三九	一〇八	五七	一七一	六〇	六〇
計	一三〇	一二九	六二四	五〇六	一六二	四八三	一一	一八七
補習科用卷一	三〇	二一	一三七	七四	五〇	八七	一一	四九



同 卷二	二九	二〇	一二八	九三	四六	一一三	三	五七
同 卷三	三〇	二四	一三五	一〇二	三五	一〇二	八	六六
同 卷四	二九	二六	一二九	一〇五	二五	六四	五	五六
計	一一八	九一	五二九	三七四	一五六	三六六	二七	二二八

即ち新讀本は、舊讀本に比較して頁數を増加して内容の充實を圖り、漢字の負擔を軽減して、學習を徹底せしめる事にとめたのである。

公學校國語讀本編纂趣意書

南洋 廳

一、國語讀本編纂ノ沿革

編纂趣意

大正五年、我カ臨時南洋防備隊司令部ハ、群島占領後、倉卒ノ間ニ設置セラレタル南洋群島小學校（島民ノ子弟ヲ教育スル學校）ノ教科書トシテ、國語讀本ノ編纂ニ着手シ、同六年ニ二冊、同八年ニ二冊、全四冊ヲ編纂シタリ。之ヲ我カ南洋群島ニ於ケル國語讀本ノ第一次編纂ト爲ス。

其ノ後、南洋廳ノ設置ト共ニ公學校官制公布セララルヤ、曩ニ編纂シタル讀本ハ、公學校教科書トシテ不備ノ點多カリシヲ以テ、南洋廳ハ大正十三年更メテ群島内外ノ事情ヲ考慮シ、國語讀本ノ編纂ニ着手シ、同十四年ニ三冊、昭和二年ニ二冊、全五冊ヲ編纂刊行シタリ。之ヲ國語讀本第二次ノ編纂ト爲ス。

此ノ讀本ハ其ノ後數年間使用セラレシカ、昭和三年公學校規則改正ノ結果、教科目教授時數等ニモ變更ヲ來シタル爲、教科書モ亦訂正ノ必要ヲ生シタルヲ以テ、南洋廳ハ再ヒ國語讀本ノ改纂ニ着手シ昭和七年本科用六冊、同八年ニ補習科用四冊ヲ編纂刊行セリ。之國語讀本第三次ノ編纂ニシテ、爾來現在ニ至ル迄引續キ使用シ來リシモノナリ。

二、第四次編纂ノ理由並ニ其ノ經過

今回刊行シタル國語讀本ハ、昭和十二年度ヨリ使用セシメントスルモノニシテ、本科用六冊、補習科用四冊ヨリ成リ、實ニ第四次ノ編纂タリ。而シテ其ノ改纂セララルニ至リシ主ナル理由ハ、過去十數年間ニ亘ル國語教授ノ經驗ニ鑑ミ、讀本ヲシテ兒童心意發達ノ程度ト、時勢ノ進運ニ適應セシメントスルニ在リ。今其ノ編纂ノ經過ヲ述フレハ大凡左ノ如シ。

1. 昭和八年九月、編纂ニ關スル各公學校長ノ意見ヲ參照シテ取材ノ範圍、難易ノ程度、表現ノ形式等ニ付テ根本方針ヲ定メ全部ニ亘リ連絡系統アル概案ヲ作り、同年十一月ヨリ原稿ノ執筆ニ着手ス
2. 昭和九年七月迄ニ本科用六冊ヲ脱稿シ、謄寫印刷ノ上、各支廳所在地ノ公學校長（ハラオ支廳管内ハ全公學校長）ニ配布シ、之ニ對スル意見ヲ徵ス。
3. 昭和十年三月迄ニ、公學校長ノ意見ヲ參照シテ、本科用六冊ノ訂正ヲ完了シ、謄寫印刷ニ附ス。
4. 昭和十年九月迄ニ、補習科用四冊脱稿、同十二月迄ニ右四冊ヲ前記ノ各公學校長ニ配布シ意見ヲ徵ス。
5. 昭和十一年一月迄ニ、右意見參照訂正ヲ加ヘ謄寫印刷ニ附ス。
6. 昭和十年九月ヨリ挿繪ノ揮毫ニ着手ス。
7. 昭和十一年二月ヨリ七月マデ數十回ニ亘リ教科書審議委員會ヲ開催シ、前記訂正ニ係ル原稿ニ就キ審議ノ結果最終案ヲ決定ス。

三、編纂方針ノ大要

1. 一般の方針

- イ、根本方針トシテ左記公學校規則第十一條第五項ニ依ルコトトセリ。
- 「讀本ノ文章ハ平易ニシテ國語ノ模範トナリ且兒童ノ心情ヲ快活純正ナラシムルモノナルヲ要シ、其ノ材料ハ修身、歴史、地理、理科其ノ他生活ニ必須ナル事項ニ取り、趣味ニ富ムモノタルヘシ。」
- ロ、南洋群島ニ關スル材料ヲ多クシ、特ニ島民兒童ノ素質、性情、風習ニ適合シ且實用ノ範圍廣キモノヲ採ルコトトセリ。



第一節 島民に對する教育

二八四

ハ、内地ニ關スル教材ニ付テハ國體ヲ理解セシムルニ適切ナル材料ヲ探ルコトニ細心ノ注意ヲ拂ヘリ。

ニ、可成國定教科書ニ準據スルモ表現ノ程度ヲ著シク平易ナラシムルコトニ努メタリ。

2. 教材ノ内容

イ、道徳的方面。島民ノ道徳的意識ヲ開發シ、教育ニ關スル勸語ノ御精神ヲ不知不識ノ間ニ感得セシムルニ足ルガ如キ材料ヲ選ベリ。

ロ、歴史の方面。國史ノ中ニテ、日本ノ國體及ヒ國民性ヲ理解セシムルニ足ルガ如キ材料ヲ選ヘリ。

ハ、地理的方面。南洋群島及ヒ内地ヲ中心トシテ自然ト人文ノ大要ヲ知り、國家愛、郷土愛ノ情操ヲ涵養スルニ足ルガ如キ材料ヲ選ベリ。

ニ、理科的方面。南洋群島ニ於テ直觀スルコトヲ得ル動植物其ノ他自然現象ノ中ニテ、兒童ノ心理ニ適合シ、正確ナル知識ヲ啓發シ、從來島民間ニ流布シタル迷信ヲ打破スルニ足ルガ如キ材料ヲ選ベリ。

ホ、生活方面。家庭生活、學校生活ノ中ニテ卑近ニシテ兒童ノ興味ヲ喚起シ、且生活ヲ向上セシムルニ足ルガ如キ材料ヲ選ベリ。

ヘ、文學的方面。平易ナル童話、醇朴ナル傳説、教訓ニ富ム寓話、興味アル物語等凡テ兒童ノ心情ヲ純正ナラシムルニ足ルガ如キ材料ヲ選ベリ。

ト、公民的方面。産業、經濟、政治等ニ關スル初步的知識ヲ啓發シ、國家生活、社會生活ニ順應スル基礎的能力ヲ養フニ足ルガ如キ材料ヲ選ベリ。

3. 表現ノ形式

イ、文字

片假名、平假名及ヒ漢字トシ、ローマ字ハ一切挿入セサルコトトセリ。

片假名文ヲ從來ヨリ多クシ、其ノ割合ハ大體片假名四、平假名六トセリ。

新出漢字ノ數ハ三百字前後ヲ標準トシ、其ノ他ノ漢字ニハ凡テ振假名ヲ附スルコトトセリ。

ロ、假名遣

臨時國語調査會ノ改定案ヲ採用セリ。

ハ、語句及ヒ文章

語句ハ國定教科書ニ準據シ、發音意味ノ難澁ナラザルモノヲ選ビタリ。

文章ハ口語敬體ヲ本體トス。但シ韻文・日記文等ニハ口語常體トセリ、又補習科用ノ各卷ニハ口語常體ノ散文ニ三篇宛入レタリ。

敬語ハ敬意ヲ失ハザル程度ニ於テ可成簡單ニスルコトトセリ。

又從來ヨリ對話文ヲ多クセリ。

ニ、挿畫

可成明瞭優美ニシテ兒童ノ趣味ニ適合シ、文章ノ理解ヲ加クルニ足ル様揮毫セリ。

4. 雜件

イ、程度及ヒ分量

表現ノ形式ヲ平易ニシ、課數及ヒ頁數ヲ多クシタリ。

ロ、教材ノ排列

内容ノ種類、難易ノ程度、季節トノ關係等ヲ十分考慮シ、各卷各課ヲ通ジテ連絡ヲ保タシムルコトトセリ。

ハ、外來語ノ表記法

内地ニ於ケル慣用例ニ從ヒ、片假名書トセリ。

第三章 日本統治以後の教育

二八五



第一節 島民に對する教育

ニ、分別書及ヒ句讀點  
國定教科書ニ準據スルモ、ナルベク讀ミ易クスル爲句點、讀點トモ其ノ類ヲ多クシ、且句讀點ノ下一字ヲアケタリ。  
ホ、送り假名

國定教科書ニ準據シ、可成讀ミ易キ様ニセリ。

四、各卷ノ趣旨大要

1. 本科用卷一

本卷ハ國語發音ノ基礎、片假名ノ讀ミ方、書キ方、及ビ文章ノ基本的形式ヲ授ケ、且適度ニ日常會話ノ語彙ヲ豊富ニスルヲ以テ主眼トシタリ。本卷ハ又島民兒童ヲシテ、始メテ我カ國語ニ接セシムル入門書ナレバ、其ノ機構モ他ノ諸卷ニ比シテ稍々趣ヲ異ニシ、大體五部ニ區分シテ取扱フヲ便トス。

第一部ハ二頁ヨリ七頁ニ至リ、繪畫ノミヲ提出シテ文字ヲ示サズ。教師ハ此ノ繪畫ヲ示スト同時ニ其ノ中ニ含マルル事物ニ關スル單語ヲ正シク發音シテ、直チニ兒童ノ聽覺ニ訴ヘ、國語發音ノ基礎ヲ習得セシメントスルモノナリ。此ノ繪畫ニ表現セラルル事物ヲ精細ニ觀察シテ、簡單ナル名詞、動詞又ハ形容詞等ヲ授クルトキハ、國語ノ五十音ハ清音、濁音、半濁音トモ大凡其ノ中ニ包含セラルルモノトス。若シ尙不足ヲ感ズルコトアラバ、教授者ニ於テ適宜繪葉書、寫眞、標本、實物等ヲ補足提示シテ必要ナル發音ノ練習ヲナサシムルヲ要ス。

第二部ハ八頁ヨリ二十三頁ニ至リ、挿畫ト共ニ片假名ヲ出シテ、簡單ナル單語ヲ提示セリ。言葉ヲ授クルト同時ニ、文字ノ讀ミ方、書キ方ヲ授ケントスルモノナリ。

第三部ハ二十四頁ヨリ三十九頁ニ至リ、最モ簡單ナル單文ヲ提示セリ、之ニヨリテ口語文ノ基礎的形式ヲ會得セシメントスルモノナリ。

以上第二部ト第三部ニ於テ、片假名五十音(清音、濁音、半濁音)ト漢數字一ヨリ十迄提示シ終レリ。之片假名及ヒ漢數

字ハ可成最初ニ於テ、纏メテ記憶セシムル方効果のナルコトヲ認メタルガ爲ナリ。

第四部ハ四十頁ヨリ六十一頁ニ至リ、新出文字ヲ入レズ、専ラ讀ミノ練習、構文ノ會得ヲ主眼トスルモノニシテ、材料ヲ學校生活、家庭生活、社會生活、自然界ニ採リ、大部分平易ナル散文トシ其ノ間ニタダニ二章ノ韻文ヲ入レタルノミ。

第五部ハ六十二頁ヨリ七十一頁ニ至リ、比較的長文ノ童話三章ヲ提示セリ。主ニ讀ミノ習熟、話シ方ノ練達ニ資セントスルモノナリ。

2. 本科用卷二

本卷ハ第一學年ノ後期用ナルヲ以テ、新出文字トシテハ、第一課ヨリ第十九課迄ノ間ニ、日常最モ多ク使用セラルル物ヲ出スノミ。主ニ卷一ニ於テ授ケタル文章語句ニ習熟セシメントスルモノナリ。從ツテ卷一ニ比シ各課トモ稍々長文トナレル傾アルモ、兒童ノ學習ニ困難ヲ感ズルカ如キ語句ヲ入レザル様注意セリ。

3. 本科用卷三

本卷ハ、前學年ニ於テ授ケタル片假名ヲ復習セシメ、新ニ平假名ヲ全部提出シテ、其ノ發音ヲ授ケ、平假名文ノ讀ミ方ニ習熟セシメントスルモノニシテ、二部ニ區分シテ取扱フヲ便トス

第一部ハ第一課ヨリ第十二課ニ至リ、一課オキニ新出文字トシテ平假名ヲ提出シタリ。從來平假名ノ教授法トシテハ、(一)始メニいろは歌又ハ平假名ノ五十音ヲ機械的ニ教ヘ、次ニ平假名ヲ以テ記サレタル語句文章ニ入ル方法、(二)始メヨリ直チニ假名ノ語句文章ヲ入ル方法(今回新訂ノ小學國語讀本ノ如キ之ナリ)、(三)片假名文ヲ教授スル際、適當ナル文字ヲ選ビ、之ヲ平假名ニ直シテ教授スル方法(現行讀本ノ如キ之ナリ)等種々試ミラレタレドモ、今回ノ編纂ニ於テハ、平假名ヲソノ字形ニ依リテ左ノ如ク分類シ、之ヲ適當ナル語句、文章ノ中ニ織込ミ、字形ノ類似ヲ考ヘナガラ記憶セシメントスル方法ヲ執リタリ。

第一種 字形ノ最モ簡單ナルモノ

第三章 日本統治以後の教育



第一節 島民に對する教育

し、く、つ、の、て、ん、  
い、こ、と、り、ら、ろ、

以上ハ平假名ノ中ニテ、字畫最モ簡單ナルノミナラズ、其ノ中ノ數文字例ヘバ

「し、く、へ、」「つ、の、」「て、ん」「い、こ、と、」「う、り、ら、ろ、」等ハ字形ガ互ニ相似タル所アリ。

第二種 字形の片假名に似タルモノ

け、か、や、に、も、き、せ、

以上ヲ夫々片假名ノ

ケ、カ、ヤ、ニ、モ、キ、セ

等ト比較スルトキハ、兒童ト雖モ直チニ其ノ類似セル點ヲ發見スルコトヲ得ベシ

第三種 字形カ互ニ似タルモノ

(に) (け) (は) (ほ)

(の) (め) (ぬ) (あ)

す、む、お、

た、な、

さ、き、

よ、ま、

(ろ) (る)

ち、(ら)

わ、れ、ね、

(て) (ひ)

以上ノ中括弧ノ中ニ入レタルモノハ、便宜上第一種又ハ第二種ニ入レタルモノナリ。

第四種 以上ノ三種ニ漏レタルモノ

え、そ、ふ、み、ゆ、を、

第一部ニ於テ、片假名ト平假名トヲ一課オキニ配列シタルハ、一ニハ片假名ヲ復習セシムル爲、一ニハ其ノ中ノ適當ナル片假名ヲ選ビテ之ヲ前ニ授ケタル平假名ニ直サシメ、以テ平假名ノ復習ニ便セシムルガ爲ナリ。

第二部ハ第十三課ヨリ第二十五課ニ至リ、主ニ平假名文ノ讀ミニ習熟セシムルモノニシテ片假名文ハ四章入レタルノミ。

4. 本科用卷四

本卷ハ第二學年ノ後期用ナルヲ以テ、卷三迄ニ授ケタル片假名、平假名ノ復習ヲ目的トスル外、尙平易ナル漢字ヲ授ケン

5. 本科用卷五、卷六

トスルモノナリ。漢字ハ本卷ニ於テ始メテ授ケル所ナルヲ以テ、其ノ教授法ニ付テハ、種々工夫スル所ナカル可カラズ。

6. 補習用各卷ハ本科用各卷ニ比シテ、一層取材ノ範圍ヲ廣クシ、内地又ハ世界ニ關スル事項、公民ニ關スル事項等モ適度ニ

採擇セリ。且語句文章ヲ出來ル限リ平易ニシ課數、頁數ヲ著シク増加シタリ。

7. 附記

本科用、補習科用トモ、各卷各課ノ趣旨ハ別ニ編纂スル國語讀本教授書中ニ述ブルモノトス。

五、各卷ノ目次並ニ教材ノ出所

(舊ハ南洋廳ノ舊國語讀本、文ハ文部省ノ小學國語讀本、文唱)  
(ハ文部省ノ尋常小學唱歌ヨリ採リタルヲ示シ、ソノ他ハ創作)

第三章 日本統治以後の教育



一	フネ	ニュウガクシキ	キユウジョウウ	天の岩屋	山ノ上
二	マサオ	オサライ	うちの子ねこ	花まつり	私ノウチ
三	ワタクシノムラ	テンチヨウセツ	ナカヨシ	靖國神社	太郎
四	シヤボンダマ	しりと	ことりとねずみ	とかげたいぢ	虎ト蟻
五	カイモノ	ナミコ	ゆびのな	見おくり	手紙
六	ナワトビ	こもりうた	ナツオノヘンジ	オジサン	朝會
七	ビヨウキ	ヒヨコ	かぞへうた	手紙	軍艦拜觀
八	トモダチ	こうし	ウニモル山	波	土はこび
九	コウガツコウ	オトウト	かぜひき	日記	天孫
一〇	タイソウゴツコ	ふじのやま	カジャサン	大男	衛生
一一	ヨクノフカイイヌ	ハエ	白いくも	雨	にじ
一二	ユウヤケ	じのかたち	土の中の	大江山	羽衣
一三	イモウト	ねずみのちえ	ぶた	義雄の病氣	ウツクシ
一四	ヒノマルノハタ	ニジ	ミセ	村の道	水のたび
一五	ツキ	いしのはしら	こだま	月と雲	火
一六	ウンドウカイ	いぬ	うしとかえる	郵便	クリスマス
一七	バンボシ	さるとかに	むしば		大掃除

一八	ユウハン	とけい	私ノ一ニチ	飛行機	乃木大將ノ國旗
一九	ウナギノオドリ	コウモリ	かげぼうし	大工さん	オジサンノ家
二〇	ナゾ	すなあそび	一寸ぼうし	父の教	ろばと日かげ
二一	カノ	ジュンササン	ア	植物ノ根	活動寫眞
二二	オショウガツ	パンのみ	私たちのがつこう	人形	かけっこ
二三	ハトア	あしのおと	やどかり	金のおの	植物ノ葉
二四	オヤウシト	カゼ	てがみ	古机	紀元節
二五	モモタロウ	こぶとり	がくげいかい	手紙	飛魚
二六			四方	水ト體	二つの玉
二七			うらしまたろう	白うさぎ	

二、補習科用

一	國旗	皇大神宮	朝日	明治神宮參拜
二	小犬	にはとりのせわ	級長選舉	船の旅
三	お釋迦様	椰子の實	まり子の家	ころろぎ
四	よく學びよく遊べ	太平洋	わに	東京
五	南洋群島	運動會	バラオの兄から	家禽



六	無線電信塔	珊瑚島	人の體	明治節
七	早起じいさん	横濱	日本と南洋群島	トラツク島便り
八	郵便貯金	貨幣	バラオの風害	棧橋工事
九	果物	手紙	日本海の大戦	外南洋
一〇	田道間守	大太郎	石鹼	星
一一	砂濱	助け舟	燈臺守の娘	ナンマタル
一二	内地	胃と體	高瀬貝	物ノ價
一三	種痘	大賣出し	えんそく	ふか
一四	鱈釣	警察	くり舟	洗濯
一五	手紙	わたしの村	人頭税	電氣
一六	ネズミ	展覽會	ウラカス	平和な村
一七	木の高さ	コロンブスの卵	手紙	傳染病
一八	乃木大將	じまん話	太陽	野口英世
一九	私タチノ文庫	分業	觀光團	コルネリヤの寶
二〇	神風	月	支應	南洋廳
二一	アンカウル島便り	ヤルト島便り	石炭	出帆
二二	土	家畜	小猿	裁判ノ傍聽
二三	雪舟	牛かえ	バナマ運河	手紙
二四	世界	看病	ボナベ島便り	たしかな紹介

六、各卷教材ノ分類

二五	航海の話	(舊)	椰子がに	(文)	安倍川の渡し	(文)	笛の名人	(文)
二六	磁石	(文)	太郎の母	(文)	南洋群島の歌	(文)	石油	(文)
二七	水ノ性質		クモノス	(文)	コブラ	(文)	マゼラン	
二八	品評會の話		潜水艦	(文)	リンカーン	(文)	マゼラン	
二九	海	(舊)	逆けたらくだ	(文)	法院	(舊)	卒業式	(舊)
三〇	水兵の母	(舊)			小さなねじ	(舊)		

道徳	マサオサン	卷二	ナミコ	卷三	ナツオノヘンジ	卷四	義雄の病氣	卷五	太郎	卷六
教材	オシヨウガツ		テンチヨウセツ		キユウジヨウ		靖國神社		紀元節	
教歴							父の教		乃木大將の國旗	
地材	ワタクシノムラ						天の岩屋		天孫	
理科	オヤウシトコウシ ユウヤケ		ヒヨコ カゼ		アブリ		村ノ道		水のたび	
							雨ト雲		飛魚	
									植物ノ葉	



教材	文		韻	
	文	散	文	韻
ツキ ビヨウキ	ヒノマルノハタ カノ コウガツコウ シャボンダマ 一パンボシ ナワトビ	ウナギノオドリ モモタロウ ヨクノフカイイヌ ハトトアリ ナ ゾ	ふじのやま こもりうた あしのあと こうし い ね じのかたち	ハ エ
むしば かぜひき	かぞへうた 白いくも こだま かげぼうし やどかり うちの子ねこ	ことりとねずみ ウニモル山 うらしまたろう 一寸ぼうし 土の中のたからもの うしとかへる	かぞへうた 白いくも こだま かげぼうし やどかり うちの子ねこ	
植物ノ根 水ト體	波 人形 飛行機 花まつり	大江山 とかげたいじ 大男 白うさぎ 金のおの	波 人形 飛行機 花まつり	
火 衛生	山の上 に かけつこ クリスマス	ウツクシイ心 二つの玉 羽衣 虎と蟻 ろばと日かけ	山の上 に かけつこ クリスマス	
		古 机 見おくり 寫眞		
		朝 會 活動寫眞 大掃除		

教公 材民	教生 材活	
		トモダチ カイモノ フ ネ ユウハン
	とけい しりと すなあそび ジュンササン	
	私ノ一ニチ カジヤサン ミ セ ナカヨシ てがみ	
	オジサン 日記 大工サン 郵便 手紙 手紙	
	オジサンノ家 私ノウチ 土はこび 軍艦拜觀 手紙	

二、補習科

歴史 教材	道徳 教材	卷
神風 田道間守	早起いさん 乃木大将 國旗	卷一
ヤルトト島便り	大太郎 太郎の母 皇大神宮 コロンブスノ卵	卷二
ボナベ島便り	まり子の家 小猿 リンカーン 日本海の大戦 日本と南洋	卷三
トラツク島便り	平和な村 野口英世 明治神宮參拜 明治節 マゼラン	卷四
アンガウル島便り		



文 學 教 材		理 科 教 材	地 理 教 材
文 散	文 韻	無線電信塔 種痘 水ノ性質 果物 ネズミ	南洋群島 内地 世界 海
航海の話 小犬 雪舟 水兵の母	よく學びよく遊べ 砂濱	椰子の實 看病 クモノス 胃ト體	珊瑚島 横濱 太平洋 月
助け舟 牛かえ 逃げたらくだ 潜水艦	わたしの村 運動會 椰子がに	わに 石鱈 コブラ 石炭 人ノ體	ウラカス 觀光團 バラオの兄から バナマ運河 大陽
燈臺守の娘 バラオの風害 小さなねじ 安倍川の渡し	えんそく 朝日 南洋群島の歌	洗濯 電氣 石油 傳染病	船の旅 東京 外南洋 星
ふか コルネリヤの寶 出帆 たしかな紹介	ナンマタル ころろぎ		

公 民 教 材	生 活 教 材	
品評會の話 郵便貯金	私たちの文庫 木の高さ 手紙 磁石 鯉釣	お釋迦様
警 察 分 業 貨 幣	展覽會 にわとりのせわ 手紙 大賣り出し	じまん話
法 院 支 廳 人 頭 税	高級選擧 高瀬貝 手紙	くり舟
裁判ノ傍聽 南洋廳 物ノ價	卒業式 棧橋工事 手紙	笛の名人

(新出及讀替漢字省略)

七、新出及讀替漢字表

本科卷四	新出	四十字	讀替	ナ
同卷五	同	五十五字	同	十三字
同卷六	同	五十七字	同	八字
補習科卷一	同	五十字	同	十一字
同卷二	同	四十六字	同	三字
同卷三	同	三十五字	同	八字
同卷四	同	二十三字	同	五字



國語讀本編纂の業が終るや、梅津囑託は公學校國語讀本教授書を執筆し、昭和十二年三月に南洋廳より刊行された。菊版三百七十四頁で、内容は讀本の各課につき、全課の趣旨、及機構の概要を述べ、重要な語句につき説明が加へられて居る。新讀本教授の好個の参考書である。

(五) 教授要目制定

南洋群島が我が國の領有となり學校を設立されて今日に至る迄、教科書としては國語讀本があるのみで、未だ他の教科書は編纂されて居ない。それで主に内地小學校用教科書を参考とし、適宜教材を取捨按配して教授されて居るが、群島として統一された機構がなかつた爲に、教授事項を統一し、其の効果を擧ぐる爲、昭和三年以來各教科書の教授要目を制定して、之を基準として教授せしむることとした。

次に各要目をその制定順に掲ぐれば次の通りである。尙その他の教科目に對しても、順次教授要目を制定する豫定である。

- 修身科教授要目 (昭和三年十月南洋廳訓令第二四號)
- 算術科教授要目 (昭和三年十月南洋廳訓令第二五號)
- 地理科教授要目 (昭和四年一月南洋廳訓令第二號)
- 理科教授要目 (昭和五年三月南洋廳訓令第八號)
- 農業科教授要目 (昭和五年八月南洋廳訓令第二八號)
- 手工科教授要目 (昭和六年一月南洋廳訓令第一號)

公學校修身科教授要目

昭和三年十月十三日  
南洋廳訓令第二十四號

庶務課、支廳、公學校

第一學年 每週一時

- 修身科教授要目
- 一、ヨク學ビヨク遊ベ
  - 二、時刻ヲ守レ
  - 三、ナマケルナ
  - 四、友ダチハ助ケアヘ
  - 五、元氣ヨクアレ
  - 六、タベモノニ氣ヲツケヨ
  - 七、キレイニセヨ
  - 八、行儀ヨクセヨ
  - 九、始末ヨクセヨ
  - 一〇、物ヲ粗末ニスルナ
  - 一一、親ノイヒツケヲ守レ
  - 一二、過ヲカクスナ
  - 一三、ウソヲイフナ
  - 一四、自分ノ物ト人ノ物
  - 一五、オモヒヤリ

- 一六、生キモノヲ苦シメルナ
- 一七、ヨイ子供

第二學年 每週一時

- 一、孝行
- 二、親類
- 三、兄弟仲ヨクセヨ
- 四、勉強セヨ
- 五、キマリヨクセヨ
- 六、自慢スルナ
- 七、臆病デアルナ
- 八、カラダヲ丈夫ニセヨ
- 九、友ダチニ親切デアレ
- 一〇、無作法ナコトヲスルナ
- 一一、人ノ過ヲユルセ
- 一二、惡イスマメニ從フナ
- 一三、正直
- 一四、約束ヲ守レ
- 一五、トシヨリニ親切デアレ



第一節 島民に對する教育

- 一六、人ノ難儀ヲスクヘ
- 一七、辛抱強クアレ
- 一八、工夫セヨ
- 一九、規則ニ從ヘ
- 二〇、ヨイ子供

第三學年 每週一時

- 一、天皇陛下
- 二、祝日
- 三、恩ヲ忘レルナ
- 四、師ヲウヤマヘ
- 五、學問
- 六、身體
- 七、仕事ニハゲメ
- 八、儉約
- 九、慈善
- 一〇、正直
- 一一、清潔
- 一二、整頓

三〇〇

- 一三、行儀
- 一四、勇氣
- 一五、堪忍
- 一六、寛大
- 一七、共同
- 一八、近所ノ人
- 一九、公益
- 二〇、ヨイ人

補習科第一學年 每週一時

- 一、孝行
- 二、兄弟
- 三、朋友
- 四、規律
- 五、克己
- 六、忠實
- 七、責任ヲ重ンゼヨ
- 八、職業
- 九、財產

- 一〇、ヨイ習慣ヲ造レ
- 一一、迷信ニ陥ルナ
- 一二、禮儀
- 一三、人ノ名譽ヲ重ンゼヨ
- 一四、生キ物ヲアハレメ
- 一五、博愛
- 一六、國旗
- 一七、祝日、大祭日
- 一八、法令ヲ重ンゼヨ
- 一九、公益
- 二〇、ヨイ人

補習科第二學年 每週一時

- 一、納税
- 二、教育
- 三、衛生
- 四、勤儉
- 五、貯蓄
- 六、恒産

第三章 日本統治以後の教育

算術科教授要目

- 七、進取ノ氣象
- 八、修養
- 九、勇氣
- 一〇、忍耐
- 一一、反省
- 一二、謙遜
- 一三、恥ヲ知レ
- 一四、同情
- 一五、信義
- 一六、誠實
- 一七、謝恩
- 一八、共同
- 一九、男子ノ務ト女子ノ務
- 二〇、ヨイ人

公學校算術科教授要目

昭和三年十月十三日 南洋廳訓令第二十五號

庶務課、支廳、公學校

第一學年 每週五時

三〇一



第一節 島民に對する教育

本學年ニ於テハ一〇〇以下ノ數ニ就キテ明確ナル觀念ヲ與ヘ且二〇以下ノ數ノ範圍内ニ於ケル暗算ヲ課シ就中基數ヲ足ス寄算及ヒ其ノ逆タル引算ニ習熟セシメ以テ加減ノ基礎ヲ確立セムコトヲ期スヘシ

第一學期 一〇以下ノ數ノ加減

- 一、一ツ二ツト唱フル數ヘ方
- 二、九以下ノ數ニ一ヲ足スコト
- 三、五以下ノ數ニ二ヲ足スコト
- 四、五以下ノ數ニ三ヲ足スコト
- 五、五以下ノ數ニ四ヲ足スコト
- 六、五以下ノ數ニ五ヲ足スコト
- 七、一、二ト唱フル數ヘ方
- 八、六以上ノ數ニ二ヲ足スコト
- 九、六以上ノ數ニ三、四ヲ足スコト
- 一〇、六、七ヲ足スコト
- 一一、八、九ヲ足スコト
- 一二、數字ニ依リ數ヲ表スコト
- 一三、一ヲ引クコト
- 一四、二ヲ引クコト

- 一五、三ヲ引クコト
- 一六、四ヲ引クコト
- 一七、五ヲ引クコト
- 一八、六ヲ引クコト
- 一九、七ヲ引クコト
- 二〇、八、九ヲ引クコト
- 二一、一ヨリ一〇マデノ數ヲ表ス漢字
- 二二、復習

第二學期 二〇以下ノ數ノ加減

- 一、一ヨリ一九マデノ數ノ唱ヘ方
- 二、一、二、三ヲ足スコト
- 三、四、五、六、七、八ヲ足スコト
- 四、一一以上ノ數ヲ足スコト
- 五、一九マデノ數ノ書キ方
- 六、一、二、三ヲ引クコト
- 七、四、五、六、七、八ヲ引クコト
- 八、基數ニ二、三ヲ足シテ一一以上ノ數トナル寄算
- 九、基數ニ四、五ヲ足シテ一一以上ノ數トナル寄算
- 一〇、基數ニ六、七ヲ足シテ一一以上ノ數トナル寄算

- 一一、基數ニ八、九ヲ足シテ一一以上ノ數トナル寄算
- 一二、一一以上ノ數ヨリ二、三ヲ引キテ基數ノ殘ル引算
- 一三、一一以上ノ數ヨリ四、五ヲ引キテ基數ノ殘ル引算
- 一四、一一以上ノ數ヨリ六、七ヲ引キテ基數ノ殘ル引算
- 一五、一一以上ノ數ヨリ八、九ヲ引キテ基數ノ殘ル引算
- 一六、一一以上ノ數ヲ引クコト
- 一七、二〇ノ唱ヘ方、書キ方ト計算
- 一八、復習

第三學期 加減乗除

- 一、一〇〇マデノ數ノ唱ヘ方
- 二、一〇〇マデノ數ノ書キ方
- 三、數ノ順ニ又ハ逆ニ數フルコト
- 四、簡易ナル計算
- 五、二倍スルコト
- 六、三倍、四倍スルコト
- 七、幾倍ナルカラ求ムルコト
- 八、等分スルコト
- 九、復習

第二學年 每週五時  
第三章 日本統治以後の教育

本學年ニ於テハ一〇〇〇以下ノ數ニ就キテ命數法ヲ了解セシメ且一〇〇以下ノ數ノ範圍内ニ於ケル暗算ヲ課シ就中基數ト基數トノ掛算及ヒ其ノ逆タル割算ニ習熟セシメ以テ乘除ノ基礎ヲ確立センコトヲ期スヘシ

第一學期 加法 減法

- 一、前學年ノ復習
- 二、基數ヲ足スコト一（繰上リノナキ場合）
- 三、基數ヲ引クコト一（繰下リノナキ場合）
- 四、基數ヲ足スコト二（丁度何十トナル場合）

附 一〇〇錢 一圓

- 五、基數ヲ引クコト二（何十トイフ數ヨリ引ク場合）
- 六、基數ヲ足スコト三（十進スル場合）
- 七、基數ヲ引クコト三（一ノ位ヨリ引キ得ザル場合）
- 八、二位數ヲ足スコト一（簡易ナル場合）

附 一メートル 一〇センチメートル

- 九、二位數ヲ引クコト一（簡易ナル場合）
- 一〇、二位數ヲ足スコト二（繰上リノナキ場合）
- 一一、二位數ヲ引クコト二（繰下リノナキ場合）
- 一二、二位數ヲ足スコト三（丁度何十トナル場合）



第一節 島民に對する教育

附 一日 二四時

- 一三、二位數ヲ引クコト三(何十トイフ數ヨリ引ク場合)
- 一四、二位數ヲ足スコト四(十進スル場合)
- 一五、二位數ヲ引クコト四(一ノ位ヨリ引キ得ザル場合)
- 一六、一〇〇〇マデノ數ノ唱ヘ方
- 一七、一〇〇〇マデノ數ノ書キ方
- 一八、數ヲ一〇ツツ順ニ又ハ逆ニ數フルコト
- 一九、數ヲ一ツツ順ニ又ハ逆ニ數フルコト
- 二〇、簡易ナル計算
- 二一、復習

第二學期 乘法

- 一、二ノ掛算ノ九九
- 二、三ノ掛算ノ九九

附 七日...一週 一時...六〇分

- 三、四ノ掛算ノ九九
- 四、五ノ掛算ノ九九
- 五、六ノ掛算ノ九九
- 六、七ノ掛算ノ九九
- 七、八ノ掛算ノ九九

- 八、九ノ掛算ノ九九
- 九、一ノ掛算ノ九九
- 一〇、一〇倍、一〇〇倍スルコト

附 一センチメートル 一〇ミリメートル

- 一〇〇〇ミリメートル 一メートル
- 一一、何十又ハ何百トイフ數ヲ二倍、三倍スルコト
- 一二、何十又ハ何百トイフ數ヲ四倍、五倍スルコト
- 一三、何十トイフ數ヲ六倍、七倍スルコト
- 一四、何十トイフ數ヲ八倍、九倍スルコト
- 一五、二倍數ニ基數ヲ掛ケルコト
- 一六、各桁ノ數ノ積カ九以下トナル掛算
- 一七、復習

第三學期 除法

- 一、二、三ノ割算
- 二、四、五ノ割算
- 三、六、七ノ割算
- 四、八、九ノ割算
- 五、一、一〇、一〇〇ノ割算
- 六、二、三、四、五ニテ割リテ餘リアル割算

- 七、六、七ニテ割リテ餘リアル割算
- 八、八、九ニテ割リテ餘リアル割算
- 九、基數ニテ割リ商カ何十又ハ何百トイフ數トナル割算
- 一〇、二位數ヲ基數ニテ割ルコト
- 一一、各桁ノ數カ別別ニ割切ルル割算
- 一二、復習

第三學年 毎週五時

本學年ニ於テハ一〇〇〇〇未滿ノ數ニ就キテ筆算ノ加減乗除ヲ授ケ之ニ習熟セシムルコトヲ主眼トス而シテ加法及減法ハ第一學期ニ乘法及法一位ノ除法ハ第二學期ニ、法二位、三位ノ除法ハ第三學期ニ配當セリ。

第一學期 加法減法

- 一、前學年ノ復習
- 二、唱ヘ方、書キ方(一〇〇〇〇未滿ノ數)
- 三、暗算(一〇〇〇〇未滿ノ數ノ簡易ナル加減乗除)
- 四、加法一(各桁繰上ラヌ場合)
- 附 一圓 一〇錢ノ一〇倍 一〇〇錢ノ復習
- 一錢 一〇厘

第三章 日本統治以後の教育

五、加法二(一桁繰上ル場合)

附 一メートル 一〇センチメートル

- 一センチメートル 一〇ミリメートルノ復習
- 六、加法三(二桁以上繰上ル場合)
- 附 一リットル 一〇デシリットル
- 七、應用問題一(加法ニ關スル問題)
- 八、減法一(各桁別々ニ引キ得ル場合)
- 附 一キログラム 一〇〇グラム
- 九、減法二(一桁引キ得ヌモノアル場合)
- 一〇、減法三(二桁以上引キ得ヌモノアル場合)
- 一一、減法四(或ル桁ヨリ一ヲ借り來ラントスルニ其ノ桁ニ〇アル場合)
- 一二、應用問題二(減法ニ關スル問題)
- 一三、復習(加減ニ關スル復習)
- 一四、應用問題三(加減ニ關スル問題)

第二學期 乗法除法

- 一、暗算(掛算九九ノ復習、〇ニ關スル掛算ノ補習)
- 二、乘法一(基數ヲ掛ケ各桁繰上ラヌ場合)
- 三、乘法二(同一桁繰上ル場合)



第一節 島民に對する教育

附 一ダース $\parallel$ 一二

四、乘法三(同二桁以上繰上ル場合)

附 一日 $\parallel$ 二四時 一時 $\parallel$ 六〇分

一週 $\parallel$ 七日ノ復習 一年 $\parallel$ 一二月

五、應用問題四(乗數カ基數ナル乘法ノ問題)

六、乘法四(缺位ナキ二位數ヲ掛ケル場合)

七、乘法五(缺位ナキ三位數ヲ掛ケル場合)

附 一キロメートル $\parallel$ 一〇〇〇メートル

八、乘法六(缺位アル二位數、三位數ヲ掛ケル場合)

九、乘法七(被乗數カ基數ナル場合)

一〇、應用問題五(乘法ニ關スル問題)

一一、復習(加減乗ニ關スル問題)

一二、應用問題六(加減乗ニ關スル問題)

一三、暗算(法商共ニ基數ナル除法ノ復習、〇ヲ割ルコトノ

補習)

一四、除法一(基數ニテ割り各桁割切ルル場合)

一五、除法二(同一桁ダケ割り切り得ヌ場合)

一六、除法三(同二桁以上割り切り得ヌ場合)

一七、應用問題七(法カ基數ナル除法ノ問題)

第三學期 乘法除法

一、暗算(二位數及ヒ簡易ナル三位數ニ基數ヲ掛ケルコト及其ノ逆タル割算ノ練習)

二、除法四(二位數ニテ割り商カ基數ナル場合)

三、除法五(同商カ二位數以上ノ數ナル場合)

四、除法六(同商ニ〇アル場合)

五、除法七(法カ三位數ナル場合)

六、應用問題八(除法ニ關スル問題)

七、復習(加減乗除ニ關スル復習)

八、應用問題九(加減乗除ニ關スル問題)

補習科第一學年 毎週四時

本學年ニ於テハ一億未滿ノ整數ニ就キテ筆算ノ加減乗除ヲ補習シ更ニ小數ノ計算ノ簡易ナルモノヲ授ケ之ニ習熟セシムルコトヲ主眼トス、而シテ第一學期ニ整數ヲ、第二學期ニ小數ヲ配當シ、第三學期ニ於テハ諸等數ノ計算ヲ主トシテ整數小數ノ計算ヲ行ハシムルコトトセリ

第一學期 整數

一、復習(加減乗除ノ計算)

二、唱(方、書キ方(一億未滿ノ數))

三、暗算(一億未滿ノ數ノ簡易ナル加減乗除)

四、加法(一億未滿ノ數ノ寄算)

五、減法(一億未滿ノ數ノ引算)

六、應用問題一(加減ニ關スル問題)

七、復習(加減ニ關スル復習)

附 括弧ノ用法、加減ニスル式題ノ解法

八、乘法(一億未滿ノ數ノ掛算)

九、除法(一億未滿ノ數ノ割算)

一〇、應用問題(乗除ニ關スル問題)

一一、復習(加減乗除ニ關スル復習)

附 一ヘクタール $\parallel$ 一〇〇アール

乗除ニ關スル式題ノ解法

一三、應用問題三(加減乗除ニ關スル問題)

第二學期 小數

一、唱(方、書キ方(小數))

二、暗算(小數ノ加減乗除)

三、長サ(基本單位一メートル)

附 一デシメートル $\parallel$ 〇・一メートル

第三學期 日本統治以後の教育

四、面積(基本單位一平方メートル)

五、體積(基本單位一立方メートル)

附 一ヘクトリットル $\parallel$ 一〇〇リットル

一キロリットル $\parallel$ 一〇〇〇リットル

六、目方(基本單位一キログラム)

附 一トン $\parallel$ 一〇〇〇キログラム

七、加法(小數又ハ帶小數ノ寄算)

八、減法(小數又ハ帶小數ノ引算)

九、應用問題四(加減ニ關スル問題)

一〇、乘法(小數又ハ帶小數ニ整數、小數又ハ帶小數ヲ掛ケル掛算)

一一、除法(小數又ハ帶小數ヲ整數ニテ割ル割算)

一二、應用問題五(乗除ニ關スル問題)

一三、應用問題六(主トシテ長サ、面積、體積及ヒ目方ニ關スル問題)

第三學期 整數小數

一、金高

附 貨幣ニ關スルコト

二、時間



第一節 島民に對する教育

附 曆日、曆年ニ關スルコト

三、角度

附 方位ニ關スルコト

四、尺貫法度量衡一(長サ)

五、同 二(面積)

六、同 三(體積)

七、同 四(目方)

八、復習(整数、小數及ヒ帶小數ニ關スル問題)

附 一海里 $\equiv$ 一八五二メートル

補習科第二學年 每週四時

本學年ニ於テハ分數及ヒ歩合算ノ簡易ナルモノニ就キテ授ケ其ノ問題ノ解法ニ習熟セシムルコトヲ主眼トシ併セテ是マテ授ケタル事項ニ就キテ復習セシム而シテ分數ヲ第一學期ニ歩合算ヲ第二學期ニ、復習ヲ第三學期ニ配當スルコトトセリ。

第一學期 分 數

一、意義

二、暗算(分數ノ意義ニ依ル計算)

三、種類

四、倍數、約數

五、約分

六、形ヲ變ヘルコト

七、加法一(同分母ノ場合)

八、減法一(同分母ノ場合)

九、通分

一〇、加法二(異分母ノ場合)

一一、減法二(異分母ノ場合)

一二、應用問題一(加減ニ關スル問題)

一三、乘法一(分數ニ整数ヲ掛ケル場合)

一四、除法一(分數ヲ整数ニテ割ル場合)

一五、乘法二(整数又ハ分數ニ分數ヲ掛ケル場合)

一六、除法二(整数又ハ分數ヲ分數ニテ割ル場合)

一七、應用問題二(乗除ニ關スル問題)

一八、小數ヲ分數ニ直スコト

一九、分數ヲ小數ニ直スコト

二〇、復習(倍數約數及ヒ分數ニ關スル計算ノ復習)

二一、應用問題三(加減乗除ニ關スル問題)

第二學期 歩合算

一、比

二、比ニ關スル問題一(正比例)

三、同 二(反比例)

四、同 三(比例配分)

五、歩合

六、元高歩合高

七、應用問題四(歩合ニ關スル問題)

八、損益

九、利息

一〇、應用問題五(各種ノ問題)

第三學期 復習

一、整数小數(加減乗除ノ復習)

二、應用問題六(整数小數ノ加減乗除ニ關スル問題)

三、應用問題七(長サ、面積、體積及ヒ目方ニ關スル問題)

四、分數(加減乗除ノ復習)

五、應用問題八(分數ノ加減乗除ニ關スル問題)

六、應用問題九(歩合ニ關スル問題)

七、應用問題一〇(各種ノ問題)

第三章 日本統治以後の教育

公學校地理科教授要目

昭和四年一月十五日  
南洋廳訓令第二號

庶務課、支廳、公學校

本要目ニ於テ各教授事項ニ時間ヲ配當セルハ之ニ依リテ教授ノ深度ヲ知ラメシムカ爲ナリ然レトモ實際ノ教授ニ當リテハ之ニ斟酌ヲ加ヘ兒童ノ能力及其ノ他ノ事情ニ適應セシメロコトヲ努ムヘシ

補習科第一學年

第一學期 教授豫定時數二十時

一、郷土(地理科基礎觀念ト讀書能力ノ養成)(五時間)

1. 位置、地勢、産業

2. 交通、都邑

3. 郷土ノ歴史及ヒ傳説

二、管内(郷土ノ續キ)

1. 區分、地勢、産業

2. 交通、都邑

3. 主要ナル歴史的事項

三、他管内

(三時間)

(十時間)

地理科教授要目



第一節 島民に對する教育

1. 管内ニ準ス (所要時間一管内ニ付凡ソ二時間)

四、南洋群島ノ總説 (二時間)

1. 以上ノ復習總括

2. 南洋群島ニ於ケル行政ノ一斑

第二學期 教授豫定時數十六時

一、日 本 (四時間)

1. 領土ト其ノ面積

2. 地勢、氣候、産業、交通ノ概要

3. 國民ノ種別ト其ノ數

4. 行政區劃ノ概要ト地方區劃

二、關東地方 (六時間)

1. 地勢、産業

2. 交通、都邑

3. 明治神宮 (明治天皇ノ御盛徳)

4. 伊豆七島及小笠原諸島

三、奥羽地方 (二時間)

1. 地勢、産業

2. 交通、都邑

四、中部地方 (四時間)

1. 地勢、産業

2. 交通、都邑

第二學期 教授豫定時數十時

一、近畿地方 (六時間)

1. 地勢、産業

2. 交通、都邑

3. 皇大神宮 (天照大神ノ御神徳)

4. 神武天皇ト日本ノ建國

二、中國地方 (二時間)

1. 地勢、産業

2. 交通、都邑

三、四國地方 (二時間)

1. 地勢、産業

2. 交通、都邑

補習科第二學年

第一學期 教授豫定時數二十時

一、九州地方 (三時間)

1. 地勢、産業

2. 交通、都邑

4. 日韓併合

六、關東州 (二時間)

1. 區域、住民

2. 地勢、産業、都邑、

3. 租借地 (東洋平和)

七、日本ノ總説 (四時間)

1. 山系ト火山脈

2. 河川、平野、海岸

3. 各種ノ産業

4. 交通 (特ニ南洋群島トノ交通)

第二學期 教授豫定時數十六時

一、世 界 (一時間)

1. 概 説

二、アジア洲 (五時間)

1. 位置、地勢、産業、交通

2. 滿洲、シベリヤ

3. 支那本部、孔子

4. 印度、釋迦

5. 東南アジア

3. 元寇ト日本海々戰

4. 琉球列島

二、北海道地方 (二時間)

1. 地勢、産業

2. 交通、都邑

3. 千島列島

三、樺太地方 (二時間)

1. 地勢、住民、産業

2. 都邑、交通

3. 明治三十七八年戰役

四、臺灣地方 (三時間)

1. 地勢、産業

2. 交通、住民

3. 都邑、澎湖諸島

4. 明治二十七八年戰役

五、朝鮮地方 (四時間)

1. 地勢、産業

2. 交通

3. 住民、都邑

第三章 日本統治以後の教育



第一節 島民に對する教育

三、ヨーロッパ (四時間)

1. 位置、地勢、産業、交通

2. イギリス、フランス、イタリヤ

3. ドイツ、ロシア、其ノ他

4. キリスト

四、アフリカ洲 (一時間)

1. 位置、地勢

2. スエズ運河

五、北アメリカ洲 (三時間)

1. 位置、地勢、産業

2. 交通、パナマ運河

3. アメリカ合衆國 (二時間)

六、南アフリカ洲

1. 位置、地勢

2. 産業、交通

第三學期 教授豫定時數十時

一、大洋洲 (三時間)

1. 位置、區分、地勢、産業

2. オーストラリヤ

3. 太平洋上ノ諸島 (三時間)

4. 交通(特ニ南洋群島トノ交通)

二、世界ト南洋群島

1. ドイツノ占領

2. 歐洲ノ大戰

3. 日本ノ委任統治

三、地球ノ表面 (四時間)

1. 地球ノ大サ

2. 經度、緯度

3. 晝夜

4. 陸地ト海洋

公學校理科教授要目

昭和五年三月十五日  
南洋廳訓令第八號

庶務課、支廳、公學校

第二學年 (每週一時)

本學年ニ於テハ學校又ハ附近ニ於ケル天然物及自然現象ニ就キ專ラ觀察ヲ爲サシメ基礎知識ヲ授クルト共ニ觀察力ノ養成ニ努ムヘシ

理科教授要目

本學年ノ教材ハ土地ノ情況ニ應シテ成ルヘク觀察ノ容易ナルモノヲ選ビ適宜變更シテ教授スルヲ妨ケス  
教授時數ハ一學年間ヲ約四十六時間ト豫定シ其ノ中ニテ兒童ヲ學校外ニ引率シテ觀察セシムル爲及復習其ノ他ノ爲ニ教授ヲ進行シ得サル時間ヲ約十一時ト見積リ殘レル三十五時ヲ以テ教授ヲ進行スルモノトシ第一學期ニハ十六時間、第二學期ニハ十二時間第二學期ニハ七時間ニ相當スル教材ヲ配當シ各教材ノ題下ニ其ノ教授時數ヲ附記セリ、サレト此ノ時數ハ大體ノ標準ヲ示スニ止マルモノニシテ必シモ之ニ據ルヲ要セス

第一學期

- 一、花のいろいろ (三時間)
- 二、くだもの (二時間)
- 三、農園の作物 (二時間)
- 四、種 子 (二時間)
- 五、いろいろの芽 (二時間)
- 六、葉のさまざま (二時間)
- 七、筍より親竹へ (二時間)
- 八、蜘蛛の巣 (二時間)

第三章 日本統治以後の教育

九、あ り (二時間)

一〇、にわとり (二時間)

一一、犬 (二時間)

一二、山 羊 (二時間)

第二學期

一、ねずみとねこ (二時間)

二、蝶 (二時間)

三、魚のいろいろ (二時間)

四、貝のいろいろ (二時間)

五、ぼおふりより蚊へ (二時間)

六、石のいろいろ (二時間)

七、燃ゆる物 (二時間)

八、雲とスコール (二時間)

九、に じ (二時間)

一〇、かみなり (二時間)

第三學期

一、太陽 (二時間)

二、月 (二時間)

三、星 (二時間)



第一節 島民に對する教育

- 四、海 (一時間)
- 五、船と港 (一時間)
- 六、私どものからだ (二時間)

第三學年 (每週二時)

本學年ニ於テハ主トシテ觀察實驗ニ基キ極メテ平易ニ理科ニ關スル知識ノ一班ヲ得シメムコトヲ努ムヘシ又日常ニ於ケル衛生上ノ注意ハ特ニ實行シ易キ事項ヲ選ヒテ教授スヘシ

本要目ノ教材中土地ノ情況ニ依リ適切ナラサルモノハ類似ノ教材ヲ選ヒ又季節ニ合セサルモノハ順序ヲ變更シテ教授スルヲ妨ケス教授時數ハ一學年間ヲ約九十二時間ト豫定シ其ノ中ニ兒童ヲ學校外ニ引率シテ實地ニ觀察セシムル爲及復習其ノ他ノ爲ニ教授ヲ進行シ得サル時間ヲ約二十四時間ト見積リ殘レル六十八時間ヲ以テ教授ヲ進行スルモノトシ第一學期ニハ二十八時間、第二學期ニハ二十四時間、第二學期ニハ十六時間ニ相當スル教材ヲ配當シ各教材ノ題下ニ其ノ教授時間ヲ附記セリサレト此ノ時間ハ大體ノ標準ヲ示スニ止マルモノニシテ必スシモ之ニ據ルヲ要セス

第一學期

- 一、ぶつそらげ (二時間)
- 二、かぼちや (一時間)
- 三、さといも (一時間)
- 四、カツサバ (一時間)
- 五、まめ (一時間)
- 六、さとうきび (一時間)
- 七、あさがお (一時間)
- 八、なす (一時間)
- 九、うきくさ (一時間)
- 一〇、木麻黄 (一名小笠原松) (一時間)
- 一一、バナナ (一時間)
- 一二、椰子 (二時間)
- 一三、蝶 (一時間)
- 一四、ぼたる (一時間)
- 一五、とんぼ (一時間)
- 一六、こおろぎ (一時間)
- 一七、あり (一時間)
- 一八、かえる (一時間)
- 一九、空氣 (二時間)

- 二〇、水 (二時間)
- 二一、泉、井、川 (二時間)
- 二二、水蒸氣、水 (二時間)

第二學期

- 一、パパヤ (一時間)
- 二、たこの木 (一時間)
- 三、パインアップル (一時間)
- 四、うづぼかずら (一時間)
- 五、たばこ (一時間)
- 六、にはとり (一時間)
- 七、はと (一時間)
- 八、牛 (二時間)
- 九、うになまこ (一時間)
- 一〇、貝類 (二時間)
- 一一、えびかに (一時間)
- 一二、石炭 (二時間)
- 一三、鐵 (一時間)
- 一四、物の重さ (二時間)
- 一五、太陽、月 (二時間)

第三章 日本統治以後の教育

- 一六、光 (二時間)
- 一七、熱 (二時間)

第三學期

- 一、土と岩石 (一時間)
- 二、層 (一時間)
- 三、火 (二時間)
- 四、酸素 (二時間)
- 五、炭酸ガス (二時間)
- 六、衣服 (二時間)
- 七、食物 (二時間)
- 八、住居 (二時間)
- 九、衛生 (二時間)

補習科第一學年 (每週二時)

本學年ニ於テハ稍々進ミタル程度ニ於テ教授スヘキモ兒童ノ理會力ヲ超ユルコトナク且ツ成ルヘク利用方面ニ重キハ置キテ教授スヘシ

第一學期



第一節 島民に對する教育

- 一、竹 (一時間)
- 二、ヤム芋 (一時間)
- 三、タロー芋 (一時間)
- 四、レモングラス (一時間)
- 五、稻 (一時間)
- 六、時計草 (一時間)
- 七、カボック (一時間)
- 八、ゴムの木 (一時間)
- 九、榕樹 (一時間)
- 一〇、マンゴ (一時間)
- 一一、みかん (一時間)
- 一二、海藻 (一時間)
- 一三、はち (一時間)
- 一四、せみ (一時間)
- 一五、蠅 (一時間)
- 一六、蚊 (一時間)
- 一七、あひる (一時間)
- 一八、みつすい(俗稱紅雀) (一時間)
- 一九、ねずみ (一時間)

第二學期

- 二〇、ぼら (一時間)
- 二一、かつを (一時間)
- 二二、露、雲、雨 (一時間)
- 二三、風 (一時間)
- 一、マニラ麻 (一時間)
- 二、サイザル (一時間)
- 三、鐵木 (一時間)
- 四、たまな (一時間)
- 五、マンゴローブ (一時間)
- 六、へび (一時間)
- 七、馬 (一時間)
- 八、豚 (一時間)
- 九、こもり (一時間)
- 一〇、海 (三時間)
- 一一、流水のはたらき (一時間)
- 一二、土 (一時間)
- 一三、食鹽 (一時間)
- 一四、水素 (一時間)

- 一五、酸素 (一時間)
- 一六、アルコール (一時間)
- 一七、錫、鉛、亜鉛、アルミニウム (二時間)
- 一八、銅 (一時間)
- 一九、金、銀 (一時間)
- 二〇、水晶 (一時間)

第三學期

- 一、地震 (一時間)
- 二、重力 (二時間)
- 三、挺子 (二時間)
- 四、秤 (二時間)
- 五、慣性 (二時間)
- 六、摩擦 (二時間)
- 七、振子ト時計 (二時間)
- 八、ポンプ (一時間)
- 九、四季と晝夜の長短 (二時間)

モ人身生理衛生ノ初歩ハ保健上特ニ適切ナル事項ヲ選ヒテ教授スヘシ

第一學期

- 一、レダ (一時間)
- 二、こけ (一時間)
- 三、きのこ (一時間)
- 四、パンの木 (一時間)
- 五、クロトン (一時間)
- 六、種子の發芽 (一時間)
- 七、種子の散布 (一時間)
- 八、蜘蛛 (一時間)
- 九、みみず (一時間)
- 一〇、つばめ (一時間)
- 一一、かめ (一時間)
- 一二、いか、たこ (一時間)
- 一三、くらげ、いそぎんちやく、かいめん (一時間)
- 一四、さんご (一時間)
- 一五、さんご礁 (一時間)

補習科第二學年 (每週二時)

本學年ニ於テハ前學年ト同一ノ方針ニ依リ教授スヘク中ニ

第三章 日本統治以後の教育



第一節 島民に對する教育

- 一六、鹽酸 (一時間)
- 一七、硫酸 (一時間)
- 一八、硝酸 (一時間)
- 一九、苛性ソーダ (一時間)
- 二〇、炭酸ソーダ (一時間)
- 二一、石炭 (一時間)
- 二二、アンモニヤ (一時間)
- 二三、火山、火成岩 (三時間)
- 二四、水成岩、地層 (三時間)

第二學期

- 一、星 (一時間)
- 二、日食 (一時間)
- 三、月食 (一時間)
- 四、氣温 (一時間)
- 五、低氣壓 (一時間)
- 六、熱の移り方 (一時間)
- 七、熱と氣體の壓力 (一時間)
- 八、光の反射 (一時間)
- 九、平面鏡 (一時間)

- 一〇、光の屈折 (一時間)
- 一一、レンズ (二時間)
- 一二、色 (二時間)
- 一三、音 (二時間)
- 一四、磁石 (一時間)
- 一五、電氣、電流 (三時間)
- 一六、電燈 (一時間)
- 一七、電信機、電鈴 (二時間)
- 一八、電話機 (一時間)

第三學期

- 一、石油 (二時間)
- 二、鑄鐵 (一時間)
- 三、人體の組立 (二時間)
- 四、食物 (三時間)
- 五、消化 (一時間)
- 六、血液の循環 (一時間)
- 七、呼吸 (二時間)
- 八、尿と汗 (一時間)
- 九、腦、脊髓、神經及感覺器 (一時間)

一〇、保健

(二時間)

公學校農業科教授要目

昭和五年八月八日 南洋廳訓令第二八號

庶務課、支廳、公學校

農業科教授要目

本要目ハ農業ノミヲ授クルモノトシテ立案セリ故ニ公學校規則第十七條第二項ニ依リ水産ノミヲ授ケ又ハ農事、水産ヲ併セ課スル場合ニハ別ニ立案ノ上教授スヘシ

耕種農業ノ教授ハ特ニ實習ニ重キヲ置ク必要アルヲ以テ本要目中ニハ各種ノ作物ヲ列舉セリ然レトモ栽培ニ關スル一般概念ヲ授クルハ更ニ重要ナルヲ以テ個々實習ノ際教師ハ常ニ右概念ヲ兒童ニ理會セシメムコトヲ努ムヘシ

本要目中ニハ同一教材ニシテ本科ト補習科トニ重出スルモノ少カラス教授者ハ兒童ノ程度ヲ考慮シ夫々適當ニ教授スヘシ

本要目ノ教材中土地ノ情況ニ適セサルモノアルトキハ之ニ代ルヘキ教材ヲ選ビ又實習其ノ地ノ都合ニ依リ順序ヲ變更シテ教授スルヲ妨ケス

農業ノ教材ハ一時ニ其ノ教授ヲ完結シ得サルモノ多シ教授

第三章 日本統治以後の教育

者ハ隨時必要ニ應シ之カ部分的取扱ヲナスヘシ

各教材ノ題下ニ附記セル教授時間數ハ實習ノ時間ヲ含メ大體ノ標準ヲ示シタルモノニシテ必スシモ之ニ據ルヲ要セス

第二學年 (每週一時)

第一學期

- 一、カツサバ (三時間)
- 二、整地ト農具 (五時間)
- 三、種子まき (三時間)
- 四、大根 (三時間)
- 五、間引 (二時間)
- 六、草取 (二時間)

第二學期

- 一、ヤム芋 (三時間)
- 二、玉蜀黍 (三時間)
- 三、豆類 (三時間)
- 四、こやし (三時間)
- 五、こやしの施方 (二時間)

第三學期

- 一、鶏の飼方 (三時間)



第一節 島民に對する教育

- 二、作物の取入 (二時間)
- 三、農業 (三時間)

第三學年 (每週二時)

第一學期

- 一、作物 (三時間)
  - 二、甘藷 (四時間)
  - 三、菸類 (五時間)
  - 四、苗床 (四時間)
  - 五、葱 (四時間)
  - 六、茄子 (五時間)
  - 七、甘蔗 (四時間)
  - 八、作物の病虫害 (四時間)
  - 九、土壤と水利 (四時間)
- 第二學期
- 一、瓜類 (五時間)
  - 二、タロイ芋 (四時間)
  - 三、バナナ (四時間)
  - 四、豚の飼方 (五時間)

- 五、森林 (三時間)
- 六、椰子 (五時間)
- 七、植樹及び手入 (三時間)

第三學期

- 一、里芋 (五時間)
  - 二、パイナップル (四時間)
  - 三、花卉 (五時間)
  - 四、農業の改良 (三時間)
- 補習科第一學年 (每週四時)
- 一、農業 (四時間)
  - 二、作物 (四時間)
  - 三、天氣 (五時間)
  - 四、稲 (六時間)
  - 五、灌漑及び用水 (四時間)
  - 六、選種 (五時間)
  - 七、整地及び其の用具 (六時間)
  - 八、白菜と體菜 (六時間)
  - 九、日光 (三時間)
  - 一〇、植方の疎密 (四時間)

- 一、雜草と除草 (六時間)
- 二、南瓜 (六時間)
- 三、甘蔗 (六時間)
- 四、害虫の驅除 (六時間)
- 五、益蟲及び益鳥 (五時間)

第二學期

- 一、苗床 (五時間)
- 二、茄子 (六時間)
- 三、葱 (五時間)
- 四、甘藷 (六時間)
- 五、養鶏 (五時間)
- 六、鶏卵の孵化及び育雛 (六時間)
- 七、山羊 (五時間)
- 八、煙草 (五時間)
- 九、豇豆と鶴豆 (五時間)
- 一〇、播種の深淺 (三時間)
- 一一、施肥 (四時間)
- 一二、速効肥料と遲効肥料 (五時間)

第三學期

第三章 日本統治以後の教育

- 一、果物 (五時間)
- 二、果樹 (六時間)
- 三、果樹の剪定及び整枝 (五時間)
- 四、果樹の施肥及び手入 (五時間)
- 五、果樹の繁殖 (六時間)
- 六、果樹の移植 (四時間)
- 七、品種の改良 (五時間)

補習科第二學年 (每週四時)

- 第一學期
- 一、農學 (四時間)
  - 二、胡瓜と西瓜 (六時間)
  - 三、落花生 (六時間)
  - 四、カツサベ (五時間)
  - 五、澱粉製造 (四時間)
  - 六、作物の病害 (六時間)
  - 七、椰子 (六時間)
  - 八、コブラの製造 (四時間)
  - 九、森林 (五時間)



第一節 島民に對する教育

- 一〇、植樹及び手入 (四時間)
- 一一、養蜂 (六時間)
- 一二、養豚 (六時間)
- 一三、牛 (六時間)
- 一四、家畜の飼養 (四時間)
- 一五、家畜の管理 (四時間)

第二學期

- 一、大根 (六時間)
- 二、土壤と土層 (四時間)
- 三、土壤の由來 (四時間)
- 四、腐植の生成 (四時間)
- 五、土壤の成分 (四時間)
- 六、肥料の成分 (五時間)
- 七、土壤の吸收力 (五時間)
- 八、連作と輪作 (四時間)
- 九、土壤の改良 (六時間)
- 一〇、手間肥 (六時間)
- 一一、金肥 (六時間)
- 一二、肥料の施用 (六時間)

手工科  
授要目

第三學期

- 一、工藝作物 (八時間)
- 二、庭園と花壇 (八時間)
- 三、農業の要素 (四時間)
- 四、農業の經營 (四時間)
- 五、農家の共同 (四時間)
- 六、農業の助長 (四時間)
- 七、農業と社會 (四時間)

公學校手工科授要目

昭和六年一月十五日  
南洋廳訓令第一號  
庶務課、支廳、公學校

土地ノ情況ニ依リ材料ノ得難キ場合又ハ其ノ他ノ事情ニ依リ本要目ニ據リ難キ場合ハ適宜他ノ教材ヲ充テ教授スヘシ本要目ニ掲ケタル外補充教材トシテ豆細工、蜀黍稗細工其ノ他適當ナルモノヲ教授スルコトヲ得各教材ノ題下ニ附記セル教授時間數ハ大體ノ標準ヲ示シタルモノニシテ必スシモ之ニ據ルヲ要セス

第一學年 (每週一時)

第一學期

- 一、折紙 紙ノ折方 (一時間)
- 二、同 家 (一時間)
- 三、同 豚 (一時間)
- 四、同 オルガン (一時間)
- 五、同 飛行機 (一時間)
- 六、同 帆掛船 (一時間)
- 七、同 風車 (一時間)
- 八、同 龜 (一時間)
- 九、同 紙鐵砲 (一時間)
- 一〇、同 紙の使用方法紙帶 (一時間)
- 一一、同 紙の使用方法紙帶 (一時間)
- 一二、同 紙の使用方法紙帶 (一時間)
- 一三、同 紙 鑷 (一時間)
- 一四、同 梯子 (一時間)
- 一五、同 四角排べ (一時間)
- 一六、同 三角排べ (一時間)
- 一七、同 木の葉 (一時間)
- 自由選題 (二時間)

第三章 日本統治以後の教育

第二學期

- 一、切 拔 尺度使用法 (一時間)
- 二、同 尺度使用練習—正四角形 (一時間)
- 三、同 紋形四ツ目 (一時間)
- 四、同 吹 流 (一時間)
- 五、同 犬 (一時間)
- 六、同 自由選題 (二時間)
- 七、粘土細工 毬と卵 (一時間)
- 八、同 供 餅 (一時間)
- 九、同 粘土鑷 (一時間)
- 一〇、同 自由選題 (一時間)
- 一一、同 蠟 燭 (一時間)
- 一二、同 自由選題 (二時間)

第三學期

- 一、粘土細工 皿 (一時間)
- 二、同 角砂糖 (一時間)
- 三、同 橋 (一時間)
- 四、同 文 鏡 (一時間)
- 五、同 蠟 (一時間)



第一節 島民に對する教育

- 六、同 煉瓦と煉瓦積 (二時間)
- 七、同 自由選題 (二時間)

第二學年 (每週一時)

第一學期

- 一、切抜 長方形 (一時間)
- 二、同 同(寸法ヲ定ム) (一時間)
- 三、同 方形(寸法ヲ定ム) (一時間)
- 四、同 色紙袋 (一時間)
- 五、同 樹木 (一時間)
- 六、同 風車 (一時間)
- 七、同 風景 (二時間)
- 八、同 自由選題 (一時間)
- 九、粘土細工 葉形の楊枝皿 (一時間)
- 一〇、同 ペン皿 (一時間)
- 一一、同 コップ (一時間)
- 一二、同 筆立 (一時間)
- 一三、同 茶碗 (一時間)
- 一四、同 貝殻 (一時間)
- 一五、同 パナナ (一時間)

第二學期

- 一六、同 自由選題 (二時間)
- 一、粘土細工 茄 (一時間)
- 二、同 南瓜 (一時間)
- 三、同 胡瓜 (一時間)
- 四、同 魚 (一時間)
- 五、同 鳥 (一時間)
- 六、同 自由選題 (二時間)
- 七、切抜 小刀の用法と研方 (一時間)
- 八、同 紙の裁方—裁板、裁定の用意 (一時間)
- 九、同 色の配合標本 (二時間)
- 一〇、同 草花 (一時間)
- 一一、同 自由選題 (二時間)
- 一、厚紙細工 厚紙の切方 (一時間)
- 二、同 角形の箱 (二時間)
- 三、同 手提箱 (二時間)
- 四、同 風景(切抜貼附) (二時間)
- 五、同 自由選題 (二時間)

第三學年(男) (每週一時)

第一學期

- 一、厚紙細工 舞蛇—圓規の用方 (二時間)
- 二、同 六角コップ (二時間)
- 三、同 ベケツ (二時間)
- 四、同 自由選題 (三時間)
- 五、竹細工 菓子箸 (二時間)
- 六、同 糊 笥 (二時間)
- 七、同 手拭掛 (一時間)
- 八、同 柄杓 (二時間)
- 九、同 自由選題 (二時間)

第二學期

- 一、木工 鉋の用法と研方 (二時間)
- 二、同 木札、鋸及直角定規の使用法 (二時間)
- 三、同 土瓶敷 (一時間)
- 四、同 自由選題 (二時間)
- 五、椰子細工 箆 (二時間)
- 六、同 簍(又ハ簾) (二時間)
- 七、同 椰子繩 (三時間)

第三章 日本統治以後の教育

第三學期

- 一、椰子細工 筆立 (二時間)
- 二、同 茶托 (二時間)
- 三、同 揚拔入 (一時間)
- 四、同 灰 落 (二時間)
- 五、同 自由選題 (二時間)

第三學年(女) (每週一時)

第一學期

男子第一學期教材ニ同シ

第二學期

- 一、紙細工 紙摺(小摺) (一時間)
- 二、同 同(觀世摺) (一時間)
- 三、同 提帳 (一時間)
- 四、同 和本綴 (二時間)
- 五、同 竹掃子 (二時間)
- 六、島材編物 お手玉 (一時間)
- 七、同 バスケ (二時間)
- 八、同 莫 崖 (四時間)



第一節 島民に對する教育

第三學期

- 一、編物 紐の編方 (一時間)
- 二、同 總の造方 (一時間)
- 三、同 鎖編、小編練習 (二時間)
- 四、同 圓形花瓶敷 (三時間)
- 五、同 自由選題 (二時間)

補習科第一學年(男) (每週二時)

第一學期

- 一、粘土細工 彫刻―敷瓦 (四時間)
- 二、同 花瓶 (四時間)
- 三、同 動物 (四時間)
- 四、同 自由選題 (六時間)
- 五、厚紙細工 筆入 (三時間)
- 六、同 狀挿 (三時間)
- 七、同 圓筒 (四時間)
- 八、同 文庫 (四時間)
- 九、同 自由選題 (四時間)

第二學期

第三學期

- 一、粘土細工 植木鉢 (四時間)
- 二、同 アーチ (四時間)
- 三、同 自由選題 (六時間)
- 四、厚紙細工 紙挾 (六時間)
- 五、同 家 (四時間)
- 六、同 自由選題 (六時間)

補習科第一學年(女) (每週二時)

第一學期

- 一、木工 門札―平板の正しき削方 (三時間)
- 二、同 製圖につきて (三時間)
- 三、同 置物臺製圖 (二時間)
- 四、同 置物臺製作 (五時間)
- 五、同 自由選題 (五時間)

男子第一學期教材ニ同シ

第二學期

- 一、編物 長編練習 (二時間)
- 二、同 六角形湊掛 (七時間)

- 三、同 丸形袋物 (七時間)
- 四、同 筐編練習 (二時間)
- 五、同 筵編練習 (二時間)
- 六、同 自由選題 (八時間)

第三學期

- 一、造花 寒椿 (六時間)
- 二、同 梅の折枝 (六時間)
- 三、同 自由選題 (六時間)

補習科第二學年(男) (每週二時)

第一學期

- 一、木工 手箱製圖 (二時間)
- 二、同 手箱製作 (四時間)
- 三、同 本立設計圖 (二時間)
- 四、同 本立製作 (四時間)
- 五、同 自由選題 (六時間)
- 六、椰子細工 印籠 (四時間)
- 七、同 柱掛花瓶 (四時間)
- 八、同 灰落(彫刻附) (六時間)

第三章 日本統治以後の教育

- 九、同 自由選題 (四時間)

第二學期

- 一、金工 火箸 (二時間)
- 二、同 ビスカン (二時間)
- 三、同 看燒 (四時間)
- 四、同 龜甲網 (六時間)
- 五、同 漏斗 (四時間)
- 六、同 塵取 (四時間)
- 七、同 自由選題 (六時間)

第三學期

- 一、貝細工 杓子 (二時間)
- 二、同 楊子入 (四時間)
- 三、鼈甲細工 栞 (四時間)
- 四、同 靴籠 (四時間)
- 五、同 自由選題 (四時間)

補習科第二學年(女) (每週二時)

第一學期

- 一、刺繡 臺布の張方 (二時間)



第一節 島民に對する教育

- 二、同 基礎繡 (四時間)
  - 三、同 から松 (四時間)
  - 四、同 梅花 (四時間)
  - 五、同 胡蝶 (四時間)
  - 六、同 文字の繡方 (六時間)
  - 七、袋物 名刺入 (六時間)
  - 八、同 巾着 (六時間)
- 第二學期
- 一、袋物及び 蓆口 (六時間)
  - 二、同 手提袋 (六時間)

(六) 其の他教科用書

木工徒弟養成所の教科書は、國語の教科書としては文部省著作尋常小學國語讀本卷九、十、十一の三冊を一・二學年に使用し、算術教科書は、仲本三三著新主義小學算術學習書、尋常科第五學年用、同第六學年用、高等科第一學年用の三冊を、一・二學年に使用してゐる。其の他の教科目に就ては、學校所定の教授細目に依り適宜に口授筆記せしめてゐる。

其の他宗教學校等に於ては、教科書に類するものは殆んどなく、唯聖書を島語に譯したものの、讚美歌のパンフレット等を使用して居る所があるのみである。

- 三、同 自由選題 (七時間)
  - 四、組紙 平組 (三時間)
  - 五、同 綾組 (三時間)
  - 六、同 紋組 (三時間)
- 第三學期
- 一、島材編物 巻煙草ケース (八時間)
  - 二、同 手提カバン (十時間)
- 附則
- 本令ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

二、社會教育

島民の社會教育には、南洋群島占領當初より、其の子弟の教育と同様に、種々の方法を以て其の指導につとめて居る。

元來島民は、天與の資物を以て衣・食・住の用に供し、進んで耕作し、工夫して衣食の資料を得る事に努める事が少かつた。そこで各群島では、各種の講習會を開催して、各群島適宜に衣・食・住及び授産の方法を講じた。即ち農事の講習會を開設して耕作の方法を教へ、手工藝の講習會を開いて、授産の途を開き、鍛冶、木工の講習會を開催して、住居改善の方法を教へた。

更に自覺したる青年を指導して、島民青年團を組織せしめ、彼等の自治的精神の養成と、人道的修養、及合理的體育の方法を指導してゐる。又占領當初より毎年一回、内地觀光團を組織して、島民有識者を内地に派遣して、内地の文化を直觀せしめ、其の文化向上と、内地に對する認識を深くせしむることに力めて居る。

(1) 各種講習會の開催

南洋群島が我が國の領有となつて間もなく、二の守備隊で、自發的に島民の成人教育として、適當な島民を農業、工業の練習生として、その教育を施し實績を掲げて居たが、臨時南洋群島防備隊司令部では、時宜を得た方法であると認めて、

軍政、民  
政時代の  
講習會



第一節 島民に對する教育

本教育ハ島民指導啓發上極メテ有益ニシテ是非共勵行セラレ度御趣意ニ有之候條、自今各隊共通宜方法ヲ定メ出來得ヘクンハ鍛冶業ヲモ加ヘ實施上機宜報告相成度

と大正五年八月二十三日參謀長の名を以て各守備隊長宛通牒された。

各守備隊では、講師其他種々の事情の下に實施が出来なかつた所もあつたが、サイパン、パラオ、トラツタ等の各守備隊では繼續的に實施された。

當時實施されて居た、農業、工業講習の實狀を知る爲、サイパン及パラオ守備隊で實施されて居た講習會規則を掲げて参考に資することとする。

サイパン農事講習會設立趣旨

大正五年十月二十四日  
サイパン軍政廳長

サイパン農事講習會

本島々民教育上實際生活ニ最モ必要ナル教育ハ、島内ノ産業ヲ興シ島民ノ福利ヲ増進スルニ如クモノナシ。然ルニ今日迄島民ハ、農業ノ何タルヲ知ルノ途ナク、唯天恵自然ノ生育ニ恃ミ、更ニ人爲的合理ノ作業ヲ施スヲ見ス、故ニ天與ノ利源ハ何等開發セラルル事ナク、徒ニ投捨セラル故ニ島民少青年ニ對シ、農業の概念ヲ與フルト同時ニ、實務ヲシテ合理的ニ作業セシメ、勤勞ノ美風ヲ養成センカ爲簡易ナル農事講習ヲ行ヒ、以テ島民教育ノ一助トナサン事ヲ期ス。

農事講習方法

- 一、農事講習生ハ年齢十五歳乃至十七歳ノ青少年ヲ撰ヒ毎週三日(當分)隔日午前七時ヨリ十一時マテ從業セシムルモノトス其ノ選抜ハ村長助役ニ命シ之ヲ定ム(但シ當分ノ内廿名ヲ限リチャムロ十名、カナカ十名ノ豫定ナリ)
- 二、農業講習所ハ現在ノ小學校ノ一部ヲ以テシ小學校舍新築移轉ノ上ハ同校舎ヲ専用トシ一室ハ參考陳列場トス

- 三、農事講習ノ方法ハ毎日一時間最モ簡易ナル農業上ノ概念ヲ講演シ同時ニ講演概要ノ印刷物ヲ配付ス他ノ三時間ハ政廳附屬ノ農園試作場ヲ實習地トシテ實務ニ從事セシム指導者ハ専ラ毎日教授セシ問題ヲ直チニ指導スルノ方針ヲトルコト
- 四、講習ノ教材ニ供シタル種苗等ハ場合ニヨリ其ノ一部ヲ講習生ニ配布スルコトトシ實習場ニ於ケル生産物ノ一部ヲ試賣セシメ農場生産ニ關スル收支損益ノ關係ヲ知ラシメ收入金額ヲ以テ講習生獎勵費ノ一助トナスコト
- 五、講習會費ハ一切徴收セサルコト
- 六、講習生ノ講習當日ニ於ケル晝食ハ官給トス

サイパン農事講習會規則

サイパン農事講習會規則

- 第一條 本會ハサイパン農事講習會ト稱シ舊サイパン小學校内ニ講習所ヲ設ク
- 第二條 本會ハ島民ニ必須ナル簡易農業教育ヲ授ケ務メテ實習ヲ課シテ技能ヲ養ヒ、兼テ勤勉勞働ノ美風ヲ養成スルヲ目的トス

- 會長 軍政廳長
- 副會長 民政事務官
- 教育主任 農事囑託員
- 評議員 村長及助役

教育主任ハ會長、副會長ノ命ニ從ヒ會務一切ヲ掌リ講習生ノ指導ヲナス

第四條 農事講習生ノ定員ハ當分ノ間二十名以内トシ年齢十五歳乃至十七歳ニシテ身體強健思想強固ナルモノニ限り評議員ノ推選ニヨリ會長之ヲ定ム

第五條 農事講習生ノ教育年限ヲ一ケ年トシ止ムヲ得サル事情アルモノノ外退會ヲ許サス

第六條 毎日曜日及祭祝日ヲ除キ隔日左ノ時間ヲ以テ講習ス

第三章 日本統治以後の教育



第一節 島民に對する教育  
 午前七時乃至八時 作業法等説明  
 午前八時乃至十時 實習  
 (備考 司令部ノ司令ニヨリ訂正セルモノヲ記載セリ)

パヲオ農事講習規程

大正六年二月十日  
パヲオ軍政廳長

パヲオ農事講習規程

第一條 本講習ハ普通農事畜産業ノ獎勵ヲ圖ルヲ以テ目的トス  
 第二條 講習ノ科目及定員左ノ如シ

普通農事  
 園 藝 二〇名  
 畜 産

但シ時宜ニ依リ定員數ヲ増減スルコトアルヘシ  
 第三條 講習員ハ左ノ資格ヲ有スルモノトス

年齢十八歳以上三十歳以下ノ男子ニシテ  
 體格強壯ナルモノ  
 品行方正ナルモノ  
 自費講習ノ資力アルモノ

第四條 講習期間ハ三科ヲ通シテ六ヶ月トシ毎年第一回ハ四月ニ始マリ九月ニ、第二回ハ十月ニ始リ翌年三月ニ終了スルモノトス  
 第五條 規定ノ農事講習ヲ終ヘタルモノニ對シ特ニ補習ヲ必要ト認メタルトキハ臨時講習ヲ開クコトアルヘシ

第六條 講習生ハ各村長ニ若干名選擇セシメ其ノ中ヨリ選拔ス  
 第七條 講習用器具ハ之ヲ貸與ス  
 第八條 規定ノ期間ヲ修了シタルモノニハ修業證書ヲ授與ス  
 第九條 講習生ニシテ素行修マラス或ハ成業ノ見込ナキモノハ退學ヲ命スルコトアルヘシ

パヲオ工業講習規程

パヲオ工業講習規程

第一條 本講習ハ造家、家具製作ノ職工ヲ養成スルヲ目的トス  
 第二條 講習ノ科目及講習ノ定員左ノ如シ

造家科  
 家具科 六名

但シ時宜ニ依リ定員外ヲ許可スルコトアルヘシ  
 第三條 講習生ハ左ノ資格ヲ有スル者トス  
 年齢十五歳以上ノ男子  
 體格強壯ナルモノ  
 品行方正ナルモノ  
 自費講習ノ資力アルモノ

第四條 講習期間ハ一科一ケ年トシ毎年四月開始シ翌年三月ヲ以テ修了ス  
 但シ尙引續キ實習ヲ希望スルモノハ特ニ許可スルコトアルヘシ

第五條 講習生ハ各村長ニ若干名選擇セシメ其ノ中ヨリ選拔ス  
 第六條 講習材料ハ當廳ヨリ之ヲ交付スヘキト雖便宜講習生自己ノ材料ヲ提供シ講習スルモ妨ケナシ此ノ場合現品ハ其ノ材

第三章 日本統治以後の教育



第一節 島民に対する教育

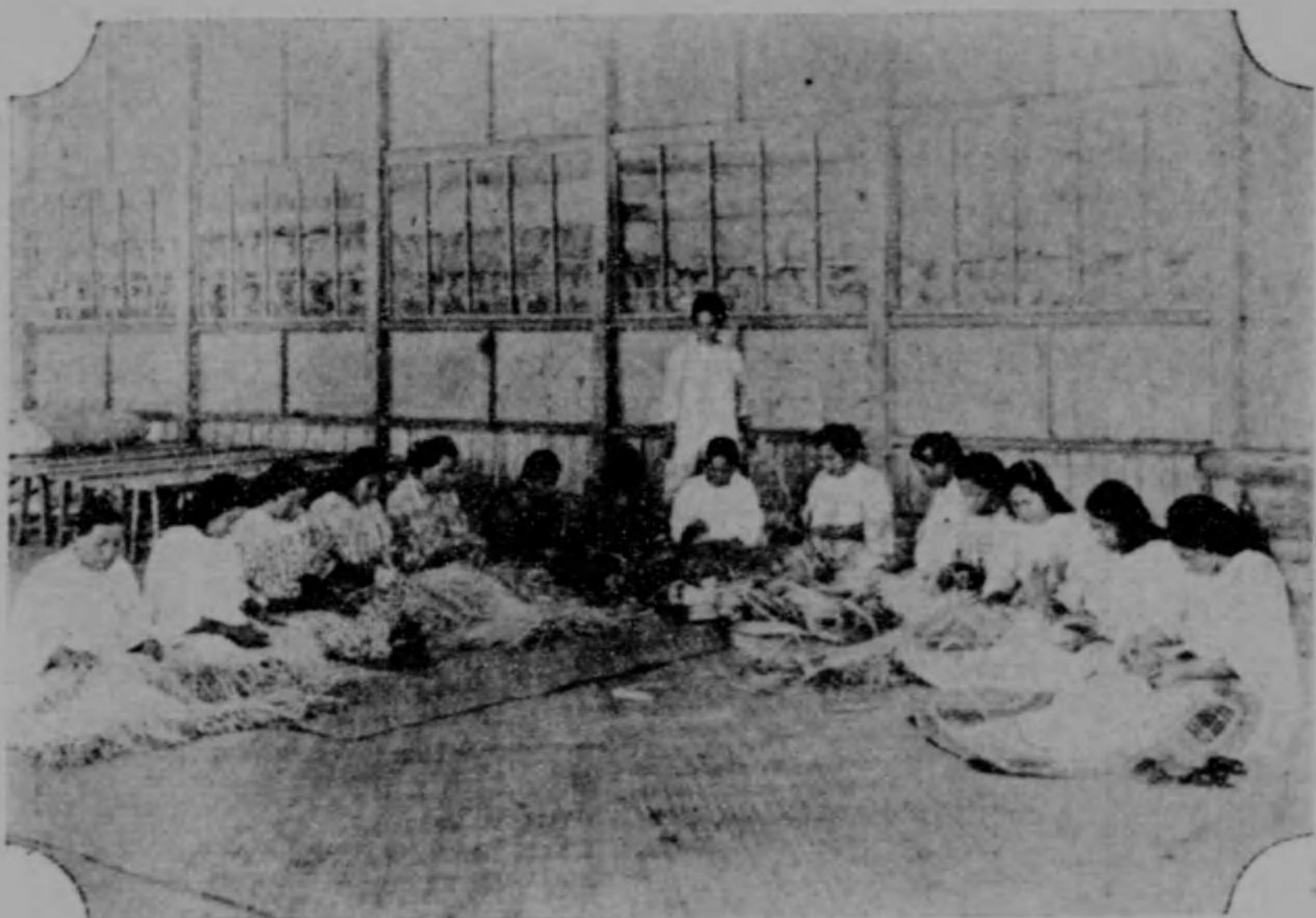
料ヲ提供シタル講習生ニ交付スヘシ

第七條 講習用器具ハ各自ノ負擔トス

但シ一時貸與スルコトアルヘシ

第八條 規定ノ年限ヲ修了シタルモノハ修業證書ヲ交付ス

第九條 講習生ニシテ素行修マラス又學業修業ノ見込ナキモノハ退學ヲ命スルコトアルヘシ



圖六十四第 (年六和昭) 習講物編の子女民島トールヤ

各守備隊中には事情止む得ず、講習會を開催する運びに至らなかつた所もあつたが、軍政時代、民政時代に於ける、各民政區の受講者數を擧ぐると次の通りである。

サイパンに於ては前述の方法を以て、毎年農事講習會を開講し、受講者は大正六年度十四名、同七年度七名、同八年度十六名、同九年度十七名、同十年度十三名で、南洋廳時代となつても繼續された。

ヤップでは講習會の開設の機運に至らず南洋廳時代になつて開講された。

パラオでは農事講習會受講者は大正五年三月から同十三年三月までに二百三十九名、木工及木挽四十二名の受講者があつた。

トラクツでは、農事講習會受講者が、大正六年度に四十九名同

南洋  
の講  
習時  
會代



圖七十四第 (年七和昭南) 習講物編の子女民島ブツヤ



圖八十四第 習講物編の子女民島ベナボ (年十和昭)

七年度に二十六名、同八年度に三十六名、同九年度に二十四名、同十年度に十二名あり、鍛冶工講習會修業者が大正五年度に五名、同六年度に十名、同七年度に八名あつた。木工及木挽受講者も昭和五年度に七名同六年度に十三名、同七年度に十名あり、それ〴〵盛況であつた。

ボナベでは時々講習會が行はれたが、計畫的に繼續して行はれず、ヤルートに於ては實施に至らなかつた。講師は各政廳の技手及び邦人大工が其の任に當つてゐたが、適當な人がある場合は民間からも講師を聘した。

南洋廳の設置以後も繼續して各講習會が開催され、其の範圍を廣くして、手工藝講習會をも開講して、島民の授産の方策を講じた。

農業講習會は、支廳又産業試



驗場（熱帯植物研究所の前身）及同支所で行はれつゝある。期間は年に依つて一定して居ない、開設當初は六ヶ月位のものもあつたが、現今は多く一年である。講習科目は普通作物、特用作物の栽培、林學及畜産に關する事項であつた。

手工藝講習會は、帽子その他各種の製作及材料加工等を講習するもので、各支廳で開催されたが、其の期間は六ヶ月のものがあり、一年のものがあつて同一でない。特にヤツブ及ヤルートでは一定の團體を組織せしめて、之に補習金を支給し、支廳指導の下に行はしめつゝある。

鍛冶講習は、簡易な金物、刃物の製作法を講習するもので、大正十一年度、十二年度、十三年度にヤツブ支廳で行はれた。

木工及木挽講習は、木工及木挽として必要な事項を講習するもので、非衛生的な島民家屋の改善には、木工及木挽の養成が急務であるとして、ヤツブ、バラオ、トラツク支廳等で開催されて居たが、大正十五年、木工徒弟養成所が設置せられてから之を廢止し、木工の養成は同所で行はれることになつた。

南洋廳設置以來（大正十一年）、農事講習會に要した經費及講習人員を示せば次の通りである。

島民農事講習會修了者數及所要經費

年度別	サイパン		ヤツブ		バラオ		トラツク		ポナビ		ヤルート		計
	人員	經費	人員	經費	人員	經費	人員	經費	人員	經費	人員	經費	
大正十一年	一九	五〇、六五	三〇	三〇〇、〇〇	一六	一、〇四七、二〇	三四	二、〇四四、〇〇	四三	八〇〇、〇〇	一五	三九、九三	五、四三三、七七
大正十二年	三〇	九六、〇〇	一九	一、四〇〇、〇〇	一七	一、一七七、七四	三八	一、二〇〇、四〇	一一	八八、四三	一一	三四六、〇三	五、六七〇、三〇

大正十三年	一七	七三、四六	九	五九三、〇〇	一五	五八五、七五	二八	六〇八、八〇	一〇	六四六、八〇	三	一三三、九九	八二	三、二六〇、八〇
大正十四年	七	四二六、七八	五	三〇〇、〇〇	—	—	五	三六四、六〇	五	三三〇、〇〇	—	—	二二	一、四二一、三八
大正十五年	八	五五五、〇〇	一〇	五三九、七〇	—	—	八	五七一、六〇	九	二八四、四〇	—	—	三五	一、九九〇、七〇
昭和元年	八	四六六、八〇	一〇	五九八、三〇	—	—	一〇	七〇九、〇〇	四	一五九、〇〇	—	—	三五	二、一三七、一七
昭和二年	九	六六六、九〇	九	五〇四、六九	八	三〇九、一八	一〇	七三三、三三	七	一九二、九七	—	—	四三	二、三四五、九七
昭和三年	九	五七五、〇三	一〇	四八八、五八	八	四〇八、三五	一〇	七二〇、〇〇	八	三五五、六〇	—	—	四四	二、五四七、四六
昭和四年	八	五三〇、〇〇	一〇	四八〇、〇〇	八	三三四、三〇	一〇	七三四、〇〇	七	三三〇、〇〇	—	—	四五	二、四四〇、〇〇
昭和五年	一〇	五二二、六〇	一〇	五三四、二九	一〇	三二七、三〇	一〇	七九六、九〇	七	三四七、二一	—	—	四五	二、三〇〇、〇〇
昭和六年	八	四七四、〇〇	九	四七六、六六	六	三三九、七〇	一〇	七四六、一〇	五	三六八、九〇	—	—	四〇	二、三三〇、三六
昭和七年	八	四六〇、〇〇	八	四五六、〇〇	七	二六二、三五	一〇	六三五、〇〇	八	三六六、六五	—	—	四一	二、二三五、九八
昭和八年	一〇	五〇七、〇〇	九	四六〇、五三	八	二五五、九〇	一〇	六三五、〇〇	七	三三八、九八	—	—	四四	二、一四七、四二
昭和九年	一〇	四七七、〇〇	一〇	四八〇、〇〇	六	一七二、五〇	一〇	六〇〇、〇〇	八	四〇六、三三	—	—	四四	二、一五四、七二
昭和十年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

(ロ) 青年團、その他

社會教育施設として、南洋群島占領當時は國語を普及せしむる爲に、軍政當局では各守備隊長に對し、島民巡警、使用人、及希望者に對し、適當な時期に國語を傳習せしむべく通達した。

大正五年十月二十三日サイパン軍政廳長の報告に依ると、サイパンでは巡警二名、使用人六名、島民希望者五十





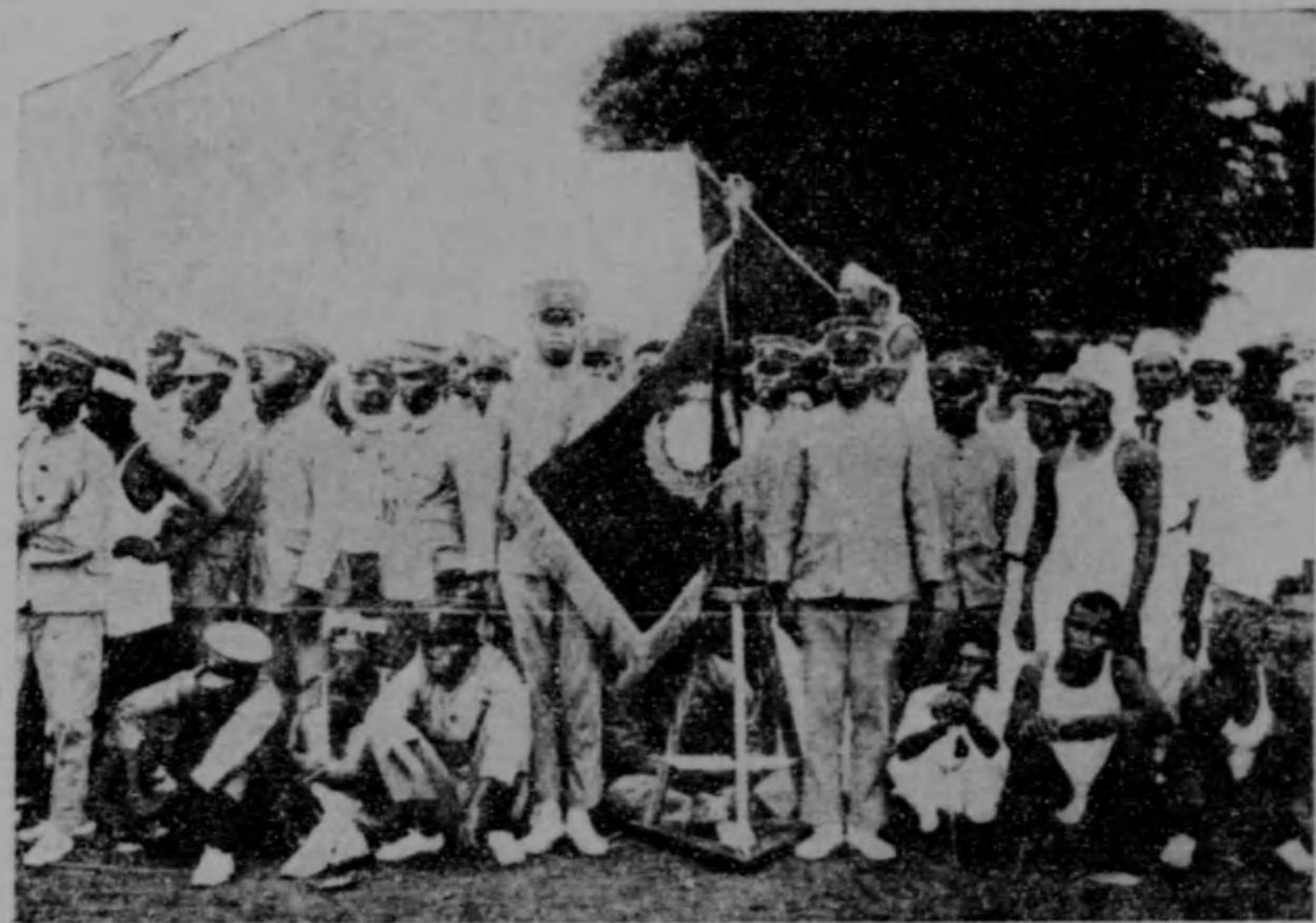


ヤツブ聯合青年團が組織され、社會奉仕事業、體育獎勵、業産開發、風俗改善を目標として居る、昭和五年十二月二十五日にはヤツブ南部女子青年團が設立され、昭和十年三月十四日にヤツブ北部女子青年團が組織されて、それ

は女子の修養、社會奉仕事業、風俗改善を以て目的とされて居る。

パラオ支廳管内では、昭和二年八月二十六日に支廳長は管下の各公學校長を召集して、公學校下を一單位として修養を目的とする青年團を組織するやう提唱された。そこで以前に設立されて居た青年團も、其の方案により改造されることとなつた。

コロル公學校下青年團は、校下各村、(コロル、アイライ、アイミリーキ、アルモノグイ)の青年團を各一個の青年團として組織せしめ、之を綜合して校下青年團と稱し、昭和三年八月十一日一齊に發團式を舉行した。其の事業は殆ど同一で、コロル青年團は精神修養、工事、荷役、防疫等の公共事業、體育事業を以て主な事業とし、アイライ青年團、アイミリーキ青年團、アルモノグイ青年團では精神修養、公共事業補習、體育獎勵を主な事業として居る。團員は、



第五十一圖 オラバ島青年團員(昭和六年)

公學校卒業以上二十五歳迄を正團員とし、二十五歳以上の者を特別團員とし、コロル公學校職員が其の指導の任に當つて居る。

コロル校下女子青年團も、校下青年團と同様の形式で組織され、昭和三年八月十五日に一齊に發團式が舉行された。而してコロル女子青年團、アイライ女子青年團、アイミリーキ女子青年團、アルモノグイ女子青年團の四團體を以て校下女子青年團とし、其の主なる事業は、各女子青年團とも、修養講話會、家事實習會、共同耕地開墾事業等で、公學校職員が其の指導者となつて居る。

マルキヨク公學校下青年團は、大正十五年の中頂から、舊若連中組の公學校卒業生が青年團と自稱して居たが、何等組織的のものでなかつたが、パラオ支廳長の提唱により、マルキヨク公學校長は、青年有志と相計り、校下青年團を組織して、昭和二年十月三十日に創立發會式を舉行した。校下青年團には、マルキヨク支部、カイシヤル支部、オギワル支部の三支部があり、其の主なる事業は、團員の修養、補習教育、公共的奉仕作業、體育獎勵等で、團員は公學校卒業後二十五歳までの青年で、其の指導にはマルキヨク公學校職員及駐在巡查が之に當つて居る。

ガラルド校下青年團は、大正十三年一月二十六日 今上陛下、皇太子殿下の御時御成婚奉祝當日創立の讃同を得、同年六月二十日に發會式を舉行し、御成婚記念事業として、荒蕪地八町歩の寄附を受け、椰子林を植林し大正十五年全部植付を完了し、大正十四年には會館をも建設した。本團は創立當初はガラルド校同窓會と稱して居るが昭和三年十一月十日御大典を機として、ガラルド校下青年團と改稱し、本部をガラルド公學校所在地に、支部をガラルド、アルコロン、ガラスマオの各村に置き、主な事業は團員の修養、産業、公益、衛生事業等で、會員は十五



歳以上三十歳までの男子とし、ガラルド公學校職員及邦人信望家が指導して居る。尙十四歳以下男子は之を少年組として特別の指導をなし、ガラルド女子青年團婦女組、處女組をも組織して女子の修養機關として居る。

リベリユー青年團は、大正十五年一月に組織されたベリリユー公學校同窓會を改造して、昭和三年九月二十八日に、青年團と改稱して發團式を舉行した。其の主な事業は、團員の修養會、體育獎勵、公共事業の助勢等で、記念林として、椰子林三千九百坪を經營して居る。團員は公學校卒業後直に入團し、滿三十歳迄として居る、指導者は公學校職員、駐在巡查、邦人支部長等が之に當つて居る。更に女子青年團も附設して、女子の修養にため、お針會を設け裁縫の練習を行つて居て、其の指導は公學校女教員が之に當つて居る。

アンガウル青年團は、從來チャモロ族、カナカ族別個に青年結合があつたものを、昭和三年九月一日之を併合してアンガウル青年團を創立した。

主な事業は、團員の修養、講演會、講習會の開催、運動獎勵、公益事業等で、滿十五歳以上、滿二十五歳迄の青年を團員とし、アンガウル公學校職員が之を指導して居る。

トラック  
トラック支廳管内には各島に青年團が組織されて居て、之を統合する爲に、トラック支廳管内各島青年聯合會が



（年六和昭）練訓の團年青民島クツラト 圖二十五第

支廳管内

ある、昭和二年二月十一日に創立されたもので、既に設立された各島青年團の統一融和を圖るを以て其の目的とし支廳長が會長として之を指導統制して居る。



舍宿寄校學公島夏の他の其及員年青島夏 圖三十五第  
（年二十和昭）仕奉力勞事工營新



（年二十和昭）發出事工路邊の員團年青島囉月 圖四十五第

夏島青年團は、大正十四年十月三日に設立され、團員の修養、講習講話、體育及島民生活の向上改善を以て其の目的として、團員は十五歳以上三十歳迄の男子を以てし、其の指導には公學校職員及支廳職員が之に當つて居る。



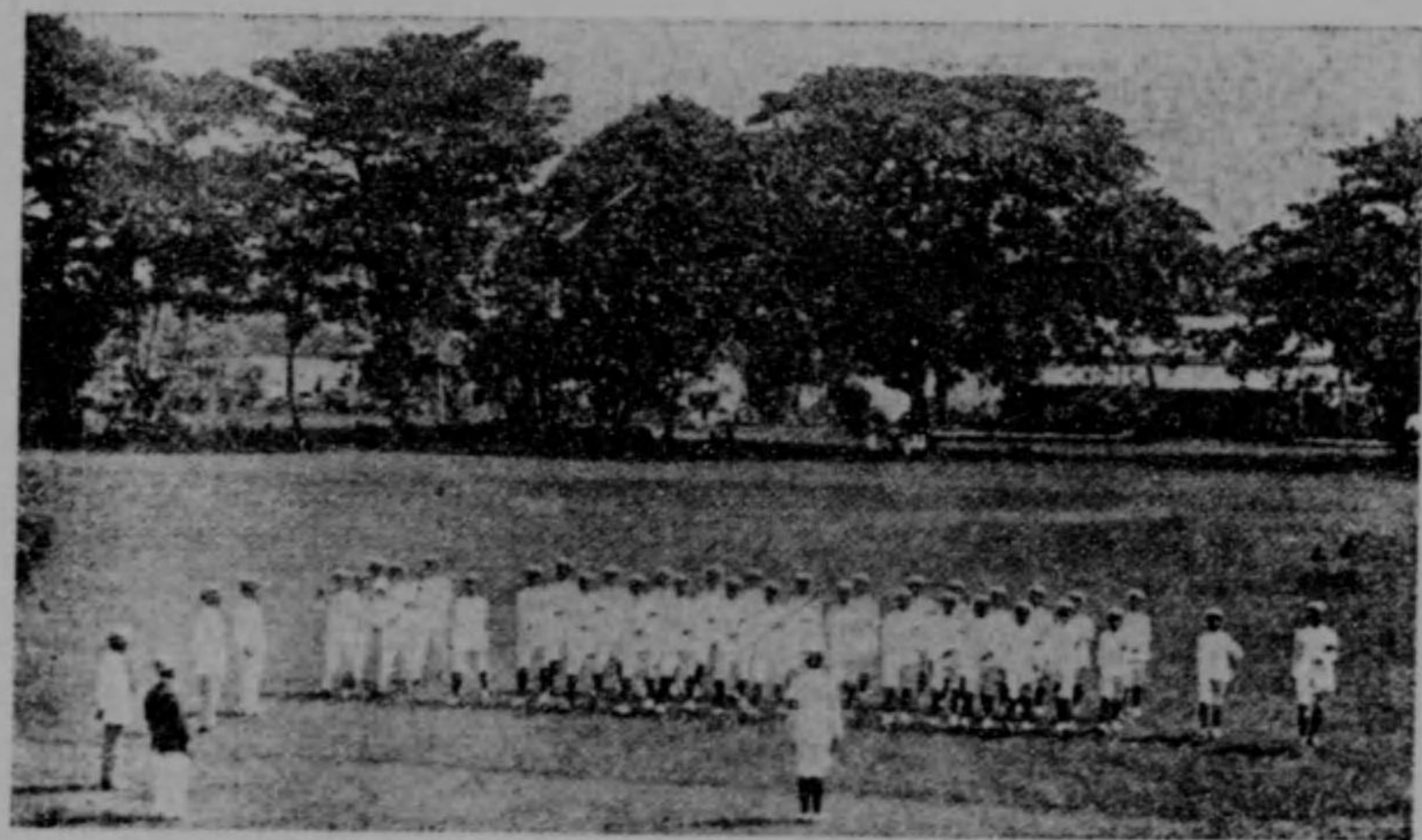
春島青年團も、夏島青年團と同じく大正十四年十月三日を以て創立され、冬島青年團は同年九月十五日に創立し、水曜島青年團は、同年十月二十日の創立であり、月曜島青年團も同日創立され、秋島青年團は同年十一月三日、モートルック青年團は同年十二月一日、北西離島青年團は大正十五年十一月三十日にそれぞれ創立されること、

なつた。各青年團共、其の目的及團員年齢は夏島青年團と軌を同じうし、指導者は各地の公學校職員及支廳職員が其の指導をなし、支廳は在留邦人中から適當な人物を選び指導員を任命して、各團に配置して指導せしめて居る。

ボナベ支廳管内では、大正十二年にコロニーに青年團を創立し、十五歳以上二十五歳迄の男子を團員として、團員の親睦と知徳の向上及び地方改善の實を擧ぐる事を目的として居た。

大正十三年には規約を改正して、公學校卒業者並半途退學者其の他年齢三十歳未満の者を網羅して團員とし、ボナベ全島に亘つた青年團を組織して、本部をボナベ支廳内に置くこととし、大正十三年八月八日に發團式を擧行した。其の主なる目的は青年の指導訓練及び公共事業の補助で、支廳及び公學校職員が其の指導に當ることとなつた。

ボナベ支廳管内



第五十五圖 ボナベ青年團員の訓練(昭和六年)



第五十六圖 ボナベ青年團員の奉仕(昭和六年)

大正十四年二月十五日には、更に規約を改正して公學校區域を一團とし、各公學校長を團長とするナット、ジョーカジー、ウー、マクラニーム、キチーの五青年團を組織して、各團毎に規約を制定したが、その主なる目的は各團共青年の指導訓練、公共事業の補助である。

更に各團を總括するボナベ聯合青年團は、支廳長を團長に仰ぎ、各團の融合統制を目的として居る。

クサイ島に於ては、大正十二年二月十一日にクサイ青年團(ボナベ聯合青年團クサイ支部)が組織され青年の指導訓練、公共事業の補助を以て目的とされ、公學校職員、警部補派出所員が指導の任に當つて居る、クサイ女子青年團は昭和十年十月三日に創設さ

れ女子の修養、公共奉仕を以て目的として居る。

ヤルト支廳管内に於ては、昭和十一年一月二十五日、マールシャル聯合青年團が組織され、青年の修養、訓話、國語講習會、社會奉仕を以て目的とし、支廳、公學校職員等が指導者となつて居る。

ヤルト支廳管内



第一編 島民に對する教育

昭和三年度以來の各支廳別、男、女青年團員數を示せば次の通りである。

(毎年四月末日現在)

各年度、支廳別團員數

支廳別	年度別		サイパン		ヤップ		パラオ		トラツク		ボナベ		ヤルード		總計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計	
昭和三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和六年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和十年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
總計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(ハ) 觀光團附留學生

島民をして内地の實狀を見聞させる事は、彼等をして日本を眞に信頼せしむる上にも、亦彼等の生活改善向上を圖るためにも必要である。それで當局は占領の翌年大正四年より繼續して毎年島民の村吏、有力者其の他を以て内地觀光團を組織し、東京、大阪等内地樞要の地を觀光せしめ産業、交通、教育其の他あらゆる文化施設を見學せし

めつゝあるが、之が彼等の精神の開發、民度の向上、及其の社會教育に及ぼす効果は顯著なものがある。尙島民子弟の中にも公學校の教育を受けたのみでは満足出來ず。尙進んで内地及び外國に留學せんとする者があるが、當局では之を保護斡旋して、其の勉學の便をはかつて修學せしめ、島民の知識向上を圖つて居る。

(一) 内地觀光團

島民に内地の實情を知らしめて、社會教育に資する施設として、内地觀光團がある。島民の門閥家、及び有識者を選抜して觀光團を組織し、親しく帝國の風物に接せしめて、歸島の上、我が文化の情況を一般島民に傳へしめる事は、施政上にも、島民文化向上の上にも、其の効果が尠くないことを認め、群島占領の翌年の大正四年五月二日に臨時南洋群島防備隊司令部では、各守備隊に左記の要領を以て、觀光員の選抜並必要なる諸準備を爲さしめることとした。

觀光員選拔要領

大正四年五月二日  
臨南防第二二八號

觀光員選拔要領

- 一、觀光員ハ成ルヘク酋長、名望家等實力アリ且誠實ナル者ヨリ選拔スルコト
- 二、觀光員ノ數ハ各民政區三名以内(但シボナベ民政區ニ限リボナベ島ヨ)トシ各民政區ニ於テ一名宛通辨ヲ附スルモ妨ケナシ
- 三、旅程豫想
  - 東西各地ノ觀光員ハ便宜トラツクニ集合八月上旬トラツク發ノ運送船便ニテ出發、サイパン民政區觀光員ハ、サイパン寄港ノ際乗船
  - 八月中旬頃横須賀着ノ上約一ヶ月間觀光
  - 九月中旬頃横須賀發ノ運送船便ニテ歸島

第三章 日本統治以後の教育







選抜範圍擴張

れた。

第一節 島民に對する教育

内地觀光團ノ件

大正六年三月十三日  
臨南防民第一七〇號

(前文省略)

- 一、觀光員ノ數ハ各民政區五名以内トス
- 二、觀光員ハ總村長、村長、地方名望家又ハ有力者(以上既往觀光團ニ加ハリタル者ヲ除ク)及此等ノ者ノ子弟ニシテ小學校ヲ卒業シ、又ハ現ニ修業シ學業、體格、品行、優良ニシテ特ニ國語ニ通スル者ヨリ之ヲ選抜スルコト
- 三、觀光員ハ第一項定員外各其ノ妻及小學校卒業又ハ在學中ノ女子ヲ同行スルヲ得ルコト
- 四、老齡又ハ身體虛弱ノ爲歩行ニ堪ヘサル者並傳染病疾患アルモノハ之ヲ避ルコト
- 五、旅程
- 觀光員ハ六月下旬迄ニトラツクニ集合便船次第出發ノコト但シサイパン民政區ノ觀光員ハ該便船ノサイパン寄港ノ際乗船ノコト
- 六、觀光ノ費用、服裝及携帶品
- 汽車賃、宿泊料及往復船内ノ食費ハ官給ス
- 旅行中必要ナル小遣、被服及其ノ他ノ旅具ハ之ヲ携帶セシムルコト
- バラオ、ヤツブノ觀光員ニハ要スレハ内地到着ノ際一人ニ付洋服二着、靴一足ヲ官給スルコトアルヘシ
- 七、通譯
- 本年ノ觀光團ニハ通譯ヲ附セス第二項ノ小學校修業生又ハ卒業生ニシテ、國語ニ通スル者ヲ以テ之ニ充ツ
- 八、自費觀光
- 自費觀光ノ希望者ハ支障ナキ限り内行許可セラルヘキニ付其ノ人名、男女別、年齡、體格、經歷等ヲ報告スルコト、但シ旅

費一人ニ付百圓以上所持スル者ニ限ル。

(附記) 軍政時代の島民學校を小學校と稱した。

こゝに面白く感ぜらるゝことは、バラオ、ヤツブ觀光員には洋服及靴を官給することである。裸體、跣足を常習として居る彼等に、洋服、靴を着けさせるには、當時隨分世話がやけることであつた。近來は島民も自費で洋服をとゝのへ、なか／＼スマートで邦人との區別がつけ悪い位に見える者も少くない様になつて來た。

次に内地觀光團に關する大正七年度の當局の記録を轉載して、當時の民情の一斑を窺知する資料とする。

觀光團の  
効果

臨時南洋群島防備隊現況概要 (抄) (大正七年六月)

本群島ノ民度東西其ノ揆ヲ一ニセサルモ未ダ原始時代ノ域ヲ距ル遠カラヌ加フルニ數次ニ亘ル領土權ノ變轉ニ遭遇シ統治者ノ甲乙ハ敢テ彼等ノ介意スル所ニアラス徒ラニ豐富ナル天産物ニ醉生夢死スルニ過キサヤノ觀ナキ能ハスト雖モ占領後已ニ四星霜ニ垂ントシ我カ爲政者ノ努力教育並已ニ三次ニ亘ル内地觀光團ノ効果邦人ノ移住等自然彼等ニ衣食住ノ欲望ヲ喚起セシメ懶惰放縱ノ惡風ヨリ漸次勤勞ヲ厭ハサル風習ニ馴致シ民度次第ニ向上セントシツツアルト共ニ各軍政廳共之ヲ遇スルノ途亦周到ナル考慮ヲ拂ヒツツアルヲ以テ今ヤ民心ノ嚮歸概シテ良好ニシテ一般ニ我施政ニ謳歌シツツアルモノノ如シ

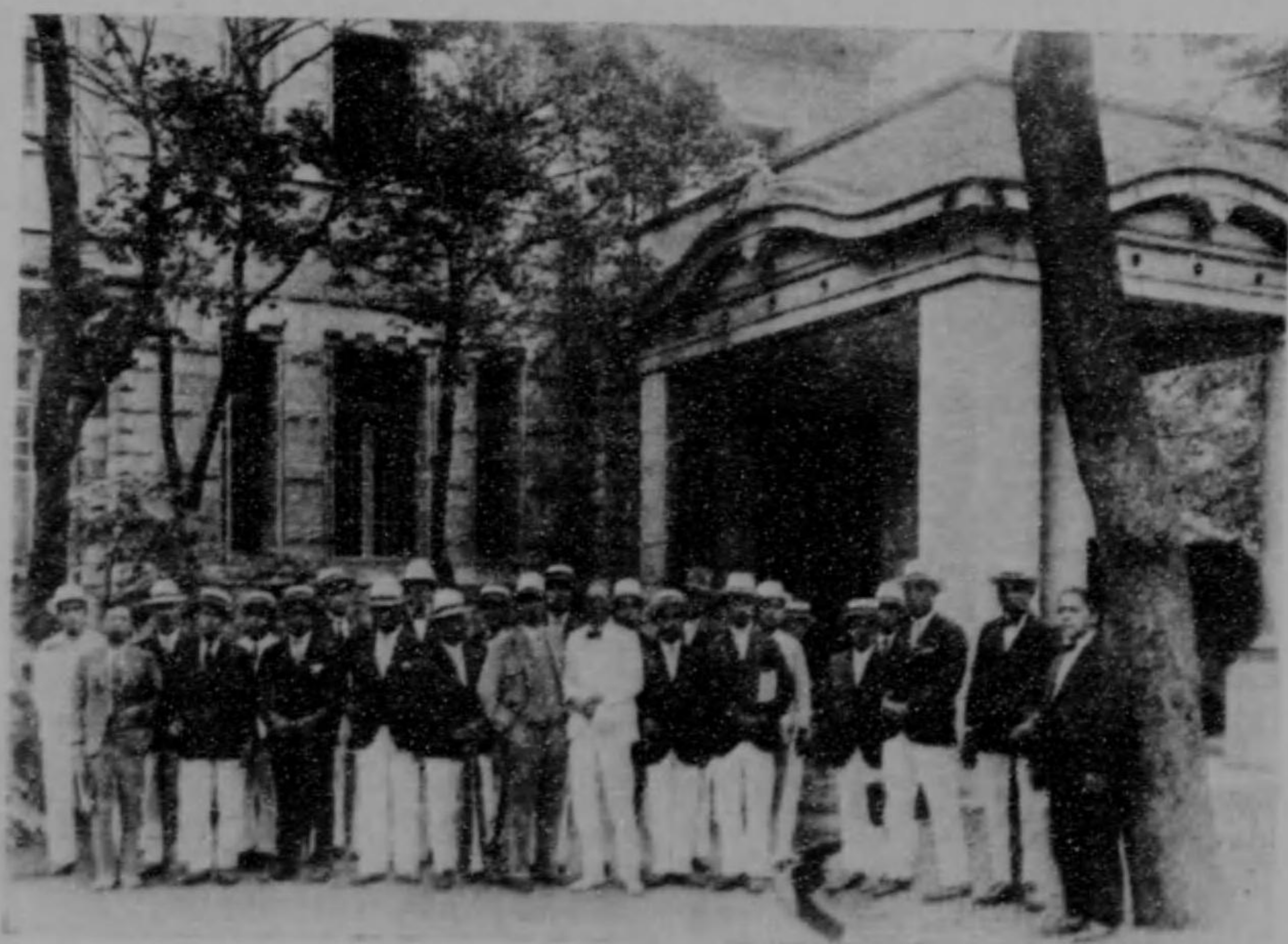
内地觀光團ノ齎セル効果ハ實ニ偉大ナルモノニシテ彼等ハ帝國ノ文明ニ一驚ヲ喫シ歸島後之ヲ其ノ同輩ニ吹聴シ日常ノ施政ヲ内地ノ文物ニ模倣スル等往々抱腹ニ値スルモノアリト雖モ椰子乾核ノ製造、高瀬貝ノ集收其ノ他勤勞ノ結果貯ヘ得タル資財ヲ投シテ自費觀光團ニ參加スルモノ續々多キヲ見ルニ至リシハ一ハ地理上ノ利便ト彼等ノ好奇心ニ因ルヘシト雖モ亦我皇國ヲ信賴シ施政ニ謳歌シツツアル所以ノ一端ヲ窺フニ足ルモノアラン

(以下省略)





(年十正大) 員團光觀地内 圖七十五第



(年十和昭) てに前邸官臣大務拓員團光觀地内 圖八十五第

斯くの如く其の効果が顯著であることを認め、観光團員の撰定其の他の條件には多少の變更はあつたが、爾來毎年夏季の候、内地滞在二十日内外の日數で、補助金を交付して内地の樞要な都市を觀光せしめて居るが、昭和十二年度より該事業は、南洋文化協會に移管され、翌十三年度より、公學校及木工徒弟養成所優良卒業生を各支廳一名

宛旅費其の他を全部支給して参加せしむる途も開かれた。各年度の観光員數を表示すれば次の通りである。

觀光團員數調査表

各年度觀光團員數

年	官費	私費	計	補助金	備考
大正四年	二二	一	二二	—	
大正五年	二六	八	三四	—	
大正六年	四五	二四	六九	—	
大正七年	四六	四二	八八	—	内女 一九
大正八年	三二	九	四一	—	内女 六
大正九年	?	?	?	—	
大正十年	三三	—	三三	—	内女 一
大正十一年	—	二三	二三	四、〇〇〇	内女 一
大正十二年	—	一九	一九	二、〇〇〇	
大正十三年	—	二八	二八	二、〇〇〇	
大正十四年	—	二〇	二〇	五〇〇	内女 一
大正十五年	—	一九	一九	二、〇〇〇	
昭和二年	—	一三	一三	一、三五〇	
昭和三年	—	二一	二一	一、五〇〇	



昭和四年	一五	一五	一、五六〇
昭和五年	一九	一九	一、五〇〇
昭和六年	一八	一八	八〇〇
昭和七年	二三	二三	一、五〇〇
昭和八年	一九	一九	一、五〇〇
昭和九年	二一	二一	一、五〇〇
昭和十年	二〇	二〇	一、五〇〇

尙南洋廳設置以後の觀光團員を各支廳別に表示すれば次の通りである。

内地觀光團員支廳別表

年度別	支廳別	サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ボナベ	ヤルット	計
大正十一年		一	九	一四	一	一	一	二三
大正十二年		一	一	一	三	七	九	一九
大正十三年		一	一	二八	一	一	一	二八
大正十四年		一	一	一	五	七	八	二〇
大正十五年		一	一	一九	一	一	一	二〇
昭和二年		一	一	一	四	九	一	一三

年度別	支廳別	サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ボナベ	ヤルット	計
昭和三年		四	一	一七	一	一	一	二一
昭和四年		一	一	一	一	一〇	五	一五
昭和五年		五	一	一四	一	一	一	一九
昭和六年		一	一	九	四	五	一	一八
昭和七年		一	六	一七	一	一	一	二三
昭和八年		一	一	一	五	九	五	一九
昭和九年		四	五	一二	一	一	一	二一
昭和十年		一	一	一	一〇	一〇	一	二〇

(三) 留學生

島民學校卒業生又は在學中の者で、内地若くは外國に留學しやうとする者があるときは、家庭の事情その他を調査して相當の保護を加へ、在留地に於ける宿所、保護人等を斡旋して通學上の便宜を計り、彼等をして安んじて研究し得る様な援助する方針とした。

民政時代大正八年に、サイパン島民ベードロ、アダ(チャムロ族十七歳)が内地留學の希望を申し出た。そこでサイパン民政署では之に關する一切の斡旋方を東京府に委嘱した。而して翌九年五月頃内地へ渡航し七月東京府青山師範學校附屬小學校尋常科第三學年の編入試験に合格した。之が南洋群島占領後に於ける内地留學生の嚆矢である。